

第33期 第3回 横浜市児童福祉審議会（総会）

[日時]令和4年3月29日（火）午後3時～
オンライン開催

1 こども青少年局長あいさつ

2 報告事項

- (1) 部会報告【資料4～資料7】
- (2) 令和4年度こども青少年局予算等について【資料8-1、8-2】
- (3) 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について【資料9-1、9-2】

=====

資料1	第33期横浜市児童福祉審議会委員名簿・部会名簿
資料2	第33期横浜市児童福祉審議会事務局名簿
資料3	横浜市児童福祉審議会条例・横浜市児童福祉審議会運営要綱
資料4	部会報告 里親部会
資料5	部会報告 保育部会
資料6	部会報告 児童部会
資料7	部会報告 障害児部会
資料8-1	令和4年度こども青少年局予算概要
資料8-2	令和4年度こども青少年局組織機構改革
資料9-1	「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について
資料9-2	「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案＜本体冊子＞

=====

第33期横浜市児童福祉審議会総会委員名簿

資料 1

(敬称略・50音順)

	氏 名	所属・役職等
1	アオヤギ ヒロコ 青柳 寛子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
2	アヤマ テツペイ 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
3	アカシ ヨウイチ 明石 要一	千葉敬愛短期大学 学長
4	アライ ジュンコ 新井 淳子	一般社団法人こどもみらい横浜 会長
5	◎ アラキダ ユリ 荒木田 百合	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
6	イシイ アキト 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
7	イワサ ミツアキ 岩佐 光章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
8	オオバ リョウジ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
9	オギソ ヒロシ 小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 専任教授
10	カヤマ セツコ 加山 勢津子	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表
11	○ カワゴエ リカ 川越 理香	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
12	コバヤシ オサム 小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准教授
13	シバヤ マサシ 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
14	タカハシ アツシ 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
15	タカハシ ユウイチ 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥横浜市東部地域療育センター 所長
16	タダ スミオ 多田 純夫	社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長
17	タナベ ユウジ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
18	テンヨウ ミホ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
19	ニイホリ ユミコ 新堀 由美子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長
20	ホソカワ カズミ 細川 一美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長
21	モリ カヨコ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
22	ヤマセ ノリコ 山瀬 範子	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 准教授

◎：委員長 ○：副委員長

【第33期任期】 令和2年11月1日～令和4年10月31日

第33期児童福祉審議会 部会名簿

◎：部会長 ○：副部会長

（敬称略・50音順、敬称略）

所属部会			氏名	所属・役職等
里親部会	委員	○	アライ ジュンコ 新井 淳子	一般社団法人こどもみらい横浜 会長
			カヤマ セツコ 加山 勢津子※	横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表
		◎	コバヤシ オサム 小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 准教授
			タナベ ユウジ 田辺 有ニ	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
			ホノカワ カズミ 細川 一美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長
保育部会	委員	◎	イシイ アキタ 石井 章仁※	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
			オオバ リョウジ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
			テンミノウ シホ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
			ニイホリ ユミコ 新堀 由美子	（公財）横浜市男女共同参画推進協会男女共同参画センター横浜相談センター長
			モリ カコ 森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
		○	ヤマセ リコ 山瀬 範子	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 准教授
	臨時委員		オギ マリ 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
			オオサワ ヒロミ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
			カリコミ ダイ 刈込 大	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
			ナカマル ミチエ 中丸 道江	横浜市PTA連絡協議会 書記
児童部会	委員		オギノ ヒロシ 小木曾 宏	東京経営短期大学 こども教育学科 専任教授
		◎	シバヤ マサシ 澁谷 昌史※	関東学院大学社会学部 教授
			タカハシ アツシ 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
		○	タカハシ ユウイチ 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥横浜市東部地域療育センター 所長
	臨時委員		モリヤマ ナオト 森山 直人	千葉大学学生支援課学生相談室 カウンセラー
障害児部会	委員	◎	イワサ ミツアキ 岩佐 光章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
		○	タダ スズオ 多田 純夫	社会福祉法人白根学園ぶどうの実 施設長
			モリ カコ 森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
放課後部会	委員		アオヤギ ヒロコ 青柳 寛子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		○	アオヤマ テツペイ 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
		◎	アカシ ユウイチ 明石 要一	千葉敬愛短期大学 学長
	臨時委員		ヘンミ シンイチ 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
			マツモト ユタカ 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
			ミズノ マサシ 水島 貴志	横浜市小学校長会 副会長
			ミヤザキ リョウコ 宮崎 良子	横浜市民生委員児童委員協議会栄区主任児童委員連絡会 代表
			ミヤナガ チエコ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

【第33期任期】 令和2年11月1日～令和4年10月31日

※で表示の委員については、複数部会へ所属

令和3年度 第33期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

区分	所 属	氏 名	
局長	こども青少年局長	吉川 直友	
部 長	副局長(総務部長)	福嶋 誠也	
	医務担当部長	岩田 眞美	
	青少年部長	遠藤 寛子	
	子育て支援部長	齋藤 真美奈	
	保育対策等担当部長	本城 泰之	
	こども福祉保健部長(児童虐待・DV対策担当部長兼)	武居 秀顕	
	こども福祉保健部担当部長	渋谷 昭子	
	中央児童相談所長	中澤 智	
課 長	総務課長	浦崎 真仁	
	放課後児童育成課長	松原 実千代	
	子育て支援課長	小田 繁治	
	子育て支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美	
	保育・教育運営課長	古石 正史	
	保育・教育運営課担当課長	真箇 裕子	
	保育・教育認定課長	大槻 彰良	
	保育対策課長	渡辺 将	
	保育対策課担当課長	佐藤 やよい	
	保育対策課担当課長	松崎 善夫	
	こども施設整備課長	白井 正和	
	こども家庭課長	奥津 正仁	
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	柴山 一彦	
	こども家庭課親子保健担当課長	戸矢崎 悦子	
	こども家庭課児童施設担当課長	村上 和孝	
	障害児福祉保健課長	及川 修	
	中央児童相談所副所長	深見 和夫	
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	深海 淳一郎	
	係 長	放課後児童育成課担当係長	大岩 真人
		子育て支援課担当係長	古林 直樹
こども施設整備課担当係長		佐藤 洋平	
こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長		足立 由紀子	
こども家庭課養護支援係長		石橋 大輔	
障害児福祉保健課担当係長		富岡 剛志	
中央児童相談所虐待対応・地域連携課担当係長		星澤 宏樹	

【事務担当】

企画調整課長	田口 香苗
企画調整課担当係長	生野 元康

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「保育・教育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係)

	<ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかつて指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和3年11月1日～令和4年2月28日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第4回	令和3年11月12日 14:00～17:00 (中央児童相談 GivernyMinamiビル 2階会議室)	1 審議事項 (1)審議案件 養育里親7件、養子縁組里親4件 計11件 (2)審議結果 11件承認 2 報告事項 (1)里親認定等状況報告
第5回	令和4年2月18日 14:00～17:40 (中央児童相談 GivernyMinamiビル 2階会議室)	1 審議事項 (1)審議案件 養育里親13件、養子縁組里親3件、専門里親1件 計17件 (2)審議結果 17件承認 2 報告事項 (1)里親登録更新者報告

2. 主な報告事項

第4回	
報告事項	里親認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された11件を承認した。
主な意見	特になし

第5回	
報告事項	里親認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された17件を承認した。
主な意見	特になし

令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和3年11月1日～令和4年2月28日

I. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第8回	令和3年11月15日18:30～ 20:00 (市役所18階 みなと4・5会議室)	I 審議事項 (1) 認可保育所の法人変更に伴う認可について

2. 主な報告事項

第8回	
報告事項	(1)認可保育所の法人変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された1法人5件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【第33期横浜市児童福祉審議会第8回保育部会の審議結果】

令和3年11月15日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 児童福祉審議会

(1) 認可保育所の法人変更に伴う認可について

審議の結果、付議された1法人5件を認可対象とすることとなりました。

令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和3年11月1日～令和4年2月28日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第10回	令和3年11月25日 15:00～17:20 (横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)	1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (3) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所) (4) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所) (5) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて(西部児童相談所)

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
<p>第10回 (続き)</p>		<p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>3 その他 (1) 児童相談所の体制強化に向けた検討について (報告) (こども家庭課) (2) 被措置児童等虐待の報告について (北部児童相談所)</p>

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第11回	<p>令和3年12月23日 15:00～15:50</p> <p>(横浜市中心児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)</p>	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>3 その他 なし</p>

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第12回	<p>令和4年1月27日 15:00~17:25</p> <p>(横浜市中心児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)</p>	<p>Ⅰ 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) (2) 児童福祉法第28条第1項に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所) (3) 児童福祉法第33条の7に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (北部児童相談所) (4) 児童福祉法第33条の7に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (北部児童相談所) (5) 児童福祉法第28条2項に基づく家庭裁判所への里親委託期間更新の申立てについて (北部児童相談所)

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
<p>第12回 (続き)</p>		<p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) (2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所) <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和3年度児童相談所一時保護所外部評価報告について (こども家庭課)

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第13回	<p>令和4年2月24日 15:00~15:55</p> <p>(横浜市中央児童相談所 ジヴェルニー ミナミ 2階会議室)</p>	<p>1 審議事項 (1) 児童福祉法第33条の7に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>2 報告事項 (1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所)</p> <p>3 その他 (1) 令和4年度予算について (こども家庭課)</p>

2. 主な報告事項

第10回	
報告事項	<p>Ⅰ 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(3) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(4) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p> <p>(5) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所)</p>
報告内容	「Ⅰ 審議事項」(1)～(5)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第10回（続き）	
報告事項	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて（北部児童相談所）</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 児童相談所の体制強化に向けた検討について（報告）（こども家庭課）</p> <p>(2) 被措置児童等虐待の報告について（北部児童相談所）</p>
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」について、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第11回	
報告事項	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p>
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p>
報告内容	「2 報告事項」について、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第12回	
報告事項	<p>Ⅰ 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)</p> <p>(2) 児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(3) 児童福祉法第33条の7に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(4) 児童福祉法第33条の7に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (北部児童相談所)</p> <p>(5) 児童福祉法第28条2項に基づく家庭裁判所への里親委託期間更新の申立てについて (北部児童相談所)</p>
報告内容	「Ⅰ 審議事項」(1)～(5)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第12回（続き）	
報告事項	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて（中央児童相談所）</p> <p>(2) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて（西部児童相談所）</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 令和3年度児童相談所一時保護所外部評価報告について（こども家庭課）</p>
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」について、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

第13回	
報告事項	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条の第7に基づく家庭裁判所への親権停止の申立てについて (中央児童相談所)</p>
報告内容	「1 審議事項」(1)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	<p>2 報告事項</p> <p>(1) 児童福祉法第33条第5項に基づく一時保護の継続承認の家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所)</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 令和4年度予算について (こども家庭課)</p>
報告内容	「2 報告事項」、「3 その他」について、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

令和3年度 児童福祉審議会部会報告書

(期間) 令和3年11月1日～令和4年2月28日

I. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第2回	令和3年11月9日 (市役所18階 なみき16会議室)	小児から成人への移行期（トランジション）支援に関する 意見書について

2. 主な報告事項

第2回	
報告事項	(1) 意見書の構成
報告内容	<p>“年齢によるはざま（特に小児期と成人期のはざま）”を切り口として、下記の5つのはざまを網羅的に検証していくこととした。</p> <p>① 年齢のはざま ② 法制度のはざま ③ 医療・福祉・教育・労働など各領域のはざま ④ 当事者、行政、各法人、民間などそれぞれの立場のはざま ⑤ 家庭における子どもと養育者（親）の関係性が変化していく移行期としての はざま</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・ 様々な“はざま”があると思うが、全てを扱うのは難しいため、最も分かりやすい「小児期と成人期のはざま」を切り口とすることは理解できる。・ サービスを提供する側だけでなく、ユーザー側の意見も聞きながら進める必要がある。
報告事項	(2) 意見書作成スケジュール
報告内容	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年10月頃の完成を目指して準備を進める・ 必要に応じてヒアリングを実施
主な意見	(特になし)

令和 4 年 度

予 算 概 要

こ ども 青 少 年 局

【目 次】

頁

◎ 令和4年度こども青少年局予算案について	1
◎ 令和4年度こども青少年局予算案総括表	4
◎ 保育・教育の基盤づくり	5
◎ 児童虐待対策の推進	7
◎ 子どもの貧困対策	9
◎ 新型コロナ対策	11
◎ 保育士等の処遇改善	12
1 新制度における保育・教育の実施等	13
<ul style="list-style-type: none"> ○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育 ○延長保育事業 ○保育・教育コンシェルジュの設置 ○年度限定保育事業 ○市立保育所民間移管事業 ○横浜保育室助成事業 ○認可外保育施設等利用料助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援 ○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 ○保育所等における業務効率化推進事業 ○市立保育所の業務支援システム ○給付費申請のオンライン化 ○保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用 ○指導・監査
2 多様な保育ニーズへの対応	15
<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり事業 ○幼稚園等における長時間預かり ○休日保育 	<ul style="list-style-type: none"> ○病児・病後児保育事業 ○24時間型緊急一時保育事業
3 保育所等整備事業	16
<ul style="list-style-type: none"> ○変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進 ○保育所等の新規整備等 	
4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	17
<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質向上の仕組みづくり ○保育・幼児教育職員等研修 ○幼保小連携・接続事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育資源ネットワーク構築事業の充実 ○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保
5 幼児教育の支援	19
<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 ○私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～ ○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ○私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 ○私立幼稚園等補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○幼稚園教諭等住居手当補助事業 ○保育・教育の質の確保・向上
6 放課後の居場所づくり	21
<ul style="list-style-type: none"> ○放課後キッズクラブ事業 ○放課後児童クラブ事業 ○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○プレイパーク支援事業 ○放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組
7 すべての子ども・若者の健全育成の推進	23
<ul style="list-style-type: none"> ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営
8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	24
<ul style="list-style-type: none"> ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型生活支援事業 ○就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

9	地域療育センター関係事業 ○地域療育センターの運営 ○総合リハビリテーションセンターにおける障害児支援の充実	○発達障害児等の通所支援	25
10	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業	○特別児童扶養手当事務費 ○障害児入所支援事業等	26
11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 ○子育て世代包括支援センター事業 ○妊婦・産婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○母子保健指導事業 ○乳幼児健康診査事業 ○新生児聴覚検査事業	○妊娠・出産サポート事業 ○育児支援事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児発達支援事業 ○不妊・不育相談等支援事業	27
12	地域における子育て支援の充実 ○地域子育て支援拠点事業 ○親と子のつどいの広場事業 ○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ○子育て支援者事業	○親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施 ○横浜子育てサポートシステム事業 ○乳幼児一時預かり事業 ○子育て家庭応援事業	29
13	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業		31
14	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	32
15	児童扶養手当等 ○児童扶養手当	○特別乗車券の交付	32
16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○養育支援の充実	○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組	33
17	社会的養護の充実 ○里親制度等の推進 ○施設等を退所する子どもへの支援	○児童措置費等	35
18	ワーク・ライフ・バランスの推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進		36
19	計画の推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	36
20	児童手当 ○児童手当		37
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業		38

令和4年度 こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」に基づき、

1 「子ども・青少年への支援」として、

子ども・青少年が様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる

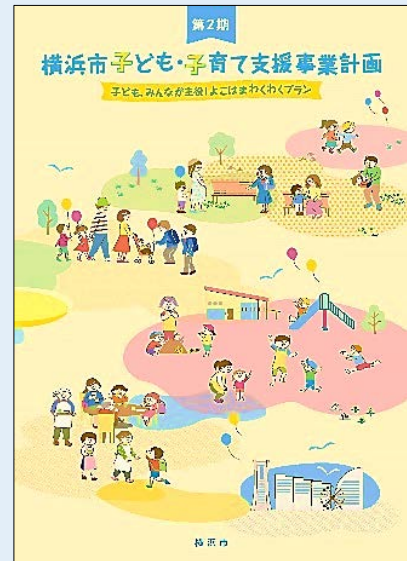
2 「子育て家庭への支援」として、

誰もが安心して
出産・子育てができる環境をつくる

3 「社会全体での支援」として、

社会全体で
子ども・青少年を育てる環境をつくる

という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



令和4年度は、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性の実現に向け、切れ目のない総合的な事業・施策を着実に実施するとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を図ることにより、支援を必要としている方へ必要な支援が届くことに重点を置いた予算案となっています。

＜「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿と基本的な視点＞

【目指すべき姿】

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」

【基本的な視点】

- 1 子ども・青少年の視点に立った支援
- 2 全ての子ども・青少年への支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援
- 4 子どもの内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と予算概要の項目



施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 新制度における保育・教育の実施等 2 多様な保育ニーズへの対応
3 保育所等整備事業 4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 5 幼児教育の支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 6 放課後の居場所づくり 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

- 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策④ 障害児への支援の充実

- 9 地域療育センター関係事業 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 12 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援 14 DV対策事業 15 児童扶養手当等
21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 17 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

計画の推進・その他

- 19 計画の推進 20 児童手当



令和4年度 子ども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	令和3年度	令和4年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
子ども青少年費	318,823,769	329,048,039	10,224,270	3.2	
青少年費	22,734,699	22,670,619	△ 64,080	△ 0.3	子ども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	195,604,392	205,255,754	9,651,362	4.9	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	100,484,678	101,121,666	636,988	0.6	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	546,553	521,056	△ 25,497	△ 4.7	
特別会計繰出金	546,553	521,056	△ 25,497	△ 4.7	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	319,370,322	329,569,095	10,198,773	3.2	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	1,129,605	907,870	△ 221,735	△ 19.6	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	1,129,605	907,870	△ 221,735	△ 19.6	

特集1

保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

また、幼児教育・保育の重要性、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化を引き続き実施します。

質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、研修の充実を図るとともに、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。また、医療的ケア児の受け入れを推進していきます。

受入枠の確保

本市における保育所等の利用希望は引き続き増加しており、特に1，2歳児の保育ニーズへの対応が必要です。変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、市全体で新たに1,290人分の受入枠を確保します。

人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況が続いています。これから保育者を目指す方に、本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして、自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要です。

採用と定着の両輪で支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児・市民税非課税世帯の0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園等	全員（※）
幼稚園及び認定こども園（教育利用）の預かり保育	保育の必要性があると認定された子ども
認可外保育施設、一時預かり事業等	保育の必要性があると認定された子ども
障害児通園施設等	全員

※ 保育料の無償化に加え、3～5歳児の給食の副食費分について、低所得世帯等を対象に軽減措置を実施します。

令和4年度の重点取組

1 質の確保・向上

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育・教育の質の確保・向上 ＜拡充＞ 【1億4,599万円】	職種や経験年数別研修の他、園内研修や公開保育の実施を推進します。また、 <u>子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践の普及に取り組みます。</u>
(2)	医療的ケア児の受入れ推進 ＜新規・拡充＞ 【5億8,157万円】	ア 保育・教育施設で <u>医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定</u> します。
		イ <u>医療的ケア児の受入体制を確保するための看護師雇用経費の拡充</u> を行います。
(3)	栄養士・調理員の確保 ＜拡充＞【28億7,623万円】	自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、 <u>雇用費の補助単価を拡充</u> します。

2 受入枠の確保

事業・取組名		主な取組内容等	
(1)	保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大 ＜新規・拡充＞	ア 1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し ＜拡充＞ 【5,250万円】	既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、 <u>新たに3～5歳児の定員を削減し、1歳児受入枠を拡大する場合にも補助</u> します。
		イ 中規模な改修による既存活用推進事業 ＜新規＞ 【3,925万円】	保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、 <u>老朽化した設備等の改修費用への新たな補助を実施し、あわせて1、2歳児受入枠を拡大するための加算をモデル実施</u> します。
(2)	既存施設連携型1、2歳児保育所の整備 【2,520万円】	同一法人内の既存施設との連携により進級先を確保し、1、2歳児に特化した保育所等を整備します。	
(3)	幼稚園等における長時間預かり ＜拡充＞ 【40億1,335万円】	私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～を <u>新たに2園</u> 、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を <u>新たに5園</u> で実施します。	

3 人材確保

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育士確保に向けた横浜の保育PR強化 ＜拡充＞ 【400万円】	養成校の学生等に向けて、 <u>Instagram等を活用して横浜市で保育士として働く魅力のPRを強化</u> します。
(2)	離職防止のための相談窓口の設置 ＜新規＞ 【400万円】	保育士等が労働環境等で悩んだ際に、 <u>保育士等の不安を解消し、離職防止を図るために、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置</u> します。
(3)	保育・教育人材に対する住居にかかる支援 ＜拡充＞ 【26億7,890万円】	保育所等を運営する民間事業者に対して、 <u>雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助</u> を行います。（申請見込み件数：4,465戸） 幼稚園教諭等に対して、 <u>住居手当の補助</u> を引き続き実施します。（申請見込み件数：416人相当分）

児童虐待 対策の 推進

令和3年10月に改正した「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組めます。

令和4年度は、新たな児童相談所整備に着手するほか、区・児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化を図るとともに、人材育成や支援策の充実など、これまでの取組を更に強化し、子どもの安全確保を最優先として、対策を進めていきます。

また、「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、同条例で明文化したことを踏まえ、広報・啓発を強化し、体罰等によらない子育てを推進していきます。

「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正と児童虐待に対する8つの対策

◇「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正

令和元年10月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止などが明文化されたことを踏まえ、令和3年10月に本条例の改正を行いました。体罰その他の子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しており、改正した条例の理念に基づいた対策を推進していきます。

◇横浜市の児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

令和4年度の重点取組

1 支援策の充実 : 区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE 【3,000 万円】	家族の悩みや子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。
(2) 妊娠・出産サポート事業 【1 億 4,418 万円】	「にんしん SOS ヨコハマ」の運営、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施します。

2 体制の整備・強化 : 支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) こども家庭総合支援拠点の整備<拡充> 【6 億 7,543 万円】	区こども家庭支援課に、 <u>児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化します。(4 年度: 8 区 (3 年度: 10 区))</u>
(2) 公立児童福祉施設整備事業 <拡充> 【3 億 6,673 万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のため、児童相談所の再整備を進めます。(南部児童相談所: 移転新設工事、中央児童相談所・北部児童相談所: 一部改修工事 等) また、 <u>鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手します。</u>
(3) 児童相談所の機能強化 <拡充> 【17 億 9,335 万円】	児童虐待相談対応件数や一時保護件数の増を踏まえ、 <u>各児童相談所の相談・支援体制の強化を進めます。また、新たな児童相談所の開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置することで児童虐待への迅速な対応を図ります。</u>

3 組織的対応の強化：「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
児童虐待初期対応事業 【1億5,150万円】	「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

4 人材育成：区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

事業・取組名	主な取組内容等
専門性強化の取組<拡充> 【2,882万円】	虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員及び児童相談所職員向けの専門家による研修や中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。4年度は、 <u>一時保護所職員を対象に、児童の権利擁護意識の向上を図るための専門研修を拡充</u> します。

5 関係機関相互の連携強化：要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
関係機関との情報共有、連携強化<拡充> 【2,811万円】	地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施など、ネットワークの充実を図ります。また、 <u>他都市との迅速な情報共有を図るためのシステム改修を行い、児童虐待の早期発見と適切な対応につなげます。</u>

6 社会的養護の推進：児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 里親制度等の推進<拡充> 【1億6,923万円】	広く市民に向けた制度説明会や広報等、普及啓発に取り組みます。4年度では、 <u>SNS等を活用した制度の認知度向上に取り組みます。</u> また、 <u>研修の受入人数を増やし、里親認定者数の増加を図ります。</u>
(2) 養育支援の充実<拡充> 【5億1,490万円】	各区の <u>横浜型児童家庭支援センター</u> で、区役所や児童相談所などの関連機関と連携し、家庭での子育てに関する専門的な相談や支援が必要な家庭の見守り、一時的な子どもの預かり等を実施します。 <u>安定した施設運営ができるように、産休等代替職員を雇用する費用を補助</u> します。

7 広報啓発の強化：支援を必要とする保護者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
広報・啓発<拡充> 【848万円】	「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、関係機関等と連携した広報・啓発事業を実施します。特に <u>条例改正で明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」</u> などについて、 <u>SNS等を活用することにより広報・啓発を強化</u> します。

8 地域子育て支援の推進：育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
地域子育て支援拠点事業<拡充> 【13億7,658万円】	地域子育て支援拠点サテライトの設置（ <u>新規1か所、継続7か所</u> ）と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施（ <u>新規1か所、継続6か所</u> ）します。

子どもの 貧困対策

令和4年3月に策定予定の「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

令和4年度は、子どもの生活・学習支援の実施か所数等を拡充するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。

また、ひとり親世帯に対する自立支援や減免制度、子ども食堂等の地域の取組支援の充実を図るとともに、新たに、ヤングケアラーの支援に向けた実態把握調査等を行います。

横浜市の子どもの貧困対策の基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

令和4年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【3億 1,433万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（食事、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。 ○実施か所数 <u>1か所増</u> （3年度：18区・20か所） また、 <u>事業所から遠方に居住する児童や低学年児童等の利用促進及び安全確保のため、送迎を強化</u> します。
(2)	寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【2億 5,761万円】	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・41か所（3年度：44か所）
(3)	放課後学び場事業＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【2,210万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：35校（小学校）、73校（中学校※） ※4年度から新たに企業やNPO法人による運営委託を10校程度で実施
(4)	就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【23億 951万円】	小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費の支給を実施します。 小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> 【1,400万円】	「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 ○子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 ○子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 ○フードバンク等と連携した食材等の配布<拡充> 等
(2)	ひきこもり支援の推進<拡充> 《こども青少年局、健康福祉局》 【8,608万円】	青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）において、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。また、 <u>健康福祉局と連携し、ひきこもり支援体制を強化することにより、切れ目なく全ての年代の方に寄り添った支援に取り組んでいきます。</u>
(3)	ヤングケアラーの支援に向けた取組<新規> 《こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局》 【1,200万円】	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、 <u>いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施します。また、社会的認知度の向上を図り、早期発見につなげていくため、市民や関係機関向けの広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。</u>
(4)	困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） 《教育委員会事務局》 【431万円】	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等 ○他県での農業体験、漁業体験など、就業体験プログラムの実施

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当 【89億5,066万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【2億7,764万円】	ひとり親家庭に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。 ○ <u>子への学習支援及び親への相談支援を行う「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業」の利用定員を拡充（50名→80名）します。</u>
(3)	ひとり親世帯等に対する減免制度<拡充> 【8,557万円】	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備しています。4年度は新たに、 <u>ひとり親家庭及び市民税非課税世帯を対象に横浜子育てサポートシステム事業の利用料減免を行います。</u>

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名		主な取組内容等
施設等退所後児童に対するアフターケア事業 【3,595万円】		支援拠点（よこはま PortFor）の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。

新型コロナ 対策

本市として、「感染・医療対策と経済再生の両立」を基本に、再びの感染拡大に対する万全な備えをしつつ、経済活性化に向けた積極的な支援や、デジタル化等の環境整備を実施します。特に、感染拡大防止に力を入れ、ワクチンの3回目追加接種及び小児接種の実施などの対策を切れ目なく推進します。

【こども青少年局関連部分】

＜横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心＞

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入環境整備事業 【6,324万円】	保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となった子どもについて、医療機関に一時的に受け入れ、保護します。
(2)	保育施設再開等支援事業 【4,100万円】	感染者が発生して休園した保育施設が、可能な限り速やかに保育を再開できるよう施設の消毒等に係る経費を補助します。 また、休園中の代替保育の利用料を保護者に対して補助します。
(3)	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 ＜拡充＞ 【35億 1,370万円】	児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助します。 また、新たに感染症対策を目的とした簡易な改修にかかる経費を補助します。
(4)	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 【3,199万円】	新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。
(5)	障害児施設等に対する抗原検査事業＜新規＞ 【6,175万円】	障害児施設等において、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合、即時に検査を行い必要な対策をとる事ができるよう、抗原検査キットを配付します。
(6)	妊産婦等総合対策事業 【2億 2,507万円】	感染症のリスクが続く中でも妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施します。 ① 感染した妊産婦への寄り添い支援 ② 妊婦への分娩前検査 ③ オンラインによる保健指導等 ④ 育児等支援サービスの提供 等
(7)	ひとり親世帯フードサポート事業 【1,899万円】	感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品提供を行います。
(8)	就職氷河期世代支援 (こども青少年局事業分) 【900万円】	就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための3か月間長期プログラム、受講期間中の定期的な面談、受講後の進路調整を一体的に行う事業を実施します。
(9)	緊急雇用創出事業 (こども青少年局事業分) 【1,614万円】	感染拡大の影響による雇用情勢の悪化に対応するため、全市を挙げて雇用を創出します。こども青少年局では、一部施設の消毒等を実施するための新たな雇用を創出します。

保育士等の 処遇改善

国において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、保育士・幼稚園教諭、放課後児童支援員等を対象に、収入を3%程度引き上げるための措置を実施します。

※令和4年2月から実施します。国が対象とする範囲については、2月～9月は国庫補助（10/10）等を用いて実施し、10月以降は公定価格等に反映されます。

事業・取組内容 ※2重下線の事業は市独自部分（一部も含む）		予算額
(1)	保育 保育士等に対して、給付対象の施設・事業所のほか、一部の市独自の事業や職員配置に係る助成費部分を対象に処遇改善を実施します。 （施設型給付費、地域型保育給付費、 <u>保育・教育施設向上支援費</u> 、 <u>地域型保育向上支援費</u> 、 <u>横浜保育室事業</u> 、 <u>私立幼稚園2歳児受入れ推進事業</u> ）	【35億3,002万円】
(2)	放課後 放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業の職員を対象に処遇改善を実施します。 （ <u>放課後キッズクラブ事業</u> 、 <u>放課後児童クラブ事業</u> 、 <u>特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業</u> ）	【5億6,324万円】
(3)	社会的 社会的養護関係施設の職員に対して、処遇改善を実施します。 （児童措置費等、 <u>児童養護向上支援事業</u> ）	【1億1,586万円】
(4)	障害児 障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員に対して、処遇改善を実施します。なお、2月～9月は神奈川県が補助を実施します。 （ <u>障害児入所支援事業</u> 、 <u>障害児通所支援事業</u> ）	【1億8,333万円】

※予算額は令和4年度予算額です。2・3月分は令和3年度補正予算に計上しています。

施策分野1

基本施策①

1	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 162,524,703
	前年度	156,021,365
	差引	6,503,338
本年度の 財源内訳	国	56,618,781
	県	25,500,592
	その他	11,228,528
	市費	69,176,802

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>
1,533億6,325万円 (1,462億2,188万円)

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,232億5,271万円
 ア 施設型給付費 1,133億8,932万円
 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	令和3年度	令和4年度見込
民間保育所	774か所	797か所
市立保育所	65か所	61か所
幼稚園（給付対象施設）	106か所	107か所
幼保連携型認定こども園	46か所	49か所
幼稚園型認定こども園	14か所	15か所
計	1,005か所	1,029か所

- 利用見込児童数 1号認定 : 月平均 約25,000人
 2・3号認定 : 月平均 約69,100人

- イ 地域型保育給付費 98億6,339万円
 小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。

内訳	令和3年度	令和4年度見込
小規模保育事業	220か所	229か所
家庭的保育事業	23か所	23か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	248か所	257か所

- 利用見込児童数 : 月平均 約3,700人

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充> 301億1,053万円

給付対象施設・事業者に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

ア 保育・教育施設向上支援費<拡充> **特集1** 290億8,364万円

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

医療的ケア児の受入体制を確保するため、看護師の雇用経費を拡充します。また、自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、雇用費の補助単価を拡充します。

イ 地域型保育向上支援費<拡充> **特集1** 10億2,689万円

小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

自園調理やアレルギー児対応を行うための栄養士・調理員の確保を進めるため、雇用費の補助単価を拡充します。

- 2 延長保育事業** **60億5,287万円** (58億8,714万円)
 給付対象施設・事業者に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。
- 3 保育・教育コンシェルジュの設置** **1億4,006万円** (1億4,025万円)
 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。
 (18区：40人)
- 4 年度限定保育事業<拡充>** **2億7,031万円** (2億8,620万円)
 認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。また、きょうだい児減免を実施し、負担軽減を図ります。
- 5 市立保育所民間移管事業** **7,578万円** (8,073万円)
 令和5年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、令和6年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。
- 6 横浜保育室助成事業** **11億5,460万円** (17億6,373万円)
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。
 (施設数：20か所)
- 7 認可外保育施設等利用料助成事業** **10億6,255万円** (11億690万円)
 施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。
- 8 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援** **8,190万円** (8,210万円)
 一定の基準を満たす、幼児を対象とした多様な集団活動事業（幼稚園類似施設等）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育無償化の給付を受けていない保護者にその利用料の一部を給付します。
- 9 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上** **8,355万円** (7,482万円)
 認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。
- 10 保育所等における業務効率化推進事業** **9,554万円** (3億2,235万円)
 保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。
- 11 市立保育所の業務支援システム<拡充>** **4,952万円** (360万円)
市立保育所全園に業務支援システムを導入し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。
 また、児童の検温等の記録や保育日誌等を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。
- 12 給付費申請のオンライン化<新規>** **2,400万円** (新規)
 給付対象施設・事業所からの給付費申請をオンライン化し、施設職員の事務負担軽減を図ります。
- 13 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用** **6,233万円** (4,425万円)
 保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。
- 14 指導・監査** **846万円** (740万円)
- (1) 認可保育所等の指導等 ※一部、予算額は9に含む
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。
 また、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。
- (2) 認可保育所等の監査
 保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。
 また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

2	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 6,349,347
	前年度	6,187,124
	差引	162,223
本年度の財源内訳	国	1,460,798
	県	1,117,866
	その他	44,531
	市費	3,726,152

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

1 一時預かり事業<拡充> 16億5,927万円 (15億9,645万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

また、一時預かり事業の予約システムについて、更なる保護者の利便性向上に向け、対象施設や施設情報の充実を図ります。

(1) 保育所等での一時保育事業 9億4,427万円
保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。

(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> 5億1,696万円
育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズに対応するため、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

○ 8時間実施施設：継続15か所

○ 11時間実施施設：新規3か所、継続17か所

(3) 私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 1億9,805万円
地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事などの一時的な保育ニーズに対応します。

(園数：113園)

2 幼稚園等における長時間預かり<拡充> 40億1,335万円 (39億2,331万円)

(1) 私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～<拡充> **特集1** 38億8,553万円
保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等の利用についても、市単独助成として無償化します。(新規2園、継続203園)

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> **特集1** 1億2,782万円
保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。(新規5園、継続11園)

3 休日保育 9,580万円 (9,066万円)

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育及び休日一時保育を実施します。(実施か所：11か所)

4 病児・病後児保育事業<拡充> 5億3,139万円 (5億2,693万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

○ 病児保育：28か所(うち新規2か所) ○ 病後児保育：4か所

5 24時間型緊急一時保育事業 4,954万円 (4,978万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。(実施か所：2か所)

3	保 育 所 等 業		
	本 年 度		千円 3,052,541
	前 年 度		3,070,513
	差 引		△ 17,972
本年度の財源内訳	国		1,846,142
	県		—
	その他		206,541
	市 費		999,858

事業内容

待機児童解消のため、ニーズの変化を捉えながら、まずは既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足する地域については保育所等を整備するなど、市全体で新たに1,290人の受入枠の確保に取り組んでいきます。

1 変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進 特集1

<新規・拡充> 1億1,695万円 (7,595万円)

(1) 保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大<拡充> 9,175万円
ア 1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充>

引き続き、既存施設で保育ニーズが高い1歳児受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、新たに3～5歳児の定員を削減して1歳児枠を拡大する場合についても補助します。

イ 中規模な改修による既存活用の推進<新規>

保育ニーズが引き続き見込まれる地域に所在する保育所等を対象に、中規模な改修費用（老朽化した給排水設備等の改修費用）への新たな補助を実施し、あわせて1,2歳児受入枠を拡大するための加算をモデル実施します。

(2) 既存施設連携型1,2歳児保育所の整備 2,520万円
同一法人内の既存施設との連携により進級先を確保し、1,2歳児に特化した保育所等を整備します。

2 保育所等の新規整備等<拡充>

29億3,559万円 (29億9,456万円)

(1) 保育所及び地域型保育事業の整備等<拡充> 14億4,937万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所等12か所の整備(定員増計570人)及び小規模保育事業19か所の整備(定員増計419人)を行います(横浜保育室からの移行等を含む)。

また、家庭的保育事業についても2か所の整備等(定員増計10人)を行います。

(2) 老朽改築<拡充>

7億9,492万円

民間保育所の老朽化に伴う改築について、4年度中に完了予定の3か所(定員増計14人)のほか、新たに3か所に着手します。

(3) 認定こども園の整備等<拡充>

5億4,086万円

建設費や既存施設の内装整備費等への補助により、幼保連携型認定こども園への移行2か所(定員増計61人)のほか、幼稚園型認定こども園への移行4か所(定員増計55人)に対する補助を実施します。

(4) 横浜保育室の認可移行支援<拡充>

1億5,045万円

新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、5か所の認可移行(定員増計57人)を支援します。

【令和4年度 整備量内訳】 特集1

整備内容	箇所数	増減(人)
1 保育所及び地域型保育事業の整備	33	999
民間ビル等の内装整備(既存施設連携型1,2歳児保育所を含む)	12	570
地域型保育事業(小規模保育事業等)の整備	21	429
2 老朽改築	3	14
4年度完了分	3	14
5年度以降完了分	(3)	—
3 認定こども園の整備等	6	116
幼保連携型認定こども園の整備(4年度完了分)	2	61
幼保連携型認定こども園の整備(5年度以降完了分)	(2)	—
幼稚園型認定こども園の整備	4	55
4 横浜保育室の認可移行支援(移行による減を含む)	5	57
その他	7	104
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	△ 54
既存施設での1歳児定員拡大	—	50
私立幼稚園等預かり保育事業	2	48
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
合 計	54	1,290

4	保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	
	本年度	千円 2,947,535
	前年度	2,687,923
	差引	259,612
	本年度の財源内訳	
	国	1,780,222
	県	—
	その他	221
	市費	1,167,092

事業内容

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。

また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

1 保育・教育の質向上の仕組みづくり<新規・拡充>

9,882万円(9,826万円)

(1) 保育・教育の質向上に向けた取組<新規・拡充> **特集1** ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践<拡充>

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。

また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。

イ 保育・幼児教育センター（仮称）の整備

質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに事業者選定、基本設計を進めます。

ウ 幼児教育推進協議会の開催

学識経験者や保育・教育関係者、学校関係者等による幼児教育推進協議会を開催し、幼保小連携や保育・教育の質の向上について意見・助言を得ます。

エ 医療的ケア児の受入れに関するガイドラインの策定<新規> **特集1**

保育・教育施設で医療的ケア児を受け入れる際の基本的な事項や留意事項等をまとめたガイドラインを策定し、医療的ケア児の受入れを推進します。

(2) 園内研修・研究の取組の支援

ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園の状況に応じた研修・研究を園内で実施できる人材を育成する研修のほか、修了者の支援や園長・施設長向けの研修を実施します。また、公開保育を実施することで、子どもへの対応や保育の工夫を共有し、保育・教育の質の確保・向上に繋がります。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

(3) 施設長等の人材育成の取組（一部再掲(P.14)）

より良い施設・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

(4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。

○ 8講座・29回開催（定員：358人）

(5) 第三者評価・自己評価の取組の推進

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

2 保育・幼児教育職員等研修

4,717万円(4,286万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために研修を実施します。研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○ 50講座・131回開催（定員：14,245人）

3 幼保小連携・接続事業

3,120万円 (2,776万円)

- (1) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業
幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区における園と小学校の協働による実践研究、カリキュラム開発等の成果を広く発信し、各園・校の実践の充実につなげます。
 - 幼保小連携推進地区事業：32地区で研究推進（参加見込数：100園・校）
 - 接続期カリキュラム研究推進地区事業：4地区で研究推進（参加見込数：8園・校）
- (2) 幼保小連携・接続に関する研修
幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、市内すべての保育・教育施設を対象に接続期研修会等を行い、相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。
 - 幼保小連携・接続に関する研修会：5回開催（参加見込者数：3,200人）

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,205万円 (1,202万円)

保育・教育施設（認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む）間のネットワークを構築し、実践研究や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<新規・拡充>

27億5,830万円 (25億704万円)

※予算額は(11)を除く

(1) 保育士宿舍借り上げ支援事業<拡充> **特集1**

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円（申請見込件数：4,465戸）

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> **特集1**

私立幼稚園等預かり保育補助事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。（申請見込件数：416人相当分、補助額2万円（月額上限））

(3) 保育士確保に向けた横浜の保育PR強化<拡充> **特集1**

保育士養成施設の学生や求職者に「横浜市で保育士として働く魅力」を広く周知するため、Instagram等を活用して魅力発信を行います。

(4) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(5) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設卒業予定者に対して貸付を実施し、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。○貸付対象数：50人/年 ○貸付金額：月額5万円以内

(6) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を一部オンラインも導入し、開催します。

(7) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(8) 保育士相談窓口の設置<新規> **特集1**

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(10) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を開発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

(11) 保育士等の職場環境改善事業<拡充>

保育士等の職場環境改善を図るための休憩室・更衣室等の整備の補助を実施します。

（新規施設への補助 31件、既存施設への補助 12件）

5		幼児教育の支援		事業内容
本年度		千円 10,262,336		<p>生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。</p> <p>そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、教育・保育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。</p> <p>1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 55億9,394万円 (64億6,543万円) 私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。 (給付対象人数：18,608人)</p> <p>2 私立幼稚園等預かり保育補助事業～わくわく！はまタイム～ <拡充> (再掲(P.15)) 特集1 38億8,553万円 (38億1,585万円) 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。 国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。 (新規2園、継続203園)</p> <p>3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> (再掲(P.15)) 特集1 1億2,782万円 (1億746万円) 保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。 (新規5園、継続11園)</p> <p>4 私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 (再掲(P.15)) 1億9,805万円 (2億1,777万円) 地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。 (園数：113園)</p> <p>5 私立幼稚園等補助事業 1億1,945万円 (1億1,945万円) 幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。 (対象園：265園)</p> <p>6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 6,440万円 (4,740万円) 私学助成を受ける幼稚園等に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。 (対象者：322人、補助単価：上限20万円/人・年)</p> <p>7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円 (3,000万円) 1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。 (対象園：30園、補助額：上限100万円)</p> <p>8 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> (再掲(P.18)) 特集1 5,391万円 (8,304万円) 私立幼稚園等預かり保育補助事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。 (申請見込件数：416人相当分、補助額2万円(月額上限))</p> <p>9 保育・教育の質の確保・向上 (再掲(P.17、18)) 1億8,924万円 (1億8,089万円) 保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の充実も含め、研修・研究を実施します。</p>
前年度		11,067,280		
差引		△ 804,944		
本年度の財源内訳	国	3,568,619		
	県	1,798,071		
	その他	219		
	市費	4,895,427		

保育・教育の質向上の取組

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」

現在、本市には、1,000 を超える多様な保育・教育施設があります。それぞれの園に違いはあっても、子どものことを一番に考え、大切にしたい子どもの育ちと学びを全ての施設で共有することが、質の高い保育・教育を提供するために重要です。

この宣言を、広く保護者や地域の皆様とも共有することで、家庭や地域とも一体となって、子どもを育む環境づくりに取り組みます。

共有したい子どもの姿・方向性

今と未来を生きる子どもを育みます

乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていく力をつけていくためにとても大切な時期です。主体的に周りの人やものに関わり、夢中になって遊ぶことを通して、自立心や学びに向かう力を培います。

自らアイデアを生み出し、他者と協働して問題の解決方法を考えるなど、創造的な思考力を身につけることができるように、子どもそれぞれの良さや可能性を大切にします。

《宣言1》 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

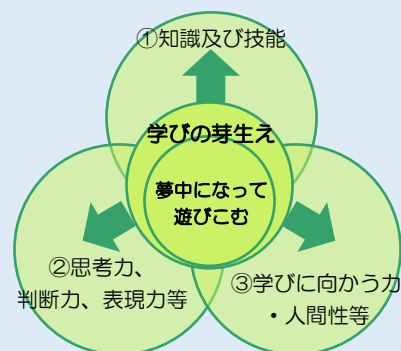
子どもたちの命を守るとともに、一人ひとりの個性や発達に合わせた環境の中で、自分を「かけがえのない存在」だと感じて日々を過ごすことができるように関わります。

- (1) 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。
- (2) 子ども一人ひとりを受け止めます。
- (3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。

《宣言2》 子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

乳幼児期の育ちと学びは、自分の遊び（体験）を通して「未知なことや分からないことを自分なりに考え、自分自身が納得するまで探求し続けること」です。 【大切にしたい子どもの育ちと学び】

- (1) 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします。
- (2) 夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。
- (3) 保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どものよさを発見し、育てることです。



《幼保小の連携》 乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

- ・乳幼児期の「学びの芽生え」は、小学校低学年の「自覚的な学び」の基盤になります。
- ・保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。

6	放課後の居場所	
	本年度	千円 11,028,893
	前年度	9,413,647
	差引	1,615,246
本年度の財源内訳	国	3,392,316
	県	2,805,033
	その他	825
	市費	4,830,719

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。子どもたちにとって、より安全で豊かな放課後の居場所となるよう、補助体系を見直すとともに国の支援メニューを一層活用することで、医療的ケア児の受入れの支援や職員の事務負担軽減に必要な支援、人材確保や人材育成の支援等の質の維持・向上に取り組みます。

また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

77億5,017万円 (64億4,464万円)

学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

(1) 放課後キッズクラブの運営<拡充>

保護者からのニーズを踏まえて、土曜日を除く学校休業日の開所時間を8時30分から原則8時に前倒します(夏季休業から実施)。(通常期と比較して預かり時間が長い7・8月の利用料について、月額500円の割増しを行います。)

あわせて、夏季休業中に支援単位が増えるクラブへの加算等に取り組みます。

(運営か所数：338か所)

(2) 放課後キッズクラブの整備等<拡充>

学校の建替えに伴うキッズクラブの活動場所の整備や、既存クラブの設備修繕等を行います。

(実施設計：9クラブ、工事：3クラブ)



【放課後キッズクラブの活動】

2 放課後児童クラブ事業<拡充>

31億5,882万円 (28億5,325万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

保護者のニーズに合わせて、夜間や学校休業日の朝の時間帯に基準時間よりも長い時間を開所しているクラブに対し補助を加算し、実績に応じた支援に取り組みます。また、補助金制度の見直しにより事務を簡略化することで運営に携わる保護者の負担軽減に取り組みます。

その他、エアコンやトイレ、非接触型の蛇口の設置など感染症対策のための施設の簡易改修の補助を行います。

(運営か所数：224か所)

3 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

8,731万円 (8,317万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

(運営か所数：5か所)

4 プレイパーク支援事業

※環境創造局との共管事業

3,259万円 (3,259万円)

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(実施団体数：25団体)

5 放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組<新規・拡充>

※予算額は1～3を含む

放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ事業、放課後児童クラブ事業及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業）について、放課後の居場所の質の維持・向上を図るため、様々な支援に取り組めます。

(1) 放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブへの支援<拡充>

ア 育成支援体制強化加算の新設<新規>

現場職員の負担となっている事務や雑務を含む周辺事務等に対する新たな補助を行うことで、職員が子どもの育成支援に注力できる環境づくりに取り組めます。

イ 医療的ケア児の受入れ支援<新規>

放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、医療的ケア児を受け入れるための看護師等を配置した場合の支援に取り組めます。

ウ 保護者負担減免制度

経済的な理由でお困りの場合でも利用ができるよう就学援助制度を利用する世帯等を対象として、保護者負担減免（上限2,500円/月）の支援を引き続き行います。

(2) 放課後児童育成事業への支援<拡充>

ア 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、現在実施しているウェブサイトやチラシでの周知による放課後児童育成事業の認知度向上を図ることに加え、クラブが採用したい人材に合わせた効果的な広報手段（SNS等）の活用や周知先の拡大等の広報を強化していきます。

また、新採用者向け研修やマネジメント研修に離職防止の視点を盛り込むなど、職員及び運営主体への支援に取り組めます。

イ 人材育成<拡充>

(ア) 従事する職員向け研修

職員の資質やスキルの維持・向上を図るため、必要な知識や技術の習得をテーマとした講座や、ニーズ等に応じた障害理解や子どもの健全育成の講座など、様々な研修を充実させます。

また、研修の実施にあたってはオンラインやオンデマンド化とすることで受講機会を拡充するとともに、職員の経験年数等のレベルに応じた講座を増設し、個々のキャリアに即した知識・技術を身に付けることができる研修としていきます。あわせて、事業に携わる職員の交流機会の創出に取り組めます。

(イ) 運営主体向け研修

運営主体による人材育成や風通しの良い職場運営が一層進むよう人材育成研修の実施や、運営主体の関心が高いコンプライアンスや防災等のオンデマンド研修を行います。

また、補助金事務や職員配置の考え方等をわかりやすくまとめた動画の配信を行います。

ウ 地域・民間事業者等との連携支援<新規>

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援を行います。



【放課後児童クラブの課外活動】

7		すべての子ども・若者の健全育成の推進	
本年度		千円 688,139	
前年度		725,560	
差引		△ 37,421	
本年度の財源内訳	国	37,365	
	県	874	
	その他	21,862	
	市費	628,038	



【青少年の地域活動拠点の活動】

事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり 1億8,271万円 (1億7,270万円)

- (1) 社会環境改善事業 1億8,271万円 (1億7,270万円)
 青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。
 また、青少年の様々な課題に関する広報・啓発を実施します。
- (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助
 - ア 人材育成事業
 地域で青少年と関わる人材の育成を目的に、青少年を取り巻く課題をテーマにした講座へ講師派遣等を行います。
 - イ 活動支援事業
 地域の団体等に対し、活動内容への助言やコーディネート等を行います。
 - ウ 青少年の体験活動等の普及・啓発事業
 関係団体と協働し、体験活動などの機会を提供するほか、体験活動の事例収集・発信を行います。
- (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業
 - ア 青少年の地域活動拠点づくり事業
 中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。
 - イ 青少年の交流・活動支援事業
 青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成します。
 - ウ 青少年の地域活動拠点における地域連携体制強化
 都筑区において、青少年の地域活動拠点が地域に出向き、新たな地域人材・既存施設との連携体制を構築・強化することで、青少年の課題の早期把握・早期支援を行います。

(4) 道志村自然体験推進事業

- 青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。
- ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料の助成等を行います。
 - イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

2 青少年育成に携わる団体等の支援 472万円 (536万円)

- (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援
 - ア 委嘱人数
2,605人 (令和3年10月1日現在)
 - イ 事業内容
青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等
- (2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

3 青少年関係施設の運営等 4億9,697万円 (5億4,672万円)

- 青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。
- 所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター
 横浜市青少年野外活動センター (三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)

4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営<拡充> 374万円 (78万円)

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

また、子ども・若者の生活状態や困難を抱える若者の課題等を把握するため、「横浜市子ども・若者実態調査」を実施します (前回実施：平成29年度)。

8	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実		事業内容	
			本年度	千円 678,707
			前年度	599,823
			差引	78,884
本年度の財源内訳	国	243,201		
	県	1,658		
	その他	2,161		
	市費	431,687		



【地域ユースプラザの活動】

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。また、青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）と健康福祉局が連携することにより、中高年を含む全年代への切れ目のないひきこもり支援施策を推進します。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業<拡充>

6,069万円 (6,631万円)

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材の育成に取り組みます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等
- (5) ひきこもり支援（健康福祉局と連携）

特集3

2 地域ユースプラザ事業

1億3,632万円 (1億3,622万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の事業費を補助します。

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容

- ア 地域における若者の総合相談（電話相談、来所相談等）
- イ 区役所における若者のための専門相談
- ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
- エ 社会体験・就労体験プログラムの実施
- オ 地域の関係機関・区役所とのネットワークづくり
- カ 応援パートナーの養成・派遣 <社会福祉基金を活用>
- キ ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

3 若者サポートステーションにおける相談・支援

1億2,113万円 (1億2,061万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>
- (3) 高等学校等出張相談

4 よこはま型若者自立塾

3,724万円 (3,716万円)

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

○事業内容

以下の生活改善プログラムを実施

- (1) 短期合宿型（通所型訓練含む）（数日～2週間）：共同生活、農作業、交流プログラム等を通じた訓練
- (2) 長期合宿型（最長6か月）：専用施設での農作業を通じた生活訓練や就労体験の場の提供

5 寄り添い型生活支援事業<拡充>

特集3

3億1,433万円 (2億3,053万円)

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を委託により実施します。また、児童の利用促進及び安全確保のため、送迎を強化します。（新規1か所、継続20か所）

6 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

900万円 (900万円)

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により実施します。

（3か月間長期プログラム：3期実施）

9	地域療育センター 関係事業	
	本年度	千円 3,488,653
	前年度	3,370,686
	差引	117,967
本年度の 財源内訳	国	54,480
	県	24,430
	その他	125
	市費	3,409,618



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を支援します。

1 地域療育センターの運営<拡充>

30億7,706万円 (29億9,550万円)

療育に関する相談、診療・評価、集団療育の提供等を行います。
また、利用希望児の増加や相談内容の多様化を踏まえ、地域療育センターに心理職等を増員し、利用申込後の面接や初期の療育支援を拡充します。

(1) 予算内訳

(単位：千円)

センター名		運営法人等	本年度予算
1	南部地域療育センター	指定管理： (福)青い鳥	380,756
2	中部地域療育センター		409,250
3	東部地域療育センター		476,531
4	戸塚地域療育センター	指定管理： (福)横浜市リハビリテーション事業団	380,789
5	北部地域療育センター		375,894
6	西部地域療育センター		423,749
7	地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	288,940
8	よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	341,148
計			3,077,057

(2) サービス内容

相談・地域支援部門	療育に関する相談、保育所や幼稚園、小学校等への支援、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、指導、訓練等
通園部門	未就学児を対象とした集団療育等（児童発達支援、医療型児童発達支援）

2 総合リハビリテーションセンターにおける障害児支援の充実<拡充>

2,806万円 (1,907万円)

総合リハビリテーションセンターに心理職を増員し、利用申込後の面接や初期の療育支援を拡充します。

※総合リハビリテーションセンターは健康福祉局予算で運営していますが、地域療育センターと同様の機能を担っています。こども青少年局では、小学校への支援及び利用申込後の面接や初期の療育支援等にかかる予算を措置します。

3 発達障害児等の通所支援<拡充>

3億8,354万円 (3億5,611万円)

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的な遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

また、療育が必要な難聴児の増加に対応するため、総合リハビリテーションセンターにおいて、5年度からの難聴児の受入拡大に向けた準備に着手します。

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援	
	本年度	千円 20,790,026
	前年度	17,063,095
	差引	3,726,931
本年度の財源内訳	国	9,813,020
	県	4,515,068
	その他	16,028
	市費	6,445,910

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

1 障害児通所支援事業等<新規・拡充>

181億6,084万円 (144億4,287万円)

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、引き続き、障害児相談支援事業所への支援を行います。

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 450か所

(2) 障害児通所支援研修等事業

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修に加えオンラインも活用し、事業所の理解を深め、支援の質を確保します。

(3) 在宅障害児支援の充実に向けた調査の実施<新規>

在宅障害児支援にかかる相談体制やサービス提供の充実に向け、実施手法の検討及び調査を区と協力して行います。

2 学齢後期障害児支援事業

1億2,855万円 (1億2,766万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

また、有識者等による検討会議を設置し、本事業の体制強化に向けた検討を進めます。

【実施機関】

- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

3 障害児医療連携支援事業<拡充>

5,086万円 (4,553万円)

(1) メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。

○ 協力医療機関数：11病院

(2) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受け入れを推進するとともに、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を養成します。

(3) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

4 特別児童扶養手当事務費

5,358万円 (5,588万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

5 障害児入所支援事業等<拡充>

23億9,620万円 (23億9,116万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

また、福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を新たに実施します。

11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	
	本年度	千円 5,161,066
	前年度	5,696,539
	差引	△ 535,473
本年度の財源内訳	国	480,891
	県	189,182
	その他	11,633
	市費	4,479,360

事業内容

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。

1 子育て世代包括支援センター事業<拡充>

4億4,452万円 (2億3,036万円)

母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実します。

妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握し、適切なタイミングできめ細かな支援を行います。

(母子健康手帳交付時面接実施見込率：100%)

2 妊婦・産婦健康診査事業

23億758万円 (22億4,369万円)

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

(延べ見込件数：329,029人)

(2) 産婦健康診査

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。

(延べ見込件数：39,013人)

3 妊婦歯科健康診査事業

4,652万円 (4,341万円)

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。

また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。

(受診見込件数：10,368件)

4 母子保健指導事業

7,059万円 (6,048万円)

母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親(両親)教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。

(訪問見込件数：9,000件)

また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。

5 乳幼児健康診査事業

9億944万円 (7億776万円)

(1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(受診見込件数：75,270件)

(2) 医療機関乳幼児健康診査

医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(受診見込件数：57,672件)

(3) 未受診者対策

乳幼児健診等の受診状況を母子保健システムで確認し、迅速に受診勧奨を行います。また、未受診者に対して保健師等が訪問等により、健康状態や育児状況の把握を行うとともに、必要に応じて相談支援を実施します。

6 新生児聴覚検査事業

4,841万円 (4,402万円)

新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し受診を促します。(受診見込件数：17,705件)

7 妊娠・出産サポート事業 **特集2**

1億4,418万円 (6,574万円)

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防につなげます。(10:00~22:00 365日開設)

(2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用し、デイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。(利用見込者数：2,032人)

(3) 妊産婦メンタルヘルス事業

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。

妊産婦やその家族に向けた産後うつに関する啓発や支援者向けの研修を行うとともに、産後うつのフォロー体制の構築に向け、関係機関の連携を図る連絡会を開催します。

また、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や、その家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するため、おやこの心の相談事業を実施します。

8 育児支援事業

2億1,714万円 (2億874万円)

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。(延べ訪問見込回数：6,538回)

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。(延べ利用見込回数：13,680回)

9 こんにちは赤ちゃん訪問事業

1億1,181万円 (9,829万円)

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。(訪問見込件数：24,728件)

10 乳幼児発達支援事業

1億1,678万円 (1億11万円)

乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って健やかな育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。(心理個別相談見込件数：6,500件)

11 不妊・不育相談等支援事業<拡充>

7億4,411万円 (18億9,395万円)

(1) 不妊・不育相談<拡充>

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・看護師による専門相談やカウンセラーによる心理的な支援(ピアカウンセリングを含む)の充実を図ります。

(2) 特定不妊治療費の助成<拡充>

令和4年度からの不妊治療の保険適用を受け、移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ治療※について、経過措置として助成を行います。(※対象は一周期分に限り)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療費(体外受精及び顕微授精等)について、助成を行います。

(特定不妊治療費助成見込件数：2,800件、男性不妊治療費助成見込件数：8件)

(3) 不育症検査費の助成

不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。

12 地域における子育て支援の充実		
本年度	千円 2,845,931	
前年度	2,617,920	
差引	228,011	
本年度の財源内訳	国	645,604
	県	572,113
	その他	4,395
	市費	1,623,819

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等に取り組みます。

1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 13億7,658万円 (13億1,169万円)

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所 (全区)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>

特集2

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 子育て情報の収集・提供事業
- (ウ) 相談事業

※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施

イ 実施か所数

新規1か所 (保土ヶ谷区/令和5年3月開所予定)、継続7か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>

特集2

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所 (旭区/令和5年3月開始予定)、継続6か所

(4) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 新規1か所、継続2か所

(5) 地域子育て支援拠点による一時預かり事業の実施<拡充>

「親のリフレッシュの場の提供」と「親の預けることへの不安軽減」を目的に、保護者に身近な地域子育て支援拠点の親子の居場所等を活用した一時預かり事業を実施します。

実施か所数 新規1か所、継続2か所

2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

4億9,637万円 (4億8,087万円)

(1) 実施内容

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(2) 実施か所数

新規2か所、継続71か所

(3) 一時預かり事業

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数 : 新規1か所、継続36か所

定員 : 111人

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

3億3,828万円 (2億9,239万円)

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

(2) 実施か所数

ア 週3日以上開設する常設園
新規4か所、継続81か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園
新規4か所、継続383か所

4 子育て支援者事業

7,335万円 (7,121万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○ 実施開催数 継続183会場

5 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施<拡充>

※予算額は1～3に含む

(1) 研修の実施

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

(2) 職員代替配置加算による研修機会の確保<新規>

親子の居場所事業(常設)従事者の研修機会の確保のため、代替職員を配置した場合、事業費の加算を行います。

○対象事業

地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業
保育所・認定こども園子育てひろば事業(常設)

6 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>

特集3

4,011万円 (2,491万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

また、ひとり親家庭及び市民税非課税世帯の方が、本事業を利用した際にかかる利用料金(活動報酬)について、減免を行います。

(2) 会員数(令和3年12月末時点)

○ 利用会員(11,028人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○ 提供会員(2,102人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○ 両方会員(696人)・・・利用会員かつ提供会員の方

7 乳幼児一時預かり事業<拡充>(再掲(P.15))

5億1,696万円 (4億3,225万円)

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズに対応するため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数

○ 8時間実施施設：継続15か所 ○ 11時間実施施設：新規3か所 継続17か所

8 子育て家庭応援事業

430万円 (460万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。

○ 協賛店舗・施設数 4,826店舗・施設(令和3年12月末時点)



【地域子育て支援拠点】
(戸塚区・とつとつ)



【乳幼児一時預かり事業】
(青葉区・子どもミニデイサービス まーぶる)

13		ひとり親家庭等の自立支援		事業内容	
本年度		千円	277,639	1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 2億7,764万円 (2億1,303万円)	
前年度			213,032		
差引			64,607		
本年度の財源内訳	国		172,157	(1) 自立支援教育訓練給付金 主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、①介護ヘルパー等の一般教育訓練及び②看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します(費用の6割。上限は①20万円、②80万円。)。	
	県		—		
	その他		9,856		
	市費		95,626		
(3) 高等職業訓練促進給付金<拡充> 看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。 また、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講の促進のため、資格取得に必要な訓練期間を1年以上から6か月以上に緩和し、民間資格の取得の場合も給付の対象とします。 ※3年度補正予算より計上					
(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業<拡充> 高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要な住宅支援資金の貸付を行います。 ※3年度補正予算より計上					
(5) 日常生活支援事業 ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。					
(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはま) ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。 <社会福祉基金を活用>					
(7) 父子家庭の交流事業 父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要なとされる情報の提供に取り組みます。					
(8) ひとり親の親講座事業 離婚が子どもに与える影響等を離婚前後の両親が学ぶ講座を実施し、両親の離婚にかかわらず、子どもたちが心身ともに健やかに育成される環境の整備に取り組みます。					
(9) 思春期・接続期支援事業<拡充> 親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。 4年度は、利用者の定員を50名から80名に増員します。 特集3 また、事業効果の向上に向け、成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)を導入します。 <社会福祉基金を活用>					
(10) 養育費確保支援事業 調停申立や公正証書の作成の費用等(収入印紙代や手数料等)及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。 <社会福祉基金を活用>					

14		D V 対 策 事 業		<u>事業内容</u>
本 年 度		千円 133,380		<p>D V 被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。</p> <p>1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実<拡充> 5,332万円 (3,914万円)</p> <p>(1) DV相談支援センター DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修等を実施します。</p> <p>(2) DV被害者等の自立に向けた支援 DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。また、民間支援団体と協働し、一時保護施設等退所後の生活の安定を図るための支援を行う「退所後支援事業」や、一時保護には至らないものの支援が必要な女性等へ一時的な居場所の提供と相談・支援等を行う「女性のための一時宿泊型相談支援事業」等を実施します。</p> <p>(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。</p> <p>(4) 母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援<拡充> <u>相談助言、その他必要な支援を行う職員雇用費について、法定外援助費から措置費に変更となったことにより補助単価を拡充します。</u></p> <p>2 女性緊急一時保護施設補助事業 1,475万円 (1,475万円) 民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。</p> <p>3 加害者更生プログラムへの事業費補助 69万円 (69万円) DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、事業費の一部を補助します。</p> <p>4 母子生活支援施設緊急一時保護事業 6,463万円 (6,259万円) DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。 (実施施設：7か所) また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。</p>
前 年 度		117,154		
差 引		16,226		
本年度の財源内訳	国	55,505		
	県	24,043		
	その他	—		
	市 費	53,832		

15		児 童 扶 養 手 当 等		<u>事業内容</u>
本 年 度		千円 9,891,873		<p>ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。</p> <p>1 児童扶養手当 特集3 89億5,066万円 (93億3,852万円) ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。</p> <p>(1) 対象 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）年度末までの児童を養育するひとり親家庭の父、母、または父母に代わって養育している方</p> <p>(2) 支給月 奇数月に前2か月分を支給</p> <p>(3) 月平均児童数 26,537人</p> <p>2 特別乗車券の交付 9億4,121万円 (10億2,827万円) 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付 【令和4年度交付見込み】14,899人</p>
前 年 度		10,366,790		
差 引		△ 474,917		
本年度の財源内訳	国	2,952,003		
	県	—		
	その他	20,186		
	市 費	6,919,684		

16		区と児童相談所 における児童虐待 への対応の強化	
		本年度	千円 3,659,499
		前年度	4,216,232
		差引	△ 556,733
本年度の 財源内訳	国	1,086,032	
	県	37,621	
	その他	14,189	
	市費	2,521,657	

事業内容

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、一時保護やその後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>

23億6,081万円 (32億9,465万円)

児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童相談所の管理運営

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。

(2) 児童虐待防止対策事業<拡充>

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応 **特集2**

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。

(養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：9,639回)

ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化<拡充>

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。

また、新たに外部弁護士に一時保護所への定期的な訪問を依頼し、児童の意見表明の機会の確保を図るとともに、児童の権利擁護の視点から助言を得ます。

(3) 児童相談所における人材の育成<拡充> **特集2**

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係別研修や外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。4年度は、一時保護所職員を対象に、児童の権利擁護意識の向上を図るための専門研修を拡充します。

(4) 児童相談所の新設及び再整備<拡充> **特集2**

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手します。また、開所までの間、初動対応の強化を図るため市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を新設します。さらに、各児童相談所の再整備を進めます。

○4年度実施内容

(仮称) 東部児童相談所：基本設計

中央児童相談所サテライト：設置

南部児童相談所：移転新設工事

北部児童相談所：一部改修工事

中央児童相談所：一部改修工事

2 養育支援の充実<拡充> **特集2**

5億1,490万円 (4億7,506万円)

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

児童家庭支援センターを新たに緑区に設置し、18区の各センターで相談員や心理担当職員が、家庭での子育てに関する様々な相談に応じ、区や児童相談所などの関係機関と連携して専門的な相談、支援が必要な家庭の見守り、子育て短期支援事業など福祉サービスの利用調整を行います。また、安定した施設運営ができるように、産休等代替職員を雇用する費用を補助します。

(2) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の児童養護施設等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。

3 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組<拡充>

7億8,379万円(4億4,652万円)

(1) こども家庭総合支援拠点機能の整備<拡充> **特集2**

児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」機能について、区役所こども家庭支援課への整備を進め、要保護児童等への支援の強化や、子どもや家庭からの様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」を実施します。4年度は、新たに8区において専門職の配置や必要な設備の整備を行い、全区での運営を開始します。

(2) かながわ子ども家庭110番相談LINE **特集2**

子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

(3) 区役所における人材の育成 **特集2**

虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修や中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。
また、区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

(4) 関係機関との情報共有、連携強化<拡充> **特集2**

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。さらに、他都市との迅速な情報共有を図るため、全国で運用開始した「要保護児童等に関する情報共有システム」との連携のためのシステム改修を行い、児童虐待の早期発見と適切な対応につなげます。

また、児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業や、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業を行います。

(5) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

(6) 児童虐待防止の広報・啓発<拡充> **特集2**

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。特に条例改正で明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、SNS等を活用することにより広報・啓発を強化します。

「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正の概要

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子どもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一丸となって、地域力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成26年6月5日に制定されました。

令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止などが明文化されたことを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。この条例改正では、体罰その他の子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

この改正を踏まえて、区役所へのこども家庭総合支援拠点の整備による「こども家庭相談」の実施や要保護児童対策地域協議会の関係機関向け研修、SNS等既存の広報媒体にとらわれない様々な方法での広報・啓発の実施などを通じて、児童虐待の防止、体罰等によらない子育てを推進します。



【子どもへの体罰禁止啓発ポスター(左)】



【横浜市児童虐待防止キャラクター「キャッピー」による啓発活動の様子(右)】

17	社会的養護の充実	
	本年度	千円 6,871,870
	前年度	6,562,945
	差引	308,925
本年度の財源内訳	国	3,165,740
	県	—
	その他	72,529
	市費	3,633,601

事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

1 里親制度等の推進<拡充> 1億6,923万円(1億5,411万円)

(1) 里親制度の広報啓発<拡充> **特集2**

里親制度が広く市民に理解され広まるよう、SNS等を活用し制度の認知度向上に取り組みます。

里親活動に関心のある方を対象とした制度説明会や講演会を開催するとともに、里親申請者に対する研修の受入人数を増やし、より多くの子どもを里親家庭に迎えらるよう、里親の確保に取り組みます。

(2) 里親家庭への支援

登録前研修、登録更新研修などの法定研修に加え、養育技術や社会的養護を必要とする子どもの理解を深めるための研修等を実施し、子どもが安心して生活できるよう里親の養育力を高めます。

児童相談所の里親専任職員が施設など関係機関と連携し、委託前の子どもと里親の交流や、委託後の支援を丁寧に行うとともに、里親対応専門員を配置し、家庭訪問等による里親子の支援を実施します。

また、里親が養育上の困りごとを気軽に相談できるよう、里親支援機関に相談員を複数配置する等、相談支援体制の充実を図ります。

(3) ファミリーホーム事業<拡充>

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営するとともに、新規ホームの開設を支援します。
(新規開設：2か所)

2 施設等を退所する子どもへの支援

2億2,764万円(2億59万円)

(1) 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア **特集3**

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへのサポートを行います。

(2) 資格等取得支援事業 **特集3**

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。
<社会福祉基金を活用>

(3) 自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施します。

3 児童措置費等<拡充>

64億7,501万円(62億825万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算の実施に加え、ケアを必要とする児童の養育環境の向上を図ります。

また、国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、小規模化・地域分散化を図るために必要な職員配置にかかる費用を支弁します。

18		ワーク・ライフ・バランスの推進	
本 年 度		千円	10,295
前 年 度			9,125
差 引			1,170
本年度の財源内訳	国		—
	県		3,302
	その他		100
	市 費		6,893

事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進<拡充> 1,030万円 (913万円)

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援<拡充>
父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設や家族で賑わう商業施設において開催する父親育児支援講座の実施回数を増やします。
また、啓発冊子やウェブサイト（ヨコハマダディ）による情報発信を行います。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。



計画の推進

19		計画の推進	
本 年 度		千円	35,731
前 年 度			23,073
差 引			12,658
本年度の財源内訳	国		9,861
	県		—
	その他		11,755
	市 費		14,115

事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の推進のための会議や市民向けフォーラムを開催します。

令和4年3月に策定予定の「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、地域における子どもの居場所づくりを推進するとともに、新たにヤングケアラーの支援に向けた取組等を行います。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充> 753万円 (569万円)

(1) 横浜市子ども・子育て会議の開催
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価や地域子ども・子育て支援事業の中間見直し等に関する審議を行います。

(2) 子ども・子育てを支える機運の醸成<拡充>
計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える機運の醸成に向けて、市民向けフォーラムを開催します。

2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進<新規・拡充> 2,820万円 (1,739万円)

(1) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催
子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる会議において、計画推進のための意見聴取等を行います。

(2) 地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> **特集3** <社会福祉基金を活用>
「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。
子どもの居場所づくりの取組に対する補助金の交付や、アドバイザーの派遣による相談支援等のほか、フードバンク等と連携した食材等の配布について、実施期間を半年から1年に拡充します。

(3) ヤングケアラーの支援に向けた取組<新規> **特集3** <社会福祉基金を活用>
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施します。また、社会的認知度の向上を図り、早期発見につなげていくため、市民や関係機関向けの広報・啓発としてリーフレットを作成するほか、理解促進のためのフォーラムを開催します。

20

児童手当

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当

490億8,940万円 (512億9,772万円)

(1) 対象
中学校修了までの児童

(2) 手当額 (児童1人あたり)

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円

- ・所得制限以上となる世帯 月額 5,000円
- ・所得上限以上となる世帯 支給なし

(3) 支給月
6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

(4) 制度改正
令和4年6月1日施行の児童手当法一部改正等により、所得上限限度額が新設されます。また、現況届の提出について原則不要となります。

本年度	千円	49,089,400
前年度		51,297,715
差引		△ 2,208,315
本年度の財源内訳	国	33,787,536
	県	7,429,122
	その他	7,253
	市費	7,865,489

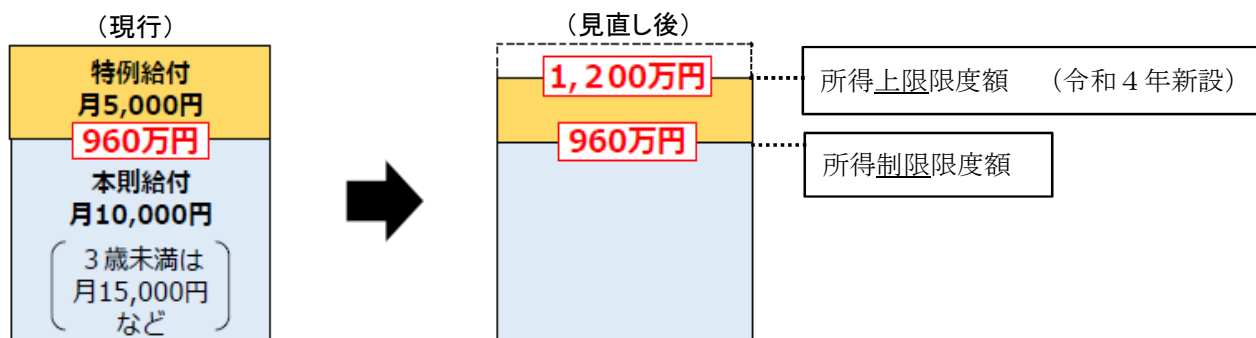
ア 所得上限限度額の新設

令和4年10月支給分(6月～9月分)より、特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の方が支給対象外となります。

※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。

【所得上限限度額の具体例】

扶養人数3人(児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族)の場合は以下の図のとおりです。



イ 現況届の原則廃止

児童手当の受給者は、これまでは毎年6月1日現在の状況について現況届の提出をする必要がありましたが、4年度より、児童の養育状況が変わらない方については、離婚協議中などの方を除き、現況届の提出が不要となります。

(5) 月平均児童数

6月支給分 430,891人
10月・2月支給分 387,110人 (上記(4)アの影響により43,781人減少)

21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 （母子父子寡婦福祉資金会計）		事業内容
	本年度	千円 907,870	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	前年度	1,129,605	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 9億787万円（11億2,961万円）
	差引	△ 221,735	(1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人
本年度の財源内訳	国	—	(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等（12資金）
	県	—	(3) 貸付利子 無利子又は年利1.0%
	その他	877,108	(4) 償還について ○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して通知・訪問・電話での償還交渉を行います。
	市費	30,762	(5) 貸付限度額（例：修学資金） ○ 私立高校（自宅通学）：30,000円／月額 ○ 私立大学（"）：72,000円／月額 ○ 大学院（修士課程）：88,000円／月額
			(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 令和2年度の決算において生じた剰余金について、政令で定める基準額を超えたため、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。



CHILD AND YOUTH BUREAU

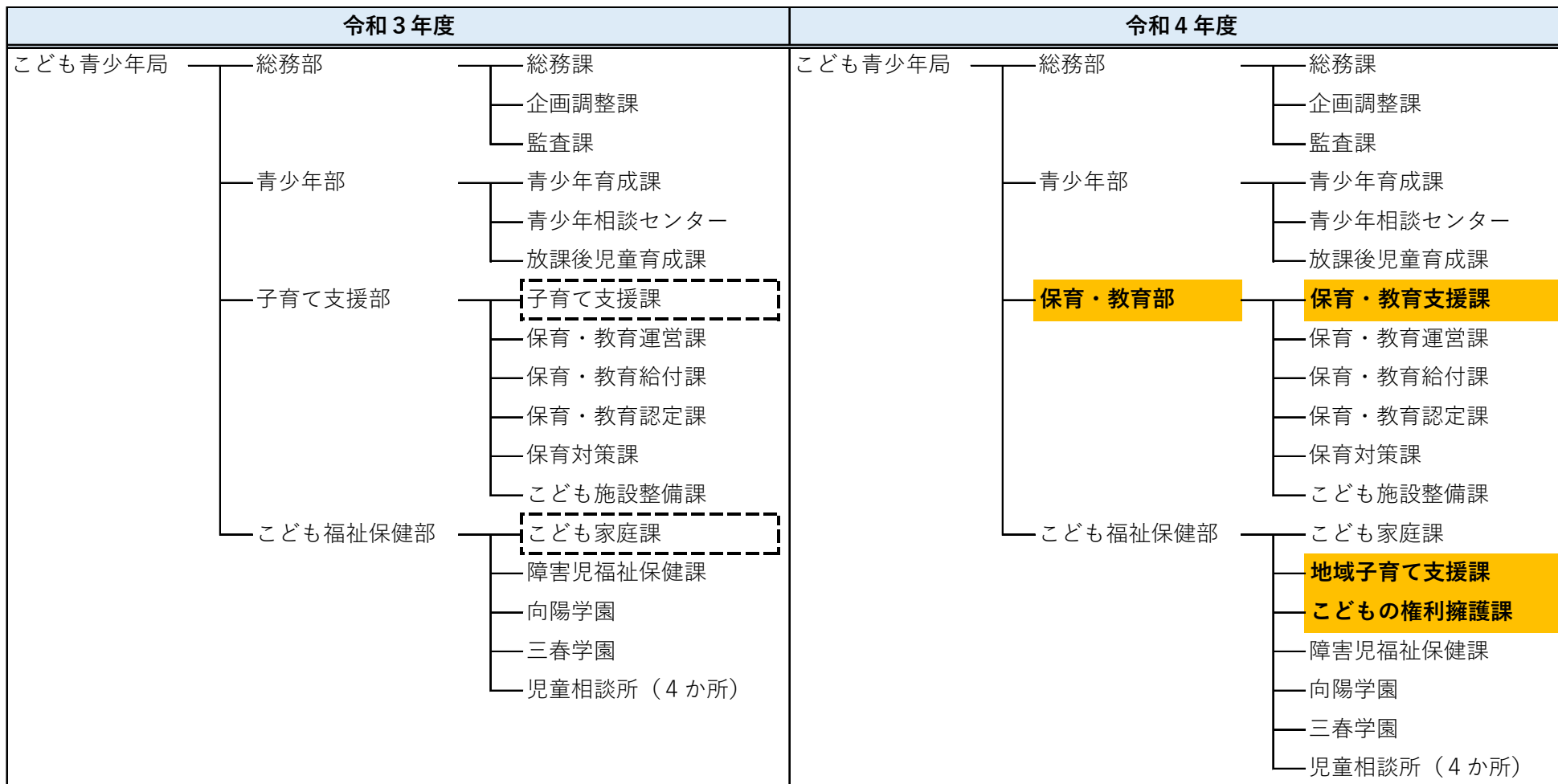
こどもせいしょうねん



令和4年度 こども青少年局組織機構改革

地域子育て支援やこどもの権利擁護に係る施策を充実させるとともに、子育て支援・児童福祉に係る施策を一体的に展開するため、「こども福祉保健部」に「地域子育て支援課」、「こどもの権利擁護課」を設置します。

あわせて、「子育て支援部」を「保育・教育部」、「子育て支援課」を「保育・教育支援課」に変更します。



「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、前回の児童福祉審議会（11月26日）において、素案について御報告しました。このたび、市民意見募集による御意見や令和4年度予算案において具体化した新たな取組等について反映し、原案としてとりまとめましたので御報告します。

1 計画素案に関する市民意見募集の結果

- (1) 実施期間
令和3年6月11日から7月9日まで
- (2) 意見数
意見数196件（応募数128通）
- (3) 計画への反映状況

意見の分類	主な意見	件数	
① 素案を修正したもの	必要な方に支援が届くよう、支援策の周知が必要	14件	25件
	ヤングケアラーに対する支援が必要	3件	
	年齢別だけでなく、市民アンケート調査の対象全体の「貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合」がわかるとよい	2件	
	計画に位置付けられている主な取組について、対象となる子どものライフステージが示されていると分かりやすい	2件	
	その他	4件	
② 素案に賛同いただいたもの	子どもの貧困対策は行政だけでなく地域や企業、関係団体など様々な方が主体的に支援に参画していくことが必要	13件	61件
	子どもへの学習支援等の取組が必要	7件	
	子どもや家庭が抱える困難の見えづらさや、自ら助けを求めることが難しい場合があること等を踏まえた支援が必要	6件	
	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策が必要	5件	
	ひとり親家庭への支援が必要	3件	
	その他	27件	
③ 計画推進の参考とさせていただきますもの等	より一層の経済的支援が必要（幼児教育無償化の対象者の拡大、各種手当・助成等の拡充など）	32件	110件
	その他	78件	
合計			196件

2 今後のスケジュール

- 令和4年3月 原案及び市民意見募集結果公表
計画策定
- 4月～ 計画公表・推進

3 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案の概要

※下線部分は素案からの変更・修正箇所

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

1 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

第2章 本市における子どもの貧困の状況について

計画の策定にあたり実施した調査等により、次の課題を把握しました。

1 経済的困窮がもたらす様々な影響

経済的困窮は、生活必需品が買えない等の生活面の格差だけでなく、医療サービスを受容できないことによる健康格差や、精神面でも余裕がなくなるなど、様々な影響を与えています。また、経済的基盤の確立には安定した雇用の確保が不可欠ですが、特にひとり親家庭においては、非正規雇用の割合が高く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。

2 子どもの学力や進学機会の格差

困難を抱える家庭では、家庭環境や保護者の養育力不足等による子どもの生活・学習習慣の欠如や、進学費用等の問題から将来の進路が狭まってしまうといった状況が見られます。

3 子どもの孤立と自己肯定感の低下

放課後に一人で過ごすなど、孤立しがちな子どもは自分に自信がなく、自己肯定感が低いといった状況が見られており、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあります。

4 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、本人や家族に自覚がない場合や、地域との関わりや制度の利用を望まない場合があります。

5 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

両親の離婚や親との死別、虐待、外国籍であることによる言語の不自由さなど、子どもの貧困の背景には子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因があります。

6 新型コロナウイルス感染症の影響

感染症の拡大に伴う失職や労働時間の減少等による収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等が買えない世帯の増加が懸念されます。また、家庭の経済状況等に関わらず、子どもの学力や生活習慣、精神状態への影響も見られます。

第3章 本市の子どもの貧困対策

1 基本目標

- 横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。
- 子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

2 施策展開にあたっての基本的な考え方

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

【取組の視点】

- 1 貧困の連鎖を断つ
- 2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援が届く仕組みづくり
- 3 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実
- 4 社会全体での子どもの貧困対策の推進

3 施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤に据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。

子どもの貧困対策の基盤	子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進
主要施策Ⅰ	気づく・つなぐ・見守る
主要施策Ⅱ	将来の自立に向けた子どもに対する支援
主要施策Ⅲ	生活基盤を整えるための家庭に対する支援
主要施策Ⅳ	子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援

4 計画の進捗状況の把握

第1期計画や国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、妊娠期から青少年期までの子どもの成長段階や、子どもの貧困と関連する要因についての指標、目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値 (令和8年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠11週以下での届け出の割合	96% (令和2年度)	96%以上
未就学期	保育所等待機児童数	16人 (令和3年4月)	0人 (毎年4月)
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (令和2年度)	24か所
小・中学生	放課後学び場事業実施校数	小学校29校 中学校59校 (令和2年度)	小学校35校 中学校147校
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業生数)	97% (令和2年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業生数/入学者数)	94% (令和2年度)	96%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業生数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成割合	54% (令和2年度)	70%
困難を抱える若者	若者自立支援機関等の支援により、状態の安定・改善がみられた割合	88% (うち、改善がみられた割合: 32%) (令和2年度)	90%以上 (うち、改善がみられた割合: 32%以上)
ひとり親	就労支援計画を策定した者のうち、就職した又は就職に向けて取り組んでいる者の割合	86% (令和2年度)	90%以上

第4章 子どもの貧困対策に関する取組

子どもの貧困対策の基盤 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進

1 子どもの貧困対策の基盤の考え方

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

2 主な取組

- (1) 乳幼児期の教育・保育の保障
 - ・保育・幼児教育の場、人材の確保、質の向上
 - ・幼児教育・保育の無償化の推進
- (2) つながり重視した教育・保育の推進
 - ・幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続
 - ・小中一貫教育の推進
- (3) 社会を生き抜く力を育む教育の推進
 - ・一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上
 - ・人権教育、キャリア教育の推進
- (4) 学校と地域の連携・協働の推進
 - ・地域学校協働活動の推進
- (5) ICTを活用した教育政策の推進
 - ・GIGAスクール構想の推進

主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る

1 施策の方針

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子どもや家庭に地域の様々な関わりの中でいち早く気づき、関係機関との連携により、早期に支援につなげます。

2 主な取組

- | | |
|--|--|
| (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
・横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援 | (4) 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所
・放課後児童健全育成事業 |
| (2) 地域における子育て支援
・地域子育て支援拠点 ・親と子のつどいの広場 | (5) 児童虐待防止対策
・「子ども家庭総合支援拠点」機能の整備 |
| (3) 様々な課題に対応する学校の取組
・児童生徒支援体制の充実
・スクールソーシャルワーカーの活用推進 | ・児童相談所の機能強化 |
- 等

主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援

1 施策の方針

養育環境等に課題がある子どもに対する生活・学習支援、経済的支援や地域の多様な体験活動等により、将来の自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。

2 主な取組

- | | |
|---|--|
| (1) 生活や学びの支援
・寄り添い型生活支援事業 ・寄り添い型学習支援事業
・中学校給食による昼食支援 ・ <u>ヤングケアラーに対する支援</u>
・「生理の貧困」問題への対応 | (2) 進学支援・就学継続支援
・教育支援事業 ・高等学校奨学金
・就学支援金 ・学び直し支援金 |
|---|--|
- 等

主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援

1 施策の方針

育児に不安や課題等を抱える家庭に対する生活支援や生活基盤の弱い世帯に対する経済的支援、就労支援等により家庭の自立を促進します。

2 主な取組

- | | |
|---|---|
| (1) 安心して子育てをするための生活の支援
・多様な「保育・教育」ニーズへの対応
・育児支援家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 | (3) 就労や自立に関する支援
・生活保護 ・生活困窮者自立支援事業 |
| (2) 経済的支援
・就学奨励事業 ・小児医療費助成 | (4) 住宅確保に関する支援
・住宅セーフティネット事業
・住居確保給付金 |
- 等

主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援

1 施策の方針

両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもりなど、子どもの貧困の背景にある様々な要因を踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

2 主な取組

- | | |
|--|--|
| (1) ひとり親家庭に対する支援
・母子家庭等就業・自立支援センター ・児童扶養手当 | (4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援
・里親・ファミリーホーム委託の推進
・施設等退所後児童に対するアフターケア事業 |
| (2) 外国籍・外国につながる子どもへの支援
・ニーズに応じた学校への適応支援、日本語指導 | (5) 困難を抱える子ども・若者への支援
・青少年相談センター ・地域ユースプラザ
・若者サポートステーション事業
・ <u>若年無業女性への支援</u> |
| (3) 不登校児童生徒への支援
・ハートフルスペース
・フリースクール等との連携 | |
- 等

第5章 計画の推進体制等について

1 計画の推進体制等

計画の推進にあたっては、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」や関係局区で構成する庁内会議において、各取組の実施状況や課題などに関する議論を行い、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めていきます。

2 様々な主体による計画の推進と人材育成等

行政や地域の皆様、企業、関係団体など、支援に携わる方が子どもの貧困に関する共通認識を持ち、必要な地域資源につなげたり、活用するといった視点等を踏まえた人材育成や情報共有・ネットワークづくりにも取り組み、支援の充実を図ります。

3 国や県などの関係機関との連携

社会全体で子どもの貧困対策を効率的かつ効果的に進めていくため、国や県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、子どもの貧困対策を推進していきます。

4 情報発信・情報提供の推進

必要な方に適切な支援が届くよう、子どもの貧困対策に関する取組について、制度の概要や相談先等を横断的にまとめた子どもや家庭向けの支援ガイド等を作成するとともに、SNSを活用した当事者の立場に立った分かりやすい情報発信・情報提供を行います。

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画原案

令和4年3月

こども青少年局

目次

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について	1
1 計画策定の背景	1
(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正	1
(2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定	2
(3) 子どもの貧困と子どもの貧困率	3
(4) 第1期計画の振り返り	4
2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について	7
(1) 計画の趣旨	7
(2) 計画の位置づけ	7
(3) 計画の期間	7
(4) 計画の対象	7
第2章 本市における子どもの貧困の状況について	8
1 子どもの貧困に関する実態把握について	8
(1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査）	8
(2) 支援者等ヒアリング	9
2 本市の子どもの貧困に関する状況	11
(1) 家庭の経済状況	11
(2) 子どもの状況	19
(3) 保護者の状況	37
3 子どもや家庭を取り巻く課題	43
(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響	43
(2) 子どもの学力や進学機会の格差	43
(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下	44
(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭	44
(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因	45
(6) 新型コロナウイルス感染症の影響	45
第3章 本市の子どもの貧困対策	46
1 基本目標	46
2 施策展開にあたっての基本的な考え方	46
3 施策の体系	47
4 計画の進捗状況の把握	48

第4章 子どもの貧困対策に関する取組	49
【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】	49
1 子どもの貧困対策の基盤について	49
2 主な取組	49
【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】	53
1 施策の方針	53
2 主な取組	53
【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】	59
1 施策の方針	59
2 主な取組	59
【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】	62
1 施策の方針	62
2 主な取組	62
【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】	67
1 施策の方針	67
2 主な取組	67
第5章 計画の推進体制等について	74
1 計画の推進体制等	74
2 様々な主体による計画の推進と人材育成等	74
3 国や県などの関係機関との連携	75
4 情報発信・情報提供の推進	75

1 計画策定の背景

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。）の施行から 5 年が経過し、令和元年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 41 号。以下「改正法」という。）が公布され、同年 9 月に施行されました。

【改正法の主なポイント】

- ◆ 目的の充実として、以下の事項が明記
 - ・子どもの将来だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ・貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること
- ◆ 基本理念の充実として、以下の事項が明記
 - ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ・貧困の背景にある様々な社会的要因があることを踏まえること

【改正法（一部抜粋）】

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

(2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年8月、政府は法律の規定に基づき、基本的な方針や子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、総合的な対策を推進してきました。

その後、平成30年11月、政府は「子どもの貧困対策会議」を開催し、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取し、令和元年度内を目途に、新たな大綱の案の作成を行うことを決定しました。

有識者会議での議論の結果、令和元年8月には「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、大綱に基づき各種の支援が進捗し、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された一方、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、状況は依然として厳しいこと等が指摘されました。

そして、令和元年11月には有識者会議での提言を踏まえて、改正法に基づく新たな大綱（以下「新大綱」という。）が閣議決定されました。

新大綱においては、「子供の貧困に関する指標」として「食料又は衣料が買えない経験」等の新たな指標が追加され、指標の改善に向けた4つの重点施策が引き続き示されています。

【子供の貧困対策に関する大綱（概要）】

I 目的・理念 <ul style="list-style-type: none"> ● 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 ● 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。 	
II 基本的な方針 <ul style="list-style-type: none"> ● 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援 ● 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ● 地方公共団体による取組の充実 など 	IV 指標の改善に向けた重点施策 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> 教育の支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ● 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 ● スキル・キャリアや力・励み・力・力が機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補修等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障 ● 高等学校等における修学継続のための支援 ● 高校中退予防のための取組、高校中退後の支援 ● 大学等進学に対する教育機会の提供 ● 特に配慮を要する子供への支援 ● 教育費負担の軽減 ● 地域における学習支援等 </div> <div style="width: 48%;"> 生活の安定に資するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ● 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援等 ● 保護者の生活支援 ● 保護者の自立支援、保育等の確保等 ● 子供の生活支援 ● 子供の就労支援 ● 住宅に関する支援 ● 児童養護施設退所者等に関する支援 ● 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援 ● 支援体制の強化 </div> </div>
III 子供の貧困に関する指標 <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護世帯に属する子供の高校・大学進学率 ● 高等教育の修学支援新制度の利用者数 ● 食料又は衣料が買えない経験 ● 子供の貧困率 ● ひとり親世帯の貧困率 など、39の指標 	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 職業生活の安定と向上のための支援 ● 所得向上の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 ● ひとり親に対する就労支援 ● ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
	経済的支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ● 養育費の確保の推進 ● 教育費負担の軽減
施策の推進体制等 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <子供の貧困に関する調査研究等> <ul style="list-style-type: none"> ● 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究 ● 子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ● 地方公共団体による実態把握の支援 </div> <div style="width: 48%;"> <施策の推進体制等> <ul style="list-style-type: none"> ● 国における推進体制 ● 地域における施策推進への支援 ● 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 ● 施策の実施状況等の検証・評価 ● 大綱の見直し </div> </div>	

(3) 子どもの貧困と子どもの貧困率

ア 子どもの貧困

「子どもの貧困」の定義は改正法や新大綱においても明確には示されていません。

しかし、家庭の経済的困窮その他の様々な要因により、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりする(剥奪がある)こと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況があります。

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を実現するため、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると考えられています。

<新型コロナウイルス感染症の影響>

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、我が国においても多くの人々の生活を一変させました。子育て世帯においても、外出自粛に伴う景気の悪化や企業等の業績不振に伴う失業の増大などの家庭に対する影響だけでなく、長期休校や友達と関わる機会の減少による学習や心身への影響など、子どもにも大きな影響を与えています。

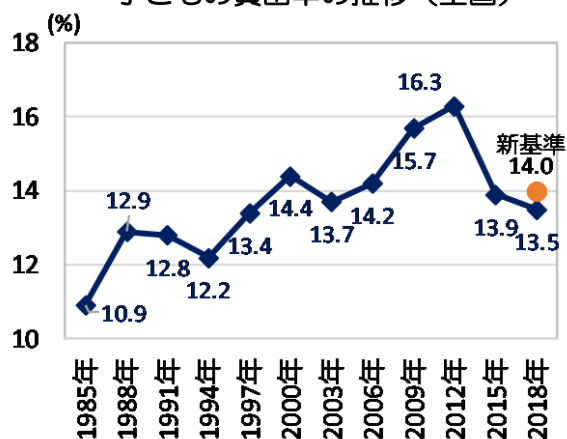
また、日本や欧米諸国などの先進国 41 か国で感染症の子どもへの経済的影響を分析した、国連児童基金(ユニセフ)の報告書(令和2年12月公表)によると、少なくとも今後5年間は子どもの貧困が増加し、感染症発生以前の水準を上回ると予想されており、長期的な子どもの貧困対策の必要性が提言されています。

イ 子どもの貧困率

子どもの貧困に関する指標の1つとして、新大綱においても設定されている子どもの貧困率は、OECDの基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得¹が、貧困線²に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30(2018)年の全国の子どもの貧困率は13.5%(新基準³においては14.0%)となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。

子どもの貧困率の推移(全国)



出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

1 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得

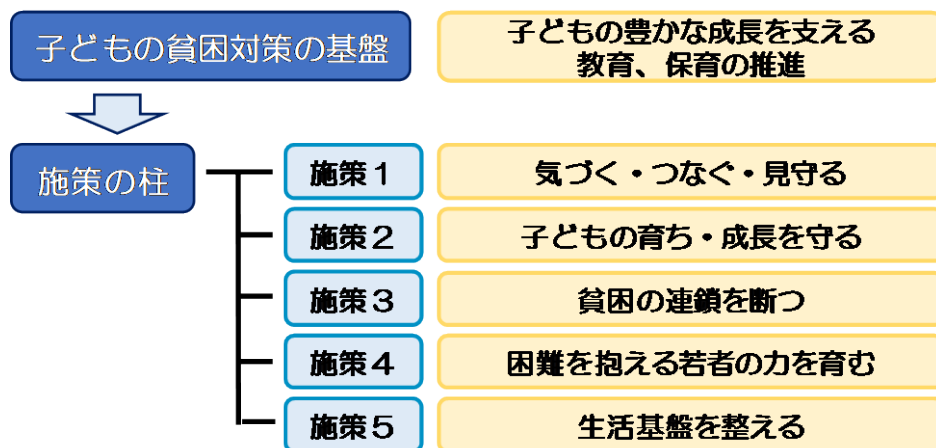
2 国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。

3 平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準(従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの)を基に算出した子どもの貧困率

(4) 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）では「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を対策の基盤とし、5つの施策の柱に沿って様々な取組を進めてきました。主な取組状況は以下のとおりです。

■第1期計画の体系



【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進】

- 保育所等の受入枠の拡大を図るとともに、保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成、保育士宿舎借上げ支援事業の拡充や、幼稚園教諭等住居手当補助事業の創設など、保育者の確保に取り組みました。
- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- 保育・教育の質の確保・向上に向けて、各種研修の実施、園内研修・研究の推進、本市の保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言」の策定等に取り組みました。また、「横浜版接続期カリキュラム」の改訂など、幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続の推進を図りました。
- 家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対して、学校等において学習支援を行う放課後学び場事業について、実施か所数を拡充しました。
- 人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用できるよう、校内研修の推進に力を入れました。
- はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参加の意識を育みました。

【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

- 母子保健コーディネーターを全区に配置するなど、区役所と地域子育て支援拠点の連携による「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立に取り組みました。
- 児童虐待が多様化・深刻化する中、迅速かつ適切に支援を行うため、区役所や児童相談所の機能強化、警察や医療機関等の関係機関との連携強化を推進しました。
- 子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、立ち上げ等に関する補助金の交付やアドバイザーの派遣による相談支援等を実施しました。

【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

- 放課後の安全・安心な居場所を確保するため、放課後キッズクラブの全小学校への設置や放課後児童クラブの基準適合に向けた支援策の強化を図りました。
- 青少年関連施設の運営や青少年の地域活動拠点づくり事業の実施により、多様な体験活動や交流の機会、居場所の提供に取り組みました。
- 区役所や児童相談所と連携して、支援が必要な家庭を見守る「横浜型児童家庭支援センター」について、全区設置に向け取り組みました。

【施策3 貧困の連鎖を断つ】

- 養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等への生活・学習習慣の習得支援を行う寄り添い型生活支援事業について、実施か所数を拡充しました。
- 将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を行う寄り添い型学習支援事業について、受入数を拡大しながら全区で実施しました。
- 生徒の相談にきめ細かく対応できるよう、市立定時制高校の相談ニーズに合わせ、平成28年度からスクールカウンセラーの配置時間を増やしました。
- 全ての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。

【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

- 青少年相談センター等において、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた支援に取り組みました。
- 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施、各区での若者支援セミナー・相談会の実施など、身近な地域で必要な支援につなげるための取組を進めました。
- 児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、居場所の提供のほか、支援コーディネーターによる就労や進学等の生活全般にわたる情報提供等の相談支援を行いました。

【施策5 生活基盤を整える】

- 令和元年11月支給分から、児童扶養手当の支給回数を年3回から年6回に変更しました。
- ひとり親家庭の総合的な支援窓口である「ひとり親サポートよこはま」を通じて、就労相談やひとり親家庭同士の交流、養育費セミナーなど、様々な支援に取り組みました。

第1期計画の目標値の振り返り

- 第1期計画においては、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとして、子どもの成長段階等に応じた目標を設定しています。
- 前述の様々な取組を進めてきた結果として、多くが計画策定時より改善しています。
- 子どもや家庭を取り巻く状況が日々変化している中、現在の本市の子どもの貧困実態を把握し、第2期計画に基づき、引き続き対策を強化していく必要があります。

対象	目標	目標値 (令和2年度)	計画策定時	実績 (令和2年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	95.7% (※1)以上	92.3% (平成26年度)	99.0%
未就学期	保育所待機児童数	0人 (※1)	8人 (平成27年4月)	16人 (令和3年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	78.6% (※1)以上	53.4% (平成26年度)	81.7%
小・中学生	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合	75.0% 以上(※2)	小：74.2% (平成26年度)	小:80.0%(※3) (令和元年度)
		65.0% 以上(※2)	中：64.2% (平成26年度)	中:70.5%(※3) (令和元年度)
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	75.0% 以上(※2)	69.8% (平成26年度)	67.1%(※3) (令和元年度)
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	1,200人	488人 (平成26年度)	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率(※4)	95.0%以上	93.1% (平成26年度)	94.0%
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※5)	99.0%以上	97.9% (平成26年度)	99.7%
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,500人 (※1)以上	1,082人 (平成26年度)	1,080人
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうち就労者数	1,900人 (※1)以上 (平成26年度～7か年累計)	303人 (平成26年度)	2,554人 (平成26年度～7か年累計) 264人 (令和2年度)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値(平成31年度)

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値(平成30年度)

※3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国学力・学習状況調査未実施(令和2年度)

※4 卒業者数を入学者数で割った値

※5 進路決定者数を卒業者数で割った値

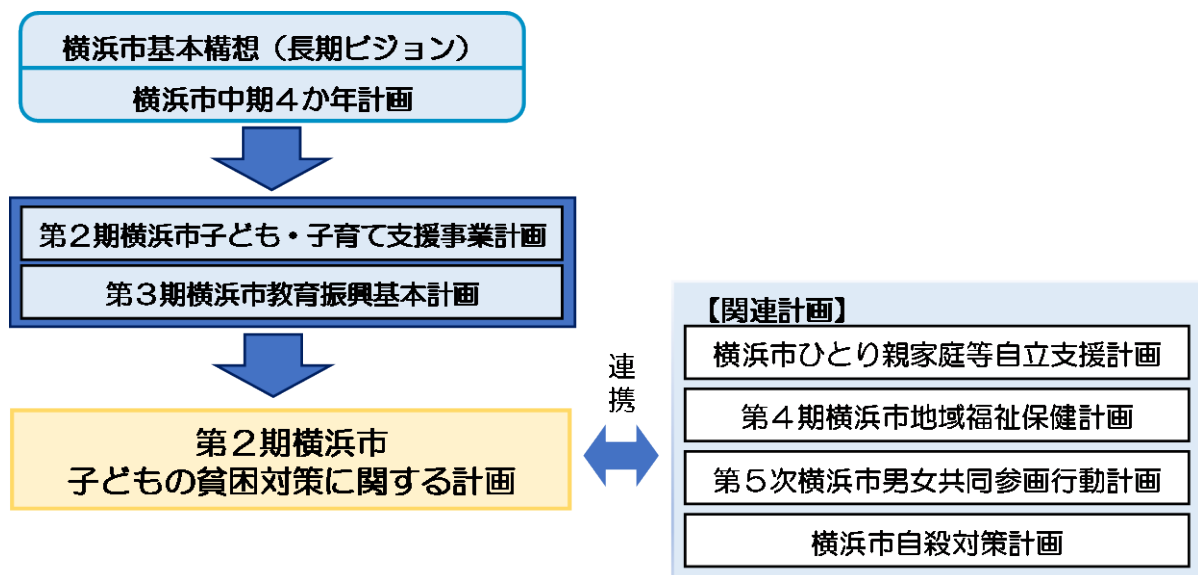
2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について

(1) 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。



(3) 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

1 子どもの貧困に関する実態把握について

(1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査）

ア 目的

子どもや家庭の生活実態に関する基礎的なデータを収集することにより、現に困窮状態にある、または困難を抱えやすい状況にある子どもや家庭の実態を多面的に把握し、今後5か年で取り組む施策の検討や課題の分析等に活用することを目的に実施しました。

イ 調査対象

- (ア) 市内在住の 5歳児の保護者 4,000人
- (イ) 市内在住の 小学5年生の子ども及びその保護者 各4,000人
- (ウ) 市内在住の 中学2年生の子ども及びその保護者 各4,000人

ウ 調査方法

調査対象の子どものいる世帯を無作為で抽出し、アンケート調査票を郵送で配布し、同封の返信用封筒にて返送いただきました。

なお、小学5年生及び中学2年生の子どものいる世帯については、子どもと保護者それぞれに回答していただくため、2種類の調査票を送付しています。

エ 調査内容

「家庭の経済状況」「社会的排除・剥奪の状況」「保護者の就労状況」「健康状態」「子どもの学習・進学に関する環境」「子どもの生活環境」「必要としている支援」「新型コロナウイルス感染症の拡大による子どもや家庭への影響」など

オ 調査期間

令和2年12月17日から令和3年1月8日

カ 調査票配布・有効回答数（率）

種類	配付数	有効回答数	有効回答率
5歳児の保護者	4,000	2,608	65.2%
小学5年生	4,000	2,214	55.4%
小学5年生の保護者	4,000	2,278	57.0%
中学2年生	4,000	2,006	50.2%
中学2年生の保護者	4,000	2,091	52.3%
計	20,000	11,197	56.0%

(2) 支援者等ヒアリング

ア 目的

日頃から多くの子どもや家庭に関わっている、区役所や学校、施設、NPO 法人等の方々に対するヒアリングにより、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握することを目的に実施しました。

イ ヒアリング対象

	分類	ヒアリング先	実施日
1	区役所	泉区こども家庭支援課	令和3年1月25日
2		保土ヶ谷区生活支援課	令和3年1月19日
3	児童相談所	中央児童相談所	令和3年1月7日
4	児童家庭支援センター	横浜型児童家庭支援センターむつみの木	令和3年1月20日
5	母子生活支援施設	睦母子生活支援施設	令和3年1月20日
6	乳児院	久良岐乳児院	令和3年1月13日
7	児童養護施設	旭児童ホーム	令和3年1月15日
8	ファミリーホーム	パングファミリーホーム	令和3年1月26日
9	里親	こどもみらい横浜（横浜の里親会）	令和3年1月27日
10	ひとり親支援	母子家庭等就業・自立支援センター	令和2年12月24日
11	寄り添い型生活支援事業	瀬谷区寄り添い型生活支援事業受託法人 （特定非営利活動法人ワーカーズわくわく）	令和3年1月25日
12	寄り添い型学習支援事業	保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業受託法人 （特定非営利活動法人リロード）	令和3年1月19日
13	地域子育て支援拠点	各区地域子育て支援拠点	令和2年12月17日
14	横浜子育てパートナー	各区横浜子育てパートナー	令和2年12月22日
15	保育所	市立保育所	令和2年12月16日
16	小学校	四季の森小学校	令和3年1月13日
17	中学校	上白根中学校	令和2年12月22日
18	スクールカウンセラー		
19	スクールソーシャルワーカー	西部学校教育事務所	令和3年1月22日
20		教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	令和3年1月21日
21	高校	市立横浜総合高等学校	令和2年12月21日
22	放課後キッズクラブ	瀬谷区放課後キッズクラブ	令和3年1月12日
23	放課後学び場事業	市立中学校 学校・地域コーディネーター	令和2年12月8日
24	困難を抱える子ども・若者支援	青少年相談センター	令和2年12月21日
25		地域ユースプラザ	
26		よこはま若者サポートステーション	
27	社会福祉協議会	各区社会福祉協議会	令和2年12月22日
28	主任児童委員	各区主任児童委員	令和2年12月8日
29	地域における子どもの居場所	保土ヶ谷区内の子どもの居場所活動団体	令和3年1月15日
30	プレイパーク	鯛ヶ崎公園プレイパーク	令和3年1月19日
31	青少年の地域活動拠点	都筑区・栄区青少年の地域活動拠点	令和3年1月28日
32	国際交流ラウンジ	各区国際交流ラウンジ	令和2年12月9日
33	日本語支援拠点施設	鶴見ひまわり	令和3年1月22日

※上記のほか、区こども家庭支援課の母子保健事業担当者会議や、社会福祉職担当者会議等においてもヒアリングを実施しています。

ウ ヒアリング内容

「気になる子どもや家庭への気づきのきっかけ」「子どもや家庭の様子・抱えている課題」
「制度や関係団体との連携等に関する課題」「支援や取組上の工夫・在り方」「新型コロナウイルス感染症の影響」など

【参考1】所得区分の定義について

本調査に示す3つの所得区分は、令和元（2019）年の国民生活基礎調査を参考にしながら、本調査独自の区分として設定しました。

所得区分1：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線を下回る世帯

所得区分2：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線以上、中央値以下の世帯

所得区分3：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の中央値を上回る世帯

世帯員人数	所得区分1	所得区分2	所得区分3
2人	175万円未満	175～345万円未満	345万円以上
3人	210万円未満	210～420万円未満	420万円以上
4人	245万円未満	245～485万円未満	485万円以上
5人	275万円未満	275～545万円未満	545万円以上
6人	300万円未満	300～600万円未満	600万円以上
7人	325万円未満	325～645万円未満	645万円以上
8人	345万円未満	345～695万円未満	695万円以上
9人	365万円未満	365～735万円未満	735万円以上

【参考2】調査結果の表示方法について

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で表示しています。
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがあります。
- ひとり親世帯は本調査でひとり親世帯に「該当する」と回答した世帯の集合となり、死別、離別、未婚、別居を含みます。また、法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合は「ひとり親世帯」に含みません。
- ふたり親世帯等：「ひとり親世帯」に「該当しない」と回答した世帯の集合となります。

2 本市の子どもの貧困に関する状況

(1) 家庭の経済状況

ア 国の「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

市民アンケート調査から得られたデータを用いて、国が相対的貧困率を算出する際に用いている国民生活基礎調査に基づく等価可処分所得額の中央値の半分、いわゆる「貧困線」を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合をアンケートの対象学年別に算出しました。

その結果、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は、5歳児が6.1%、小学5年生が7.8%、中学2年生が6.9%となっています。

また、「子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合」は5歳児、小学5年生、中学2年生がいる世帯ではそれぞれ、38.6%、39.2%、28.2%となっており、ひとり親世帯の状況は、依然として厳しい水準になっています。

図表 1 国の貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合

指標	今回調査(令和2年度)		【参考】 前回調査(平成27年度)	
	令和元年所得		平成26年所得	
世帯に含まれる子どものうち、 貧困線を下回る世帯で 生活する子どもの割合	5歳児	6.1%	0~24歳 未満の 子ども	7.7%
	小学5年生	7.8%		
	中学2年生	6.9%		
	調査対象全体	6.9%		
子どもがいる現役世帯のうち、 ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、 貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.6%	0~24歳 未満の 子ども	45.6%
	小学5年生	39.2%		
	中学2年生	28.2%		
	調査対象全体	35.3%		

【留意点】

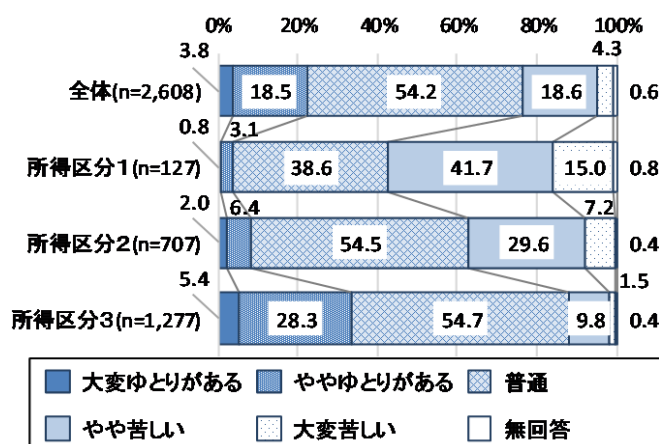
- 第1期計画策定にあたり、平成27年度に実施した市民アンケート調査は、0歳～24歳未満の子どものいる世帯の保護者を対象としており、本調査とは対象年齢区分等が異なるため、単純には比較できません。
- 「世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において相対的貧困率を算出する際に用いている貧困線を基に算出したものであり、本市の中での世帯所得の額・分布を用いて新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではありません。

イ 暮らし向きに関する認識

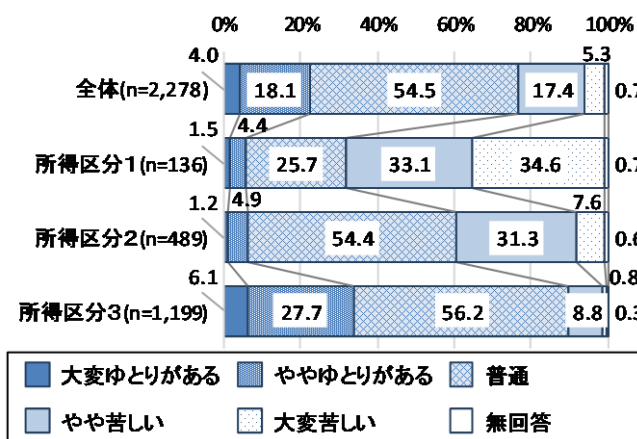
- 市民アンケート調査では、現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の56.7%、小学5年生の保護者の67.7%、中学2年生の保護者の67.2%が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 2 現在の暮らし向きの状況

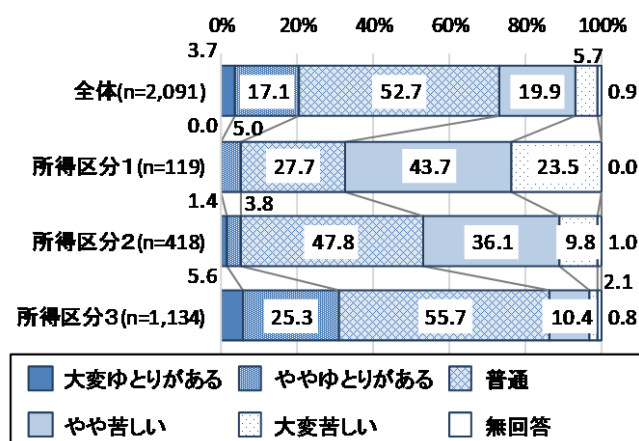
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】

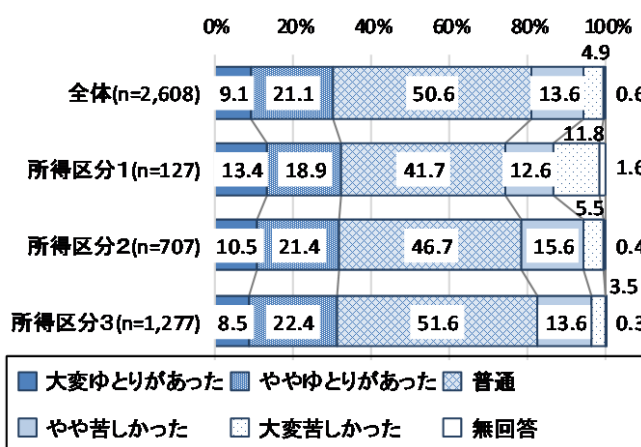


ウ 保護者が子どもの頃の暮らし向き

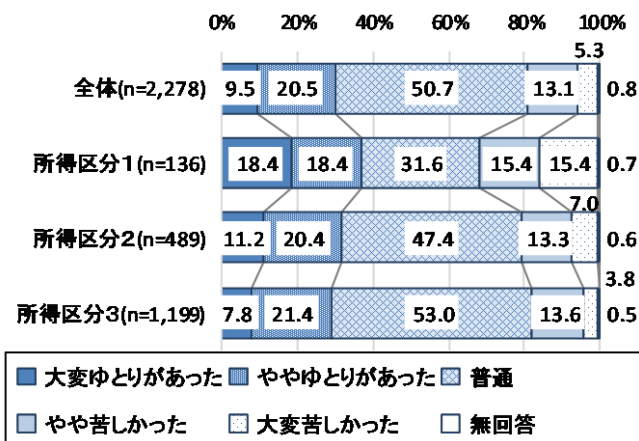
- 市民アンケート調査では、保護者が15歳の頃の暮らし向きについて、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の約5%が「大変苦しかった」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の11.8%、小学5年生の保護者の15.4%、中学2年生の保護者の8.4%が「大変苦しかった」と回答しており、全体と比べて高くなっており、いわゆる「貧困の連鎖」を確認することができます。

図表 3 保護者が子どもの頃の暮らし向きの状況

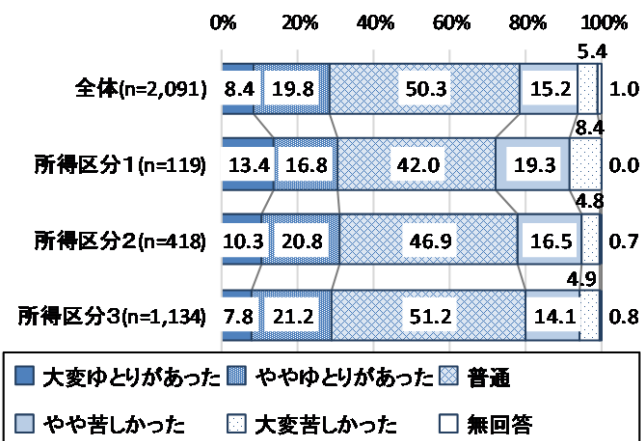
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



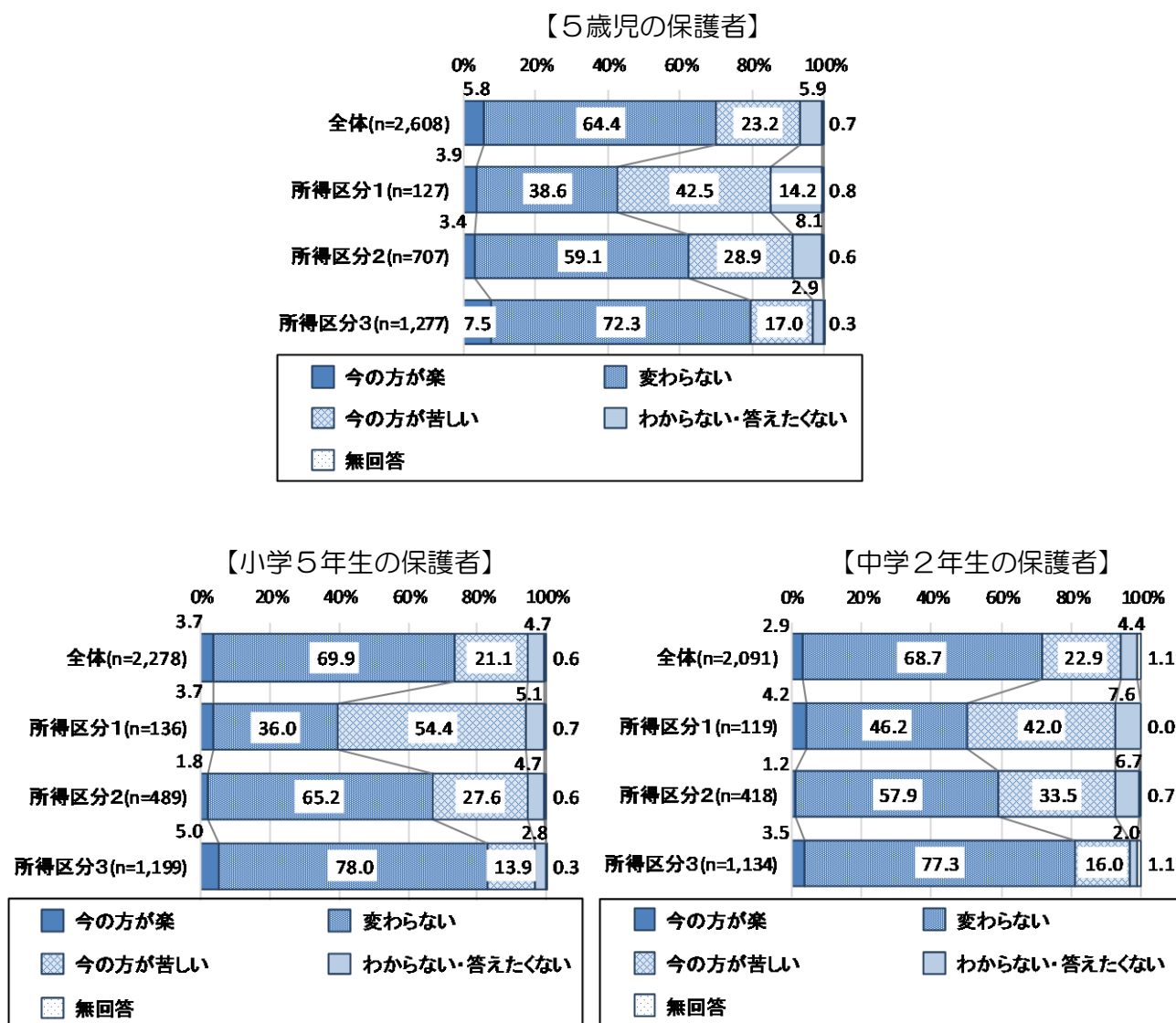
【中学2年生の保護者】



エ 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響

- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響による失職や、特にパートタイム等の非正規雇用で働く方の勤務時間や勤務日数の減少に伴う収入の減少により、困難を抱えている子育て世帯が増えていることが指摘されています。
- 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年1月頃と比べた現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「今の方が苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の42.5%、小学5年生の保護者の54.4%、中学2年生の保護者の42.0%が「今の方が苦しい」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど大きな影響を受けていることが確認できます。

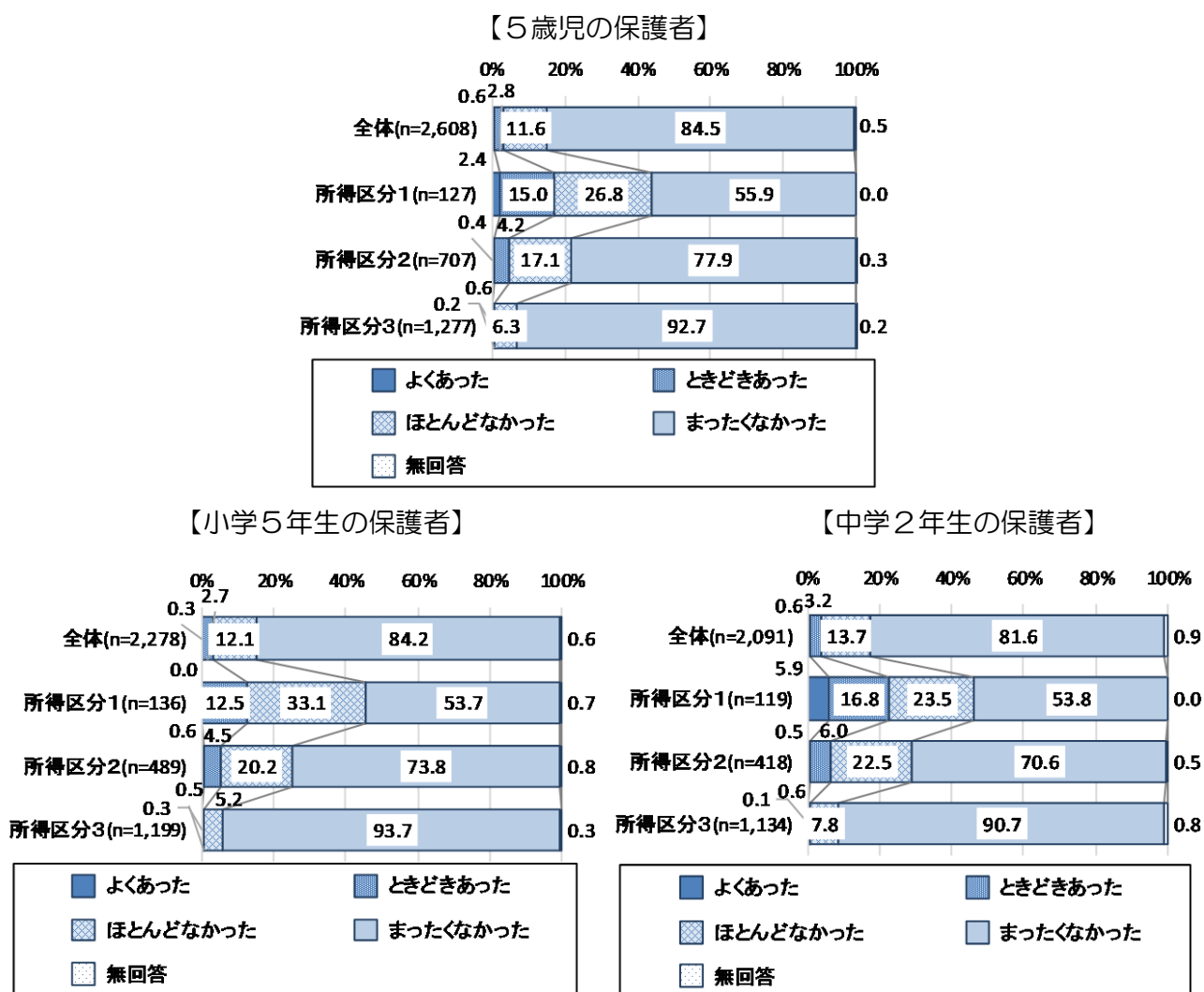
図表 4 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響



オ 「物質的剥奪」の状況（必要な食料や衣料が買えなかった経験）

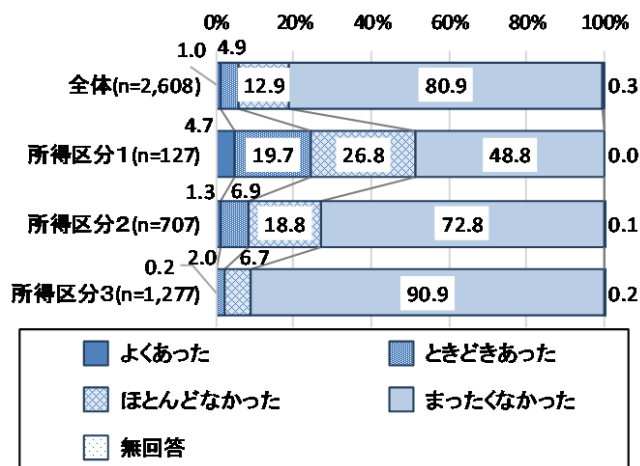
- 市民アンケート調査では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の3～4%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の17.4%、小学5年生の保護者の12.5%、中学2年生の保護者の22.7%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする衣料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の5～6%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の24.4%、小学5年生の保護者の23.6%、中学2年生の保護者の31.9%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、こちらも全体と比べて厳しい状況が確認できます。

図表 5 過去1年間にお金が足りなくて必要とする食料が買えなかった経験

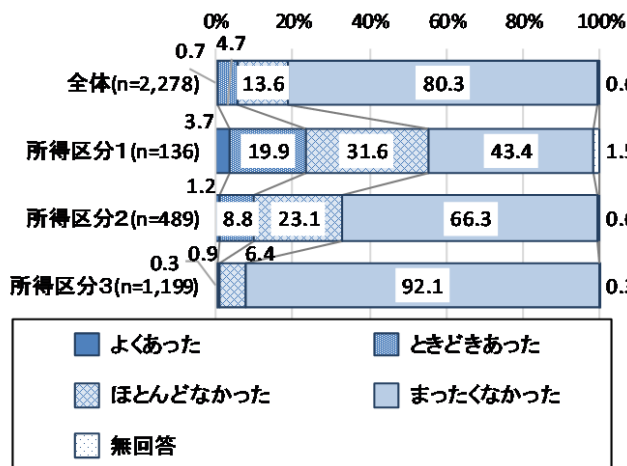


図表 6 過去1年間に金が足りなくて必要とする衣料が買えなかった経験

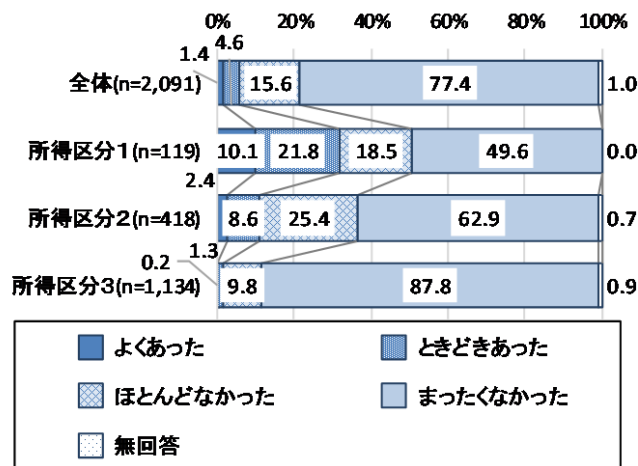
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



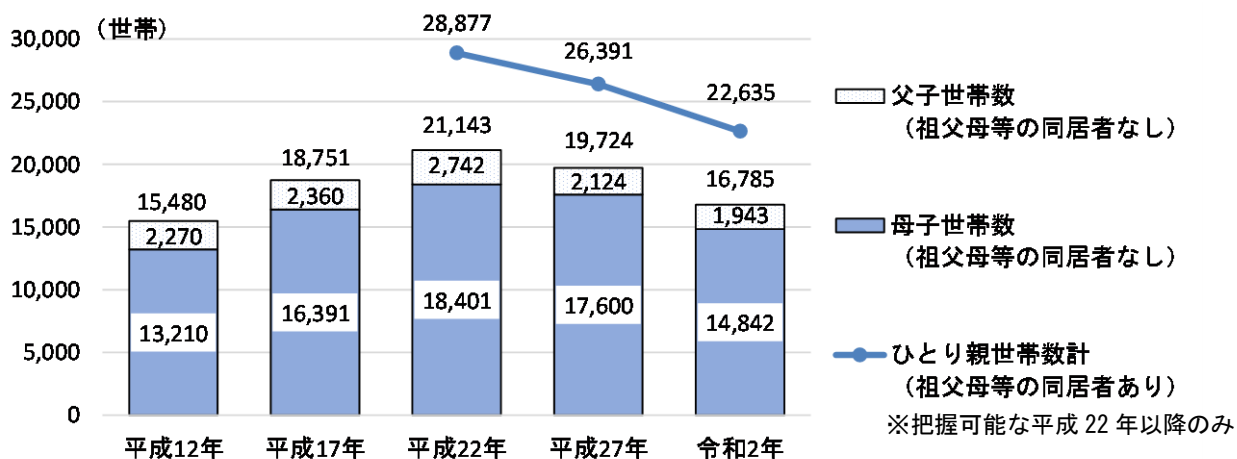
【中学2年生の保護者】



カ ひとり親家庭の状況

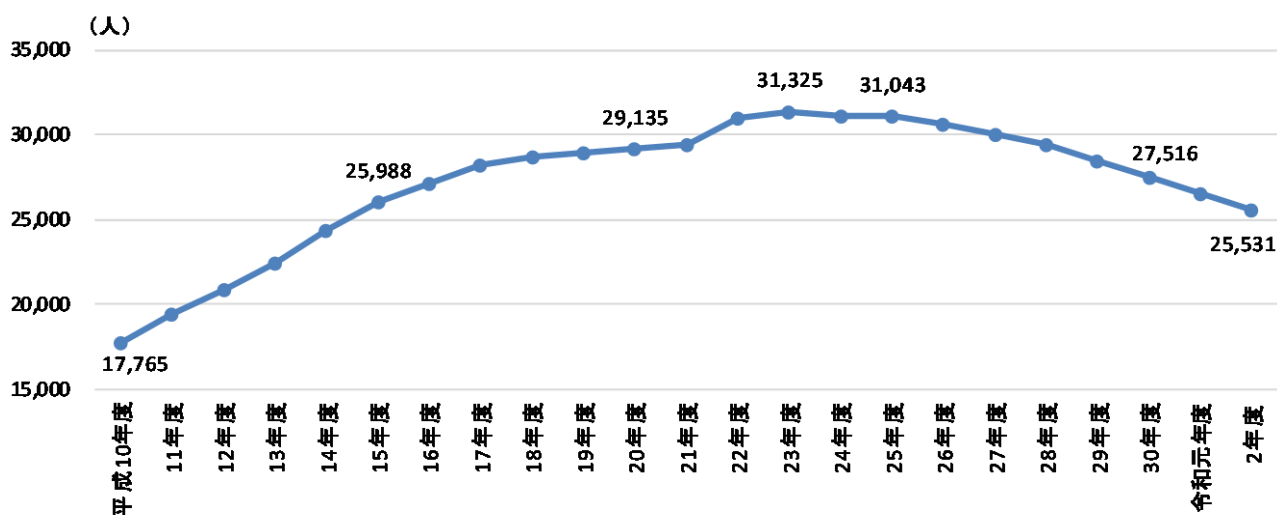
- 国勢調査によると、20歳未満の子どものいるひとり親世帯数(祖父母等の同居者なし)は、平成12年の15,480世帯から平成22年には21,143世帯まで増加しましたが、令和2年は16,785世帯となっています。
- また、本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、令和2年度時点で25,531人となっており、18歳以下の子どもに占める割合は約4.4%となっています。

図表 7 20歳未満の子どものいるひとり親世帯数(祖父母等の同居者なし)の推移



出所) 総務省「国勢調査」

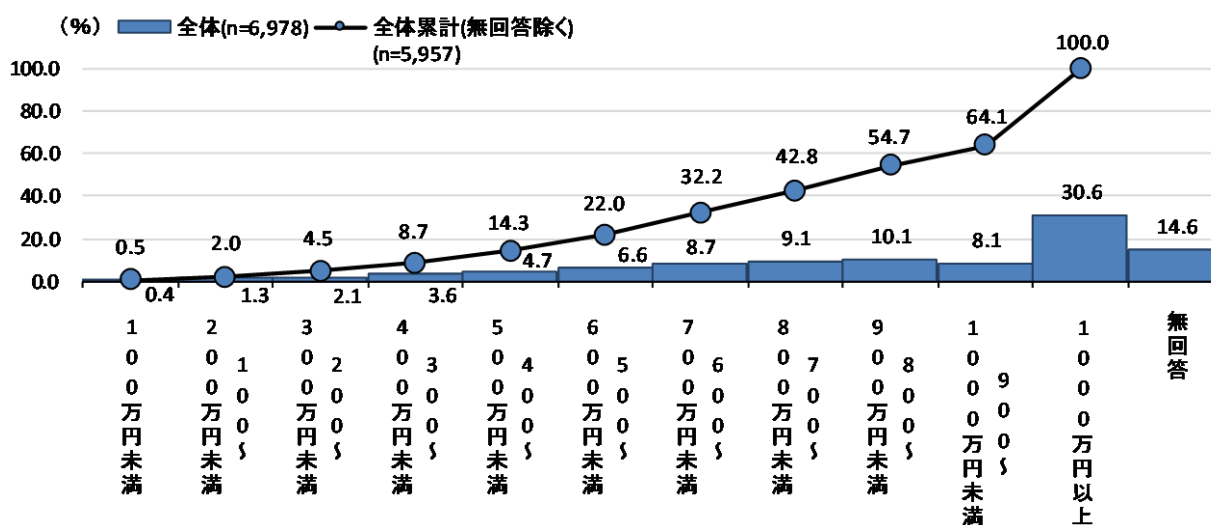
図表 8 児童扶養手当の支給対象児童数の推移



- 支援者等ヒアリングでは、経済的に困難を抱える子どもの背景の一つに、ひとり親世帯であることが多く指摘されており、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、不安定な就労をせざるを得ない世帯も多く、生活困窮に陥るリスクが高くなっています。
- 市民アンケート調査では、ひとり親世帯の年間収入について、400万円未満（「100万円未満」「100～200万円未満」「200～300万円未満」「300～400万円未満」の合計）の回答割合（無回答を除く）が60.0%となっており、世帯全体の8.7%と比べて、非常に高くなっています。

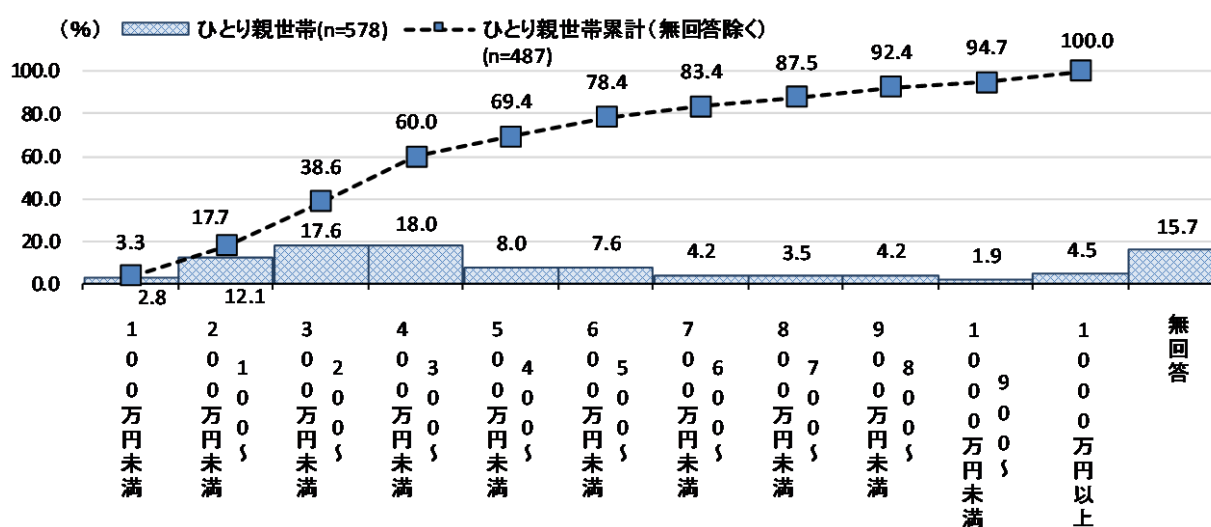
図表 9 世帯の年間収入（世帯全体）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



図表 10 世帯の年間収入（ひとり親世帯）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



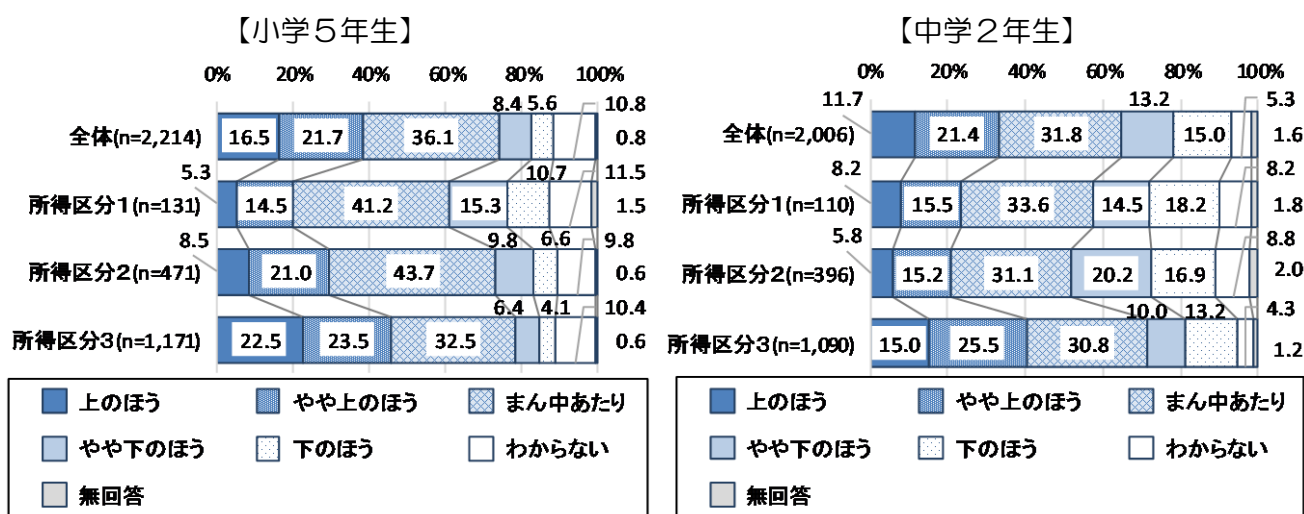
(2) 子どもの状況

ア 学習や進学等に関すること

①学校の成績等

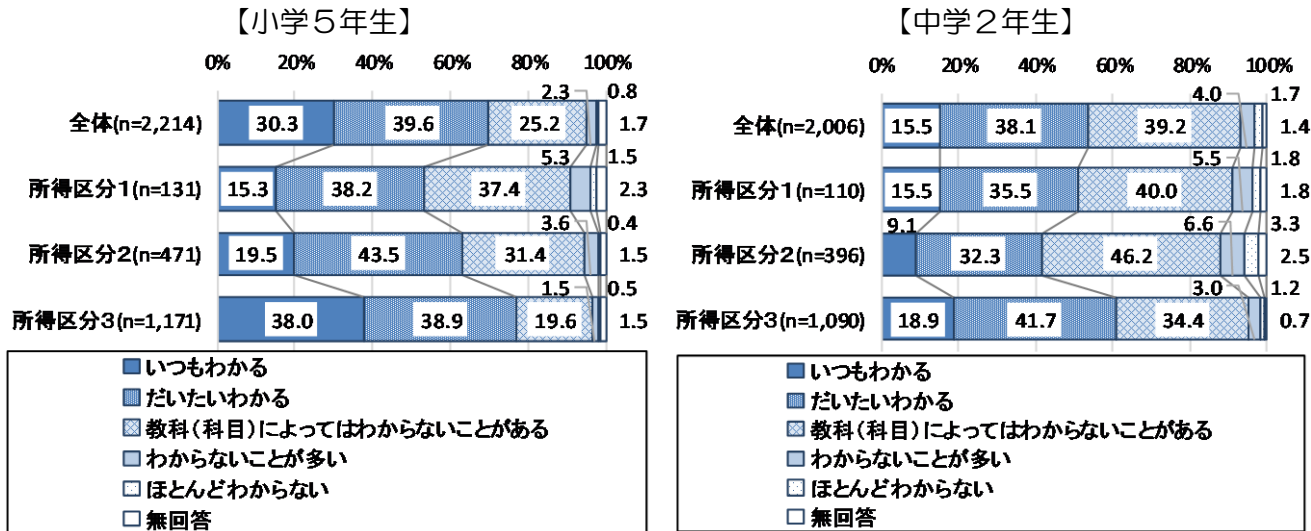
- 市民アンケート調査では、クラスの中での成績の状況について、小学5年生の14.0%、中学2年生28.2%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の26.0%、中学2年生の32.7%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど成績の分布が下の方に偏っている傾向が確認できます。

図表 11 クラスの中での成績



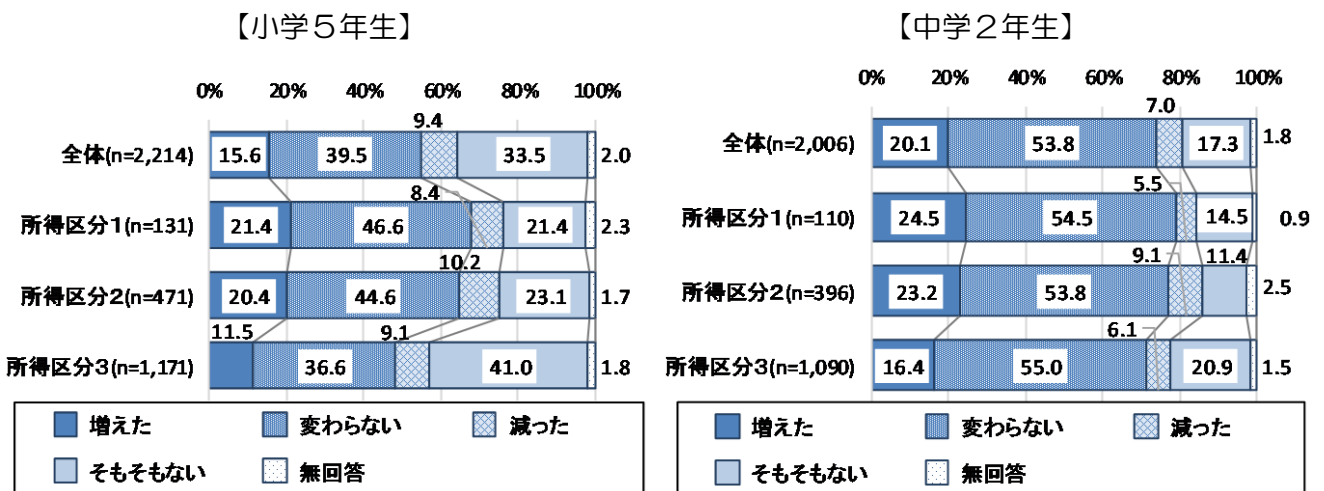
- 学校の授業がわからないことについては、小学5年生の3.1%、中学2年生の5.7%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯の小学5年生の6.8%、中学2年生の7.3%、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の9.9%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しています。
- 支援者等ヒアリングでは、自分の部屋・勉強机を持つ子どもがいる一方で、経済的な理由等から、自分の部屋・勉強机を持たず、また、塾にも通えないなど、学習環境に差があることが指摘されています。
- また、保護者が忙しいひとり親家庭などでは、子どもの学習を家庭でサポートしてもらうことが困難であるといった状況も聞かれました。
- さらに、精神疾患を抱えている保護者や、小さいきょうだいの面倒を見ている等の理由により、学校になかなか来られず、授業についていけなくなってしまう子どもがいることも指摘されています。

図表 12 学校の授業がわからないこと



- 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の影響も見られました。新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が休みになる前（令和2年2月以前）と比べて、学校の授業がわからないと感じることが増えたかどうかについて、小学5年生の 15.6%、中学2年生の 20.1%が「増えた」と回答しています。経済的基盤が弱い世帯ほど大きく影響を受けている傾向はありますが、世帯の所得に限らず、子どもへの影響の大きさが確認できます。

図表 13 学校の授業がわからないと感じること
(新型コロナウイルス感染症の影響)

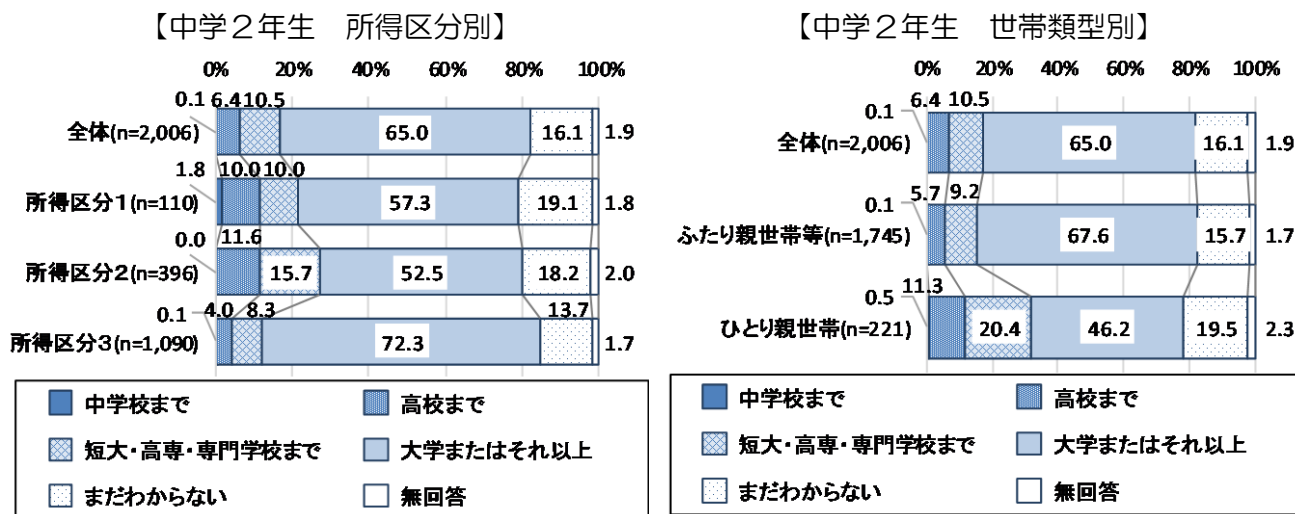


- また、市民アンケート調査において、悩んでいることや心配なこと等について尋ねた問（以下、自由記述欄という。）では、「学校の授業についていけない」「成績が伸び悩んでいる」といったものや、「スマートフォンの使用をやめられず勉強に集中できない」「感染症の影響でオンライン学習が進み、勉強についていけるか不安」といった、勉強や成績に関する声が多く見られました。

② 子どもの進学

- 支援者ヒアリングでは、特に複合的な困難を抱える世帯等においては、生活習慣の乱れ等により、登園や通学ができない、学習習慣が整わない、学習意欲が欠如しやすいとの指摘がされています。
- また、保護者が多忙で進路についての相談ができないケースや、子どもの近くにロールモデルとなる保護者以外の大人が不在であり、高校や大学への進学や進学後の具体的なイメージを持つことが難しい場合があることや、家庭の経済状況等から高校卒業後に進学を希望していても就職を選ばざるをえない場合があることも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、子どもの進学の希望について、中学2年生の65.0%が「大学またはそれ以上」と回答している一方、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもではそれぞれ57.3%、52.5%となっており、全体と比べて低くなっています。また、世帯の類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生では、「大学またはそれ以上」の回答割合が46.2%となっており、ひとり親世帯の子どもの大学進学等の希望が特に低くなっていることが確認できます。

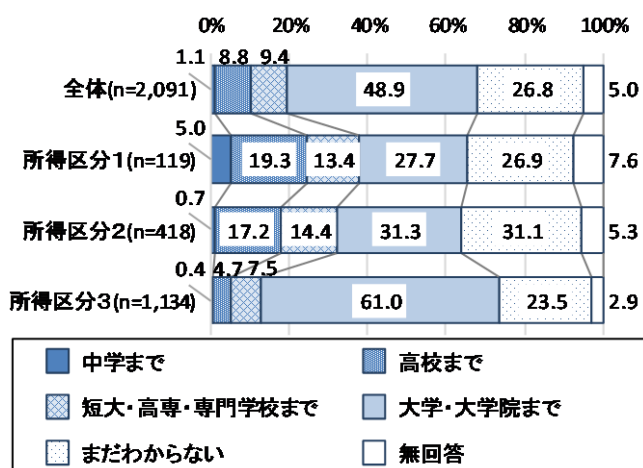
図表 14 子どもの進学希望



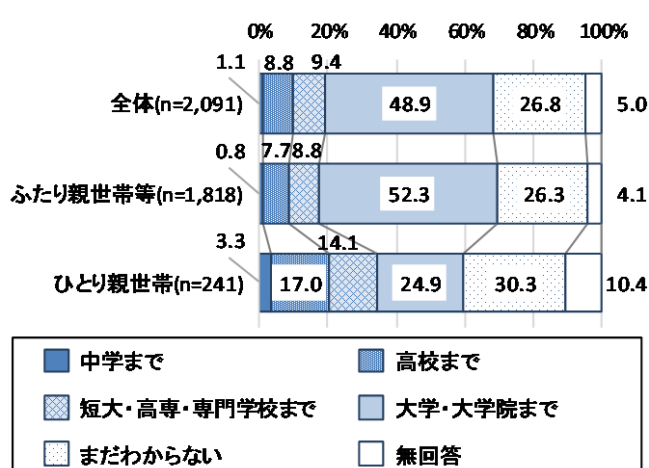
- 子どもの進学費用や教育費について不安に感じている保護者が多いことや、進学に係る経済的負担等から保護者の進路に関する考えと、子どもの考えに違いが生じている場合があることも支援者ヒアリングでは指摘されています。
- 市民アンケート調査では、保護者が考える子どもの現実的な進学先について、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合が、それぞれ27.7%、31.3%となっており、前述の所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合（それぞれ57.3%、52.5%）との差が生じています。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合は24.9%となっており、こちらも前述のひとり親世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合（46.2%）と差が生じています。

図表 15 子どもの現実的な進学先

【中学2年生の保護者 所得区分別】



【中学2年生の保護者 世帯類型別】



イ ふだんの生活に関すること

① 食生活

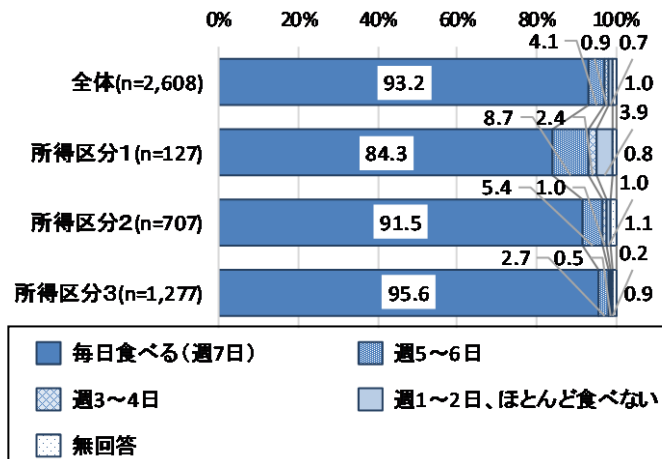
- 支援者等ヒアリングでは、特に経済的に困難を抱える世帯等においては、家庭環境が整っておらず、生活リズムが乱れており、朝食や夕食を食べていない子どもがいることや、保護者のネグレクトや金銭管理が計画的にできていないこと等により、十分な食事が与えられていない子どもがいることが指摘されています。
- また、特にひとり親家庭等においては、保護者が仕事から帰ってくる時間が遅く、子どもの食事に手が回らなかったり、子どもが渡されたお金で適当な物を買って食べていたりするといったことが聞かれました。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の収入が減少したことで、食費を抑え、食事を十分にとれなかった子どもや、学校へ行かないことで昼夜が逆転し、生活リズムが崩れる子どもがいたことが聞かれました。
- 市民アンケート調査では、朝食をとる頻度について、5歳児の保護者の93.2%、小学5年生の90.6%、中学2年生の83.5%が「毎日食べる（週7日）」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の84.3%、小学5年生の78.6%、中学2年生の76.4%が「毎日食べる（週7日）」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

② 就寝時間

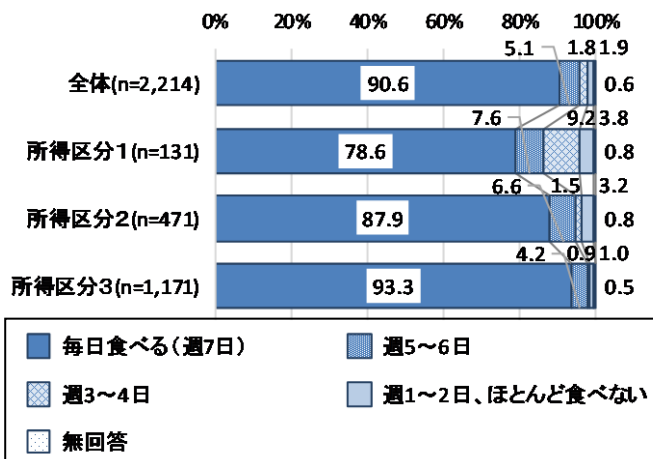
- 市民アンケート調査では、ふだんの平日、ほぼ同じ時間に寝ているかについて、小学5年生の41.2%、中学2年生39.3%が「そうである」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の32.1%、中学2年生の34.5%、所得区分2に該当する世帯では中学生の32.3%が「そうである」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

図表 16 子どもの朝食をとる頻度（所得区分別）

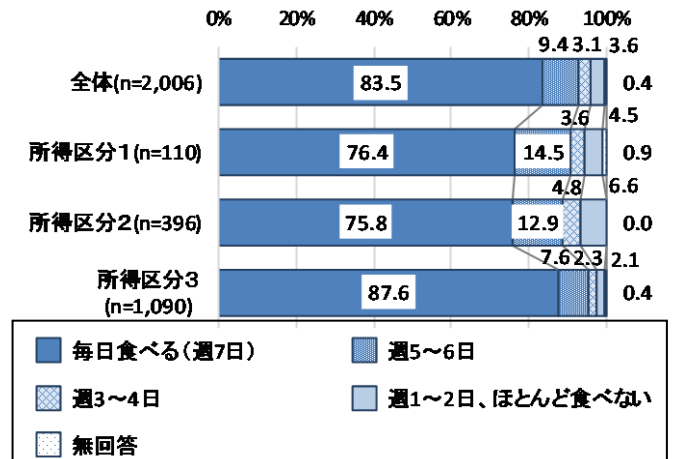
【5歳児の保護者 所得区分別】



【小学5年生 所得区分別】

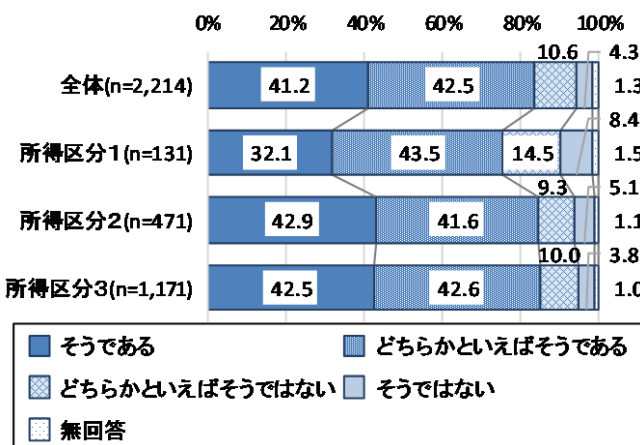


【中学2年生 所得区分別】

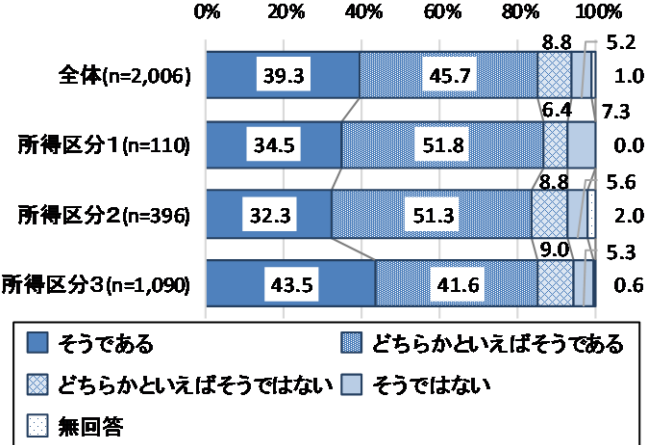


図表 17 平日にほぼ同じ時間に寝ているか

【小学5年生 所得区分別】



【中学2年生 所得区分別】



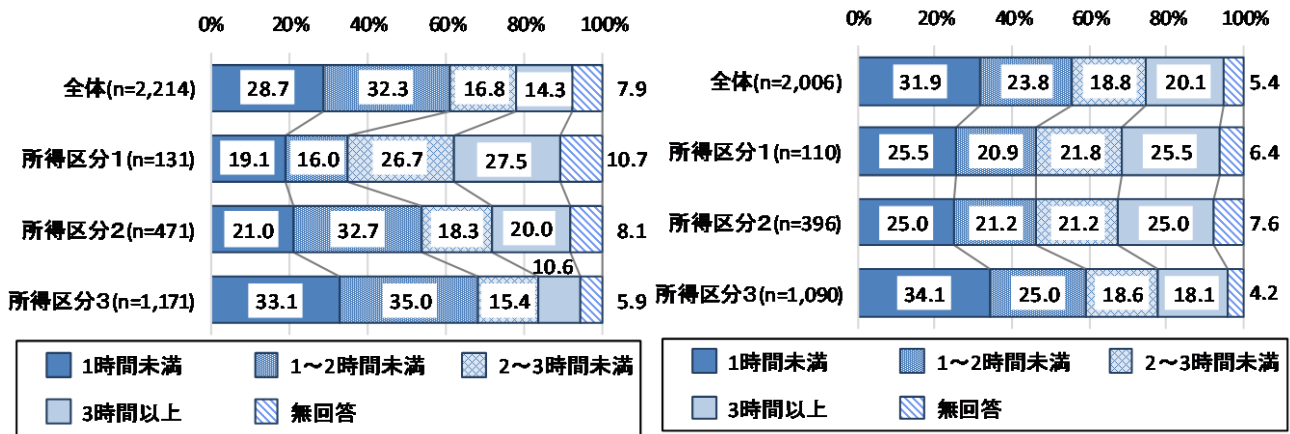
③ 平日にゲーム機で遊ぶ時間

- 市民アンケート調査では、平日にゲーム機（パソコン・スマホ・タブレット等を用いたゲームをふくむ）で遊ぶ1日あたりの平均時間について、2時間以上（「2～3時間未満」「3時間以上」の合計）と回答した割合が、小学5年生では31.1%、中学2年生では38.9%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の54.2%、中学2年生の47.3%、また、ひとり親世帯に該当する小学5年生の51.1%、中学2年生の47.5%が2時間以上と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、子どもの自由記述欄では、「学校の勉強よりもゲームのことを考えてしまう」「ゲームの時間がとれない」「自分がゲーム中毒であるかもしれない」といった声も見られました。

図表 18 平日にゲーム機で遊ぶ時間（所得区分別）

【小学5年生 所得区分別】

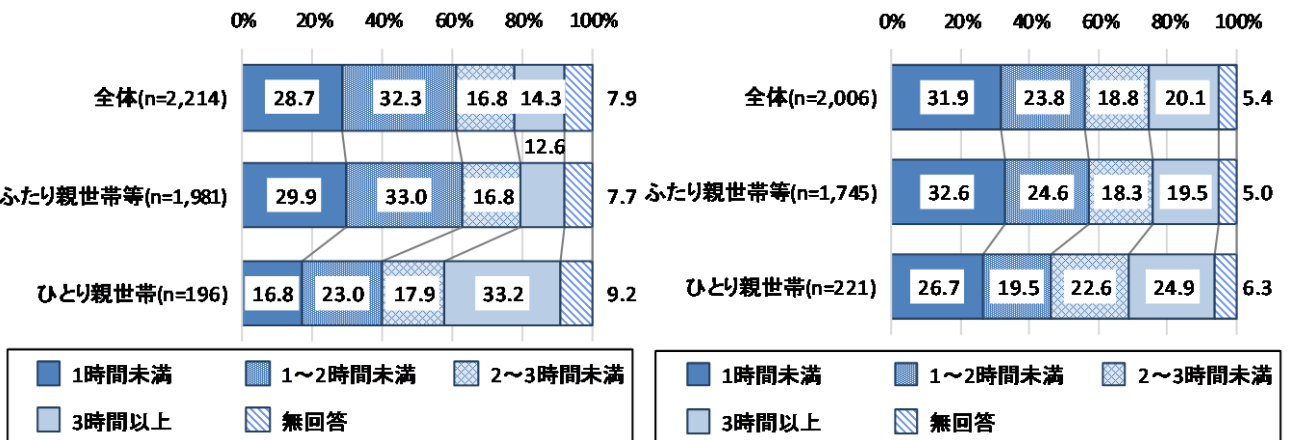
【中学2年生 所得区分別】



図表 19 平日にゲーム機で遊ぶ時間（世帯類型別）

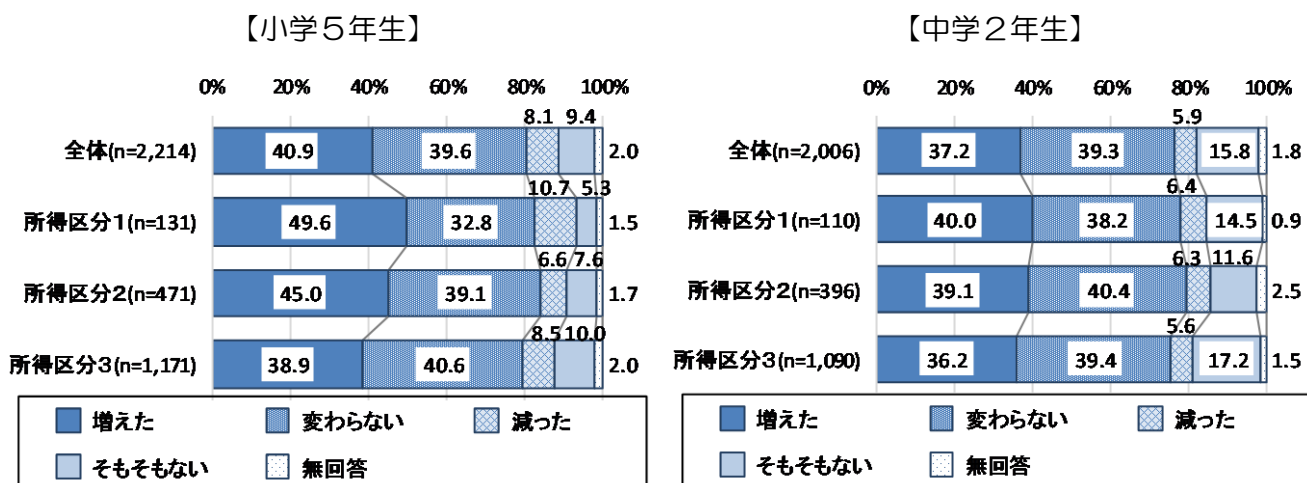
【小学5年生 世帯類型別】

【中学2年生 世帯類型別】



- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅の時間が増えたことにより、オンラインゲーム等を早朝までやり続けてしまう子どもがいることや、言葉遣いが汚くなるといった悪影響があることが指摘されています。
- また、スマートフォンに依存したり、子どもが精神的に不安定になり暴れるといったケースが増えていることも聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症の影響が見られています。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、ゲームをする時間が増えたかどうかについて、小学5年生の40.9%、中学2年生の37.2%が「増えた」と回答しています。また、所得区分1に該当する世帯の小学5年生では、49.6%が「増えた」と回答しており、子どもへの影響の大きさが確認できます。

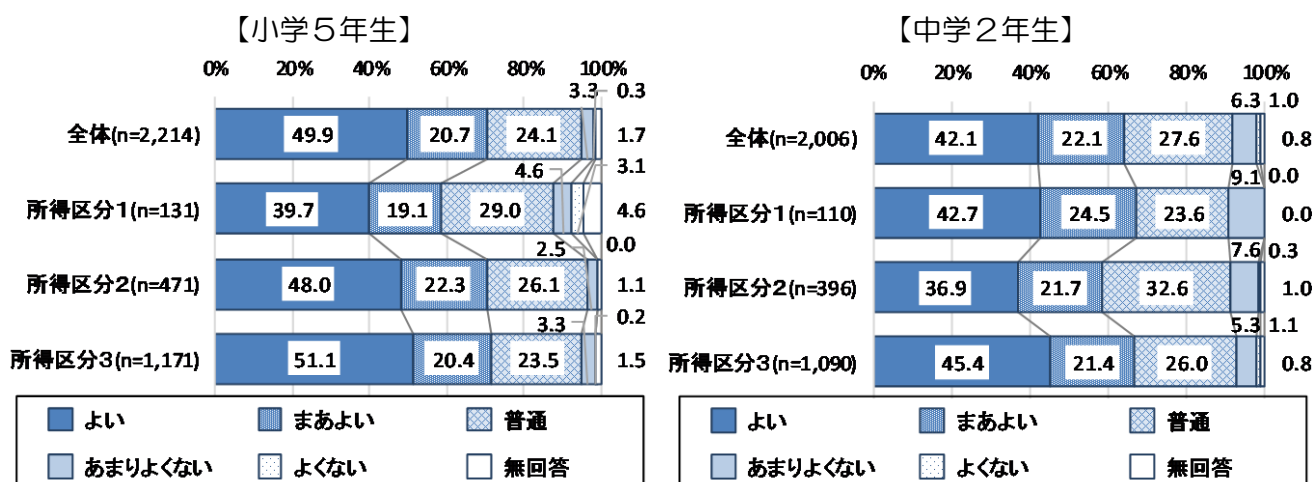
図表 20 ゲームをする時間（新型コロナウイルス感染症の影響）



ウ 健康・精神状態に関すること

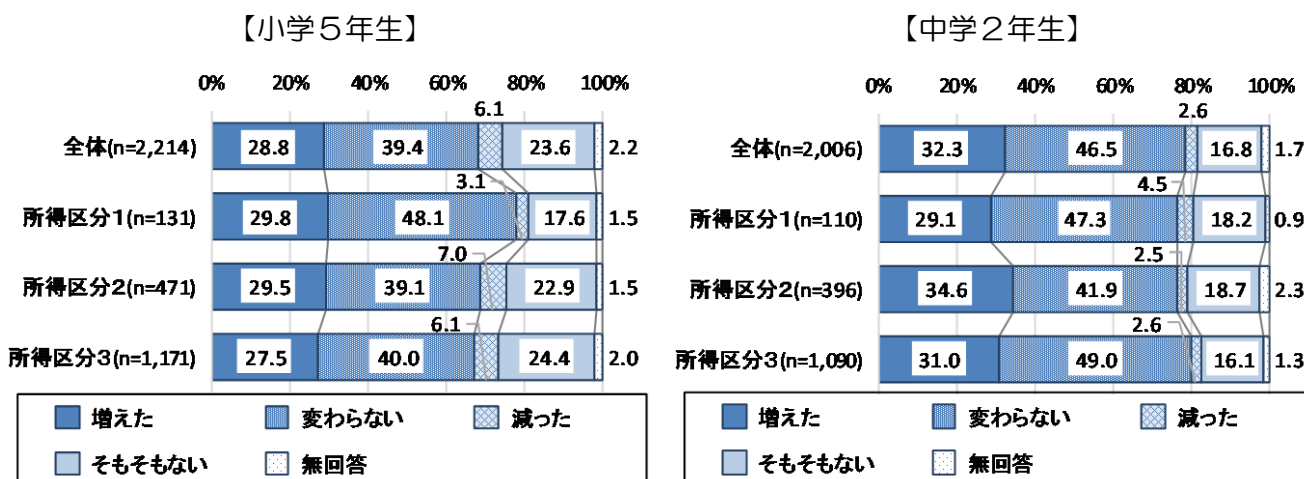
- 市民アンケート調査では、子ども自身の健康状態について、小学5年生の3.6%、中学2年生の7.3%が「あまりよくない」「よくない」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の7.7%、中学2年生の9.1%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 21 子どもの健康状態



- また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、世帯の所得に関わらず、子どもの精神面に大きな影響を与えていることも確認できました。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、イライラや不安を感じたり、気分がしずむことが増えたかどうかについて、小学5年生の28.8%、中学2年生の32.3%が「増えた」と回答しています。
- さらに、子どもの自由記述欄では、「感染症の影響で外出頻度が減り、友達と遊べないで精神的にまいっている」「塾がオンライン学習になり、成績がすごく下がってしまって心の状態が不安定」といった声も見られました。

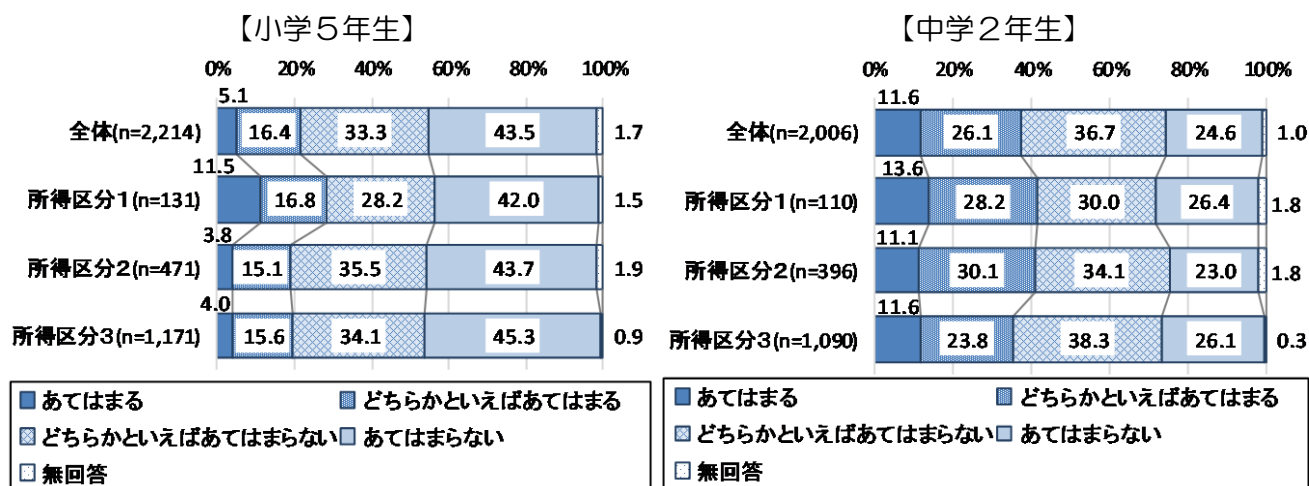
図表 22 イライラや不安を感じたり、気分がしずむこと
(新型コロナウイルス感染症の影響)



エ 子どもの孤立の状況

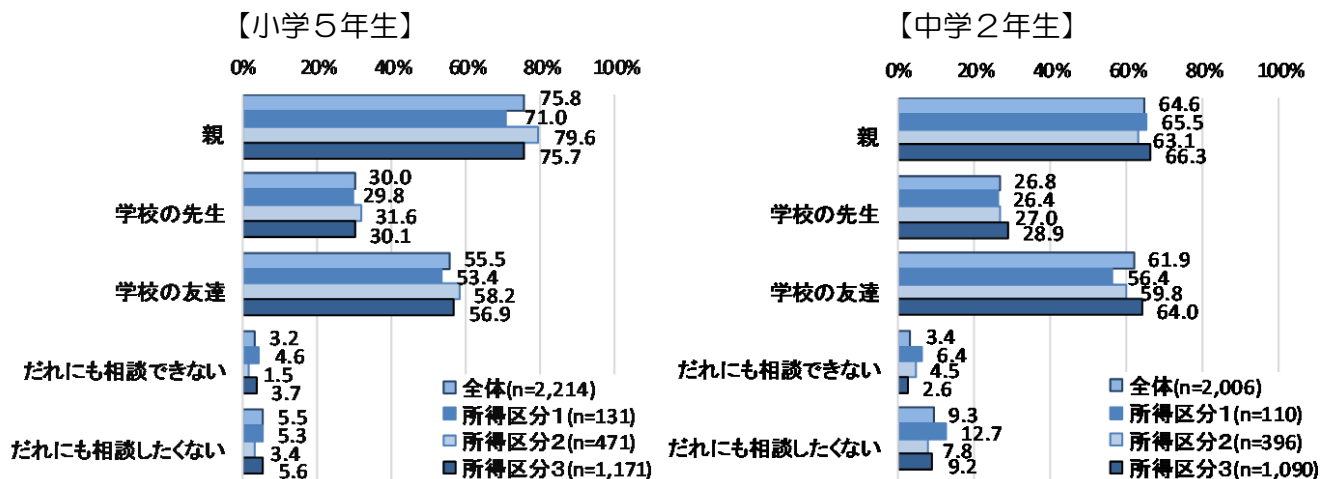
- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、保護者の仕事の忙しさや、虐待、無関心等により愛着形成が不全であること等から情緒不安定であったり、保育士や教師その他の大人に過剰に甘えがちであったりする場合があること等が指摘されています。また、自分に自信がなく、自己肯定感が低い傾向にあることも聞かれました。
- 子どもの自由記述欄では、「人を信用できない」「自分に自信が持てない」「学校にも友達ができず困ったことを相談できる相手がない」といった声や、「相談しやすい人がほしい」「親に相談できず、一人でため込むことが増えた」といった声が見られました。
- 市民アンケート調査では、人は信用できないと思うかについて、小学5年生の 5.1%、中学2年生の 11.6%が「あてはまる」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の 11.5%、中学2年生の 13.6%が「あてはまる」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 23 人は信用できないと思うか



- また、相談できると思う人の有無については、全体として「親」や「学校の友達」と回答する割合が高い中、小学5年生の 3.2%、中学2年生 3.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の 4.6%、中学2年生の 6.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 24 相談できると思う人

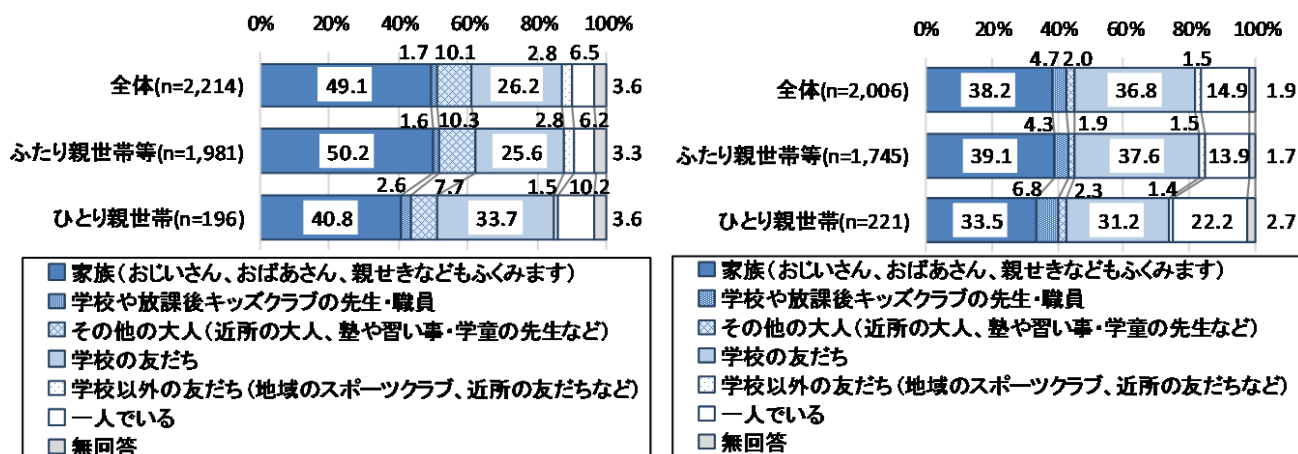


- さらに、平日の放課後に一緒に過ごす人については、小学5年生の6.5%、中学2年生14.9%が「一人である」と回答しており、所得区分により大きな差は見られないものの、中学2年生の方がより「一人である」傾向が強いことが確認できます。
- 世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ10.2%、22.2%が「一人である」と回答しており、保護者が仕事等で忙しいひとり親家庭においては、放課後の子どもの孤立の状況が確認できます。

図表 25 平日の放課後に一緒に過ごす人（世帯類型別）

【小学5年生 世帯類型別】

【中学2年生 世帯類型別】

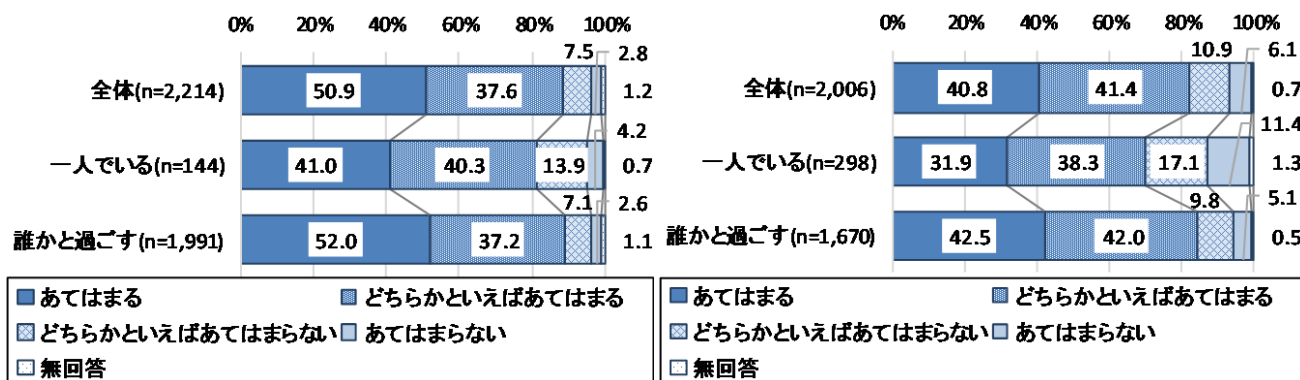


- 市民アンケート調査では、平日の放課後に友達や家族、その他の大人などと一緒に過ごす子ども（以下「誰かと過ごす子ども」という。）と一人で過ごす子どもでは、自己肯定感に差があることも確認できました。
- 自分には、よいところがあると思うかについて、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の9.7%、中学2年生の14.9%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の18.1%、中学2年生の28.5%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しています。
- また、自分のことが好きかどうかについては、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の21.6%、中学2年生の31.1%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の33.3%、中学2年生の41.7%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しており、身近な大人や友だちとの関わりが、自己肯定感にプラスの影響を与えていることが推測されます。

図表 26 自分にはよいところがあると思うか（孤立状況別）

【小学5年生 孤立状況別】

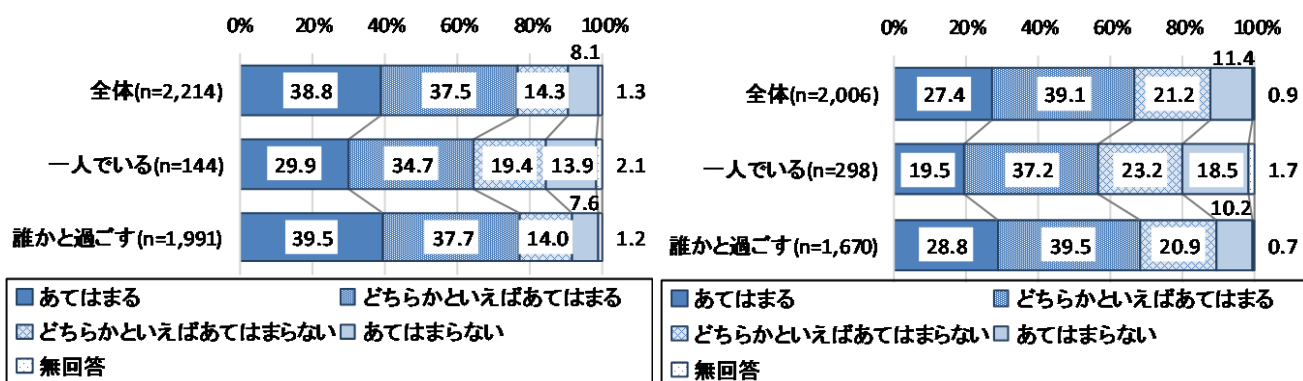
【中学2年生 孤立状況別】



図表 27 自分のことが好きだと思うか（孤立状況別）

【小学5年生 孤立状況別】

【中学2年生 孤立状況別】

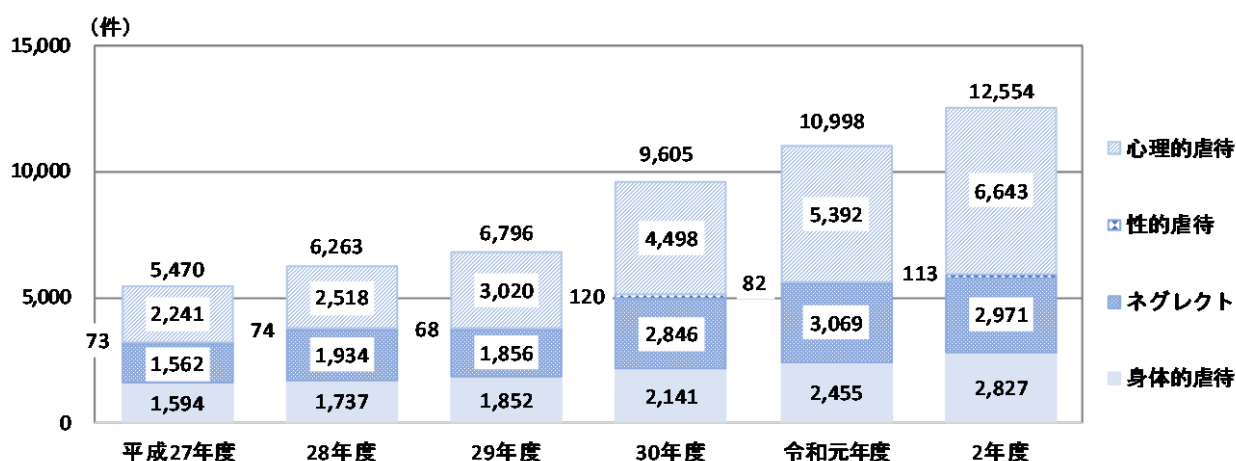


オ 子どもを取り巻く様々な状況について

① 社会的養護を必要とする子ども

- 「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難な子どもに対し、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 社会的養護を担う施設には、乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、里親等があり、本市の令和元年度の施設入所・里親等への委託児童数は 695 人となっています。
- 児童養護施設の入所児童等を対象とした平成 30 年の国の調査によると、児童養護施設に入所している子どもの 65.6%、里親に委託されている児童の 38.4%が保護者からの虐待を受けた経験があるとされています。
- 本市においても、児童虐待（疑いを含む）の対応件数は増加傾向にあり、平成 27 年度の 5,470 件から令和 2 年度には 12,554 件と 5 年間で約 2.3 倍に増加しています。

図表 28 児童虐待相談対応件数の推移

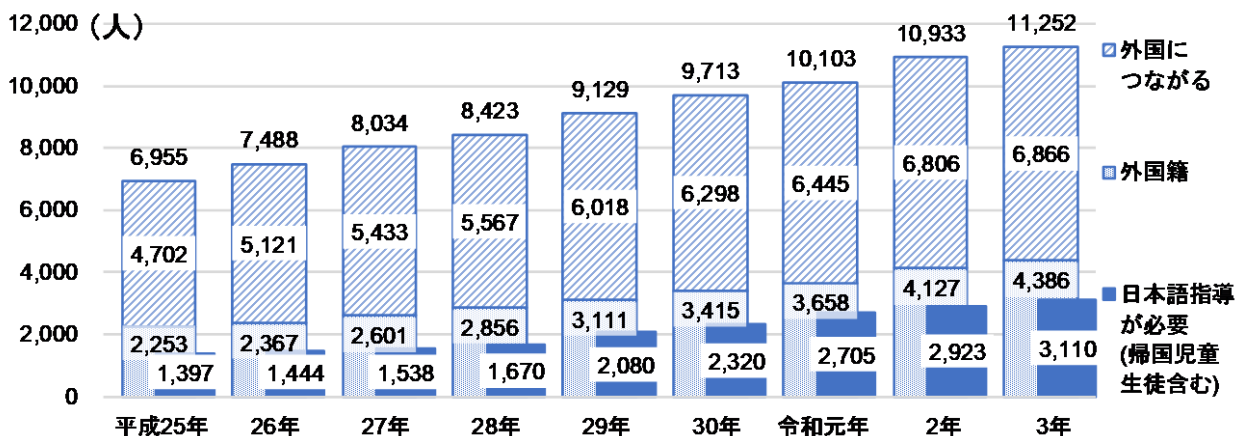


- 社会的養護のもとで暮らしている子どもは、必要な場合は 20 歳までは児童養護施設や里親のもとで暮らすことが認められますが、原則として 18 歳で施設等から自立することとなります。施設等退所後に保護者からの経済的援助や精神的な支えのない厳しい状況の中で自立を求められます。
- 未成年であることや家族を頼ることができないこと等により、単身では住居を確保しづらかったり、病気になっても、仕事を失っても帰る場所や頼れる人がいなかったりと社会的に孤立し、生活困窮に陥るリスクが高い状況に置かれています。
- 施設等退所後の自立は大きな課題となっており、支援者ヒアリングにおいても、奨学金等の経済的な支援だけでなく、これまでの関係性がある施設職員等とのつながりを保ちながら継続的に支援していくことの重要性が指摘されています。

② 外国籍・外国につながる子ども 4

- 横浜市の外国人の人口は増加傾向にあり、現在約 10 万人の外国人が横浜に居住しています。それに伴い、外国籍等児童生徒数も高い水準で推移している状況が続いています。
- 令和 3 年 5 月時点で、横浜市には 11,252 人の外国籍等児童生徒が市立小・中・義務教育学校に在籍しています。その内、日本語指導が必要な児童生徒数は 3,100 人を超えています。

図表 29 外国籍・外国につながる児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒数



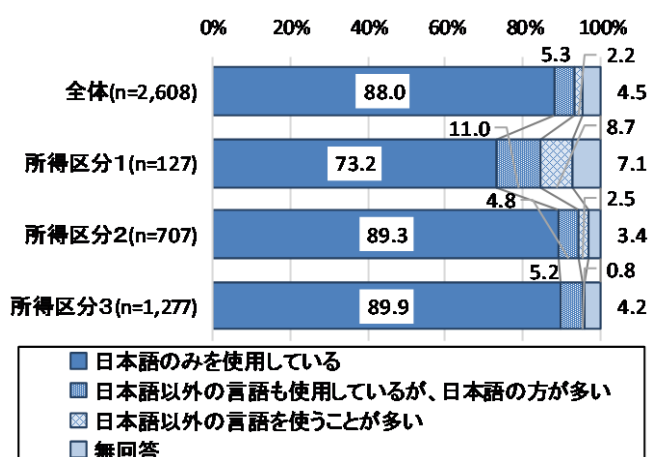
- 支援者等ヒアリングでは、外国籍・外国につながる世帯は言語の壁により制度等に関する情報を得ることが難しく、必要な支援が届きにくいことから、困難を抱えてしまう場合があることが指摘されています。また、言語や文化の違いから、地域のコミュニティから孤立しがちであり、周囲とつながりにくく、抱えている課題が見えづらいといった状況が聞かれました。
- 外国籍・外国につながる世帯の子どもの中には、保護者の都合で来日している場合に、日本で生活していくモチベーションが高くなく、将来を思い描くのが難しくなるといった場合や、友人との日常的な会話はできるが、生活言語と学習言語の違いから思うように学力が伸びず、学習や進学に課題を抱える場合があることが指摘されています。

4 外国につながる子どもとは、国籍は日本でありながら、以前は外国籍だった児童生徒、両親の両方又はどちらか一方が外国籍である児童生徒など、様々な形で外国につながる児童生徒を総括した呼び方

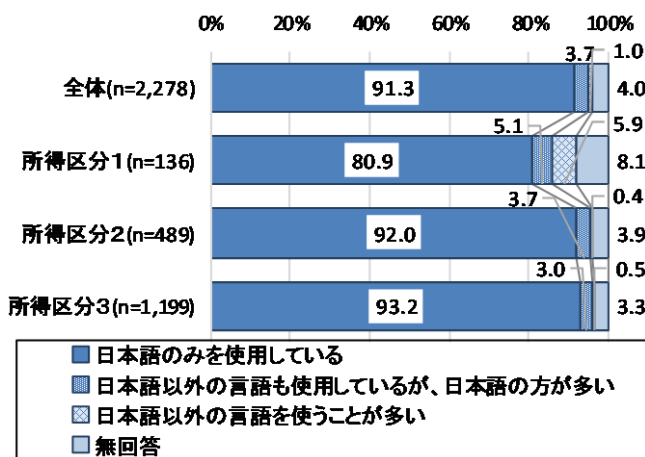
- 市民アンケート調査では、家庭での言語の使用状況について、5歳児の保護者の7.5%、小学5年生の保護者の4.7%、中学2年生の保護者の3.6%が日本語以外の言語を使用している（「日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い」「日本語以外の言語を使うことが多い」の合計）と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、日本語以外の言語を使用していると回答した割合がそれぞれ19.7%、11.0%、4.2%となっており、全体と比べて高くなっています。

図表 30 家庭での言語の使用状況

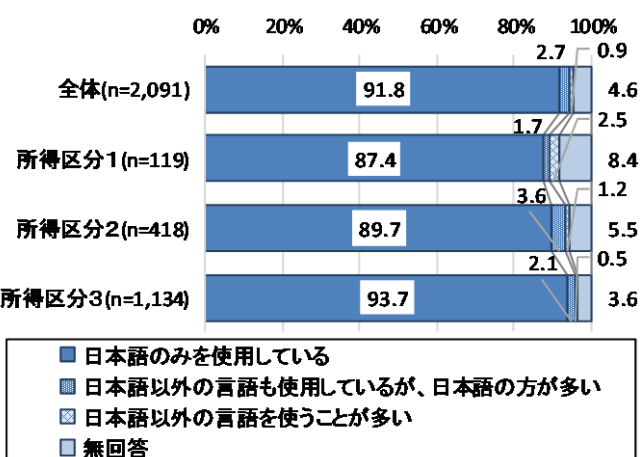
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】

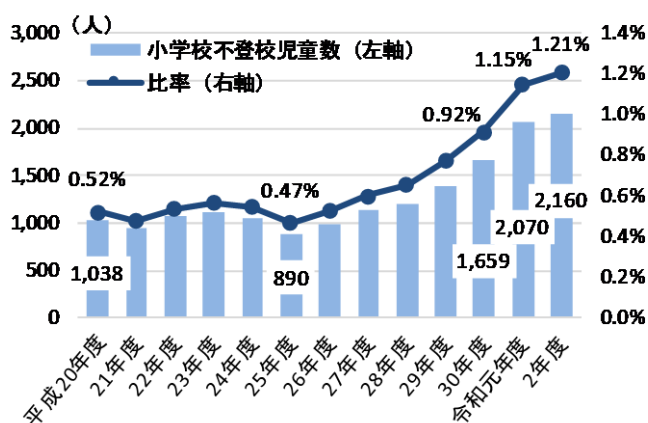


③ 子どもの不登校

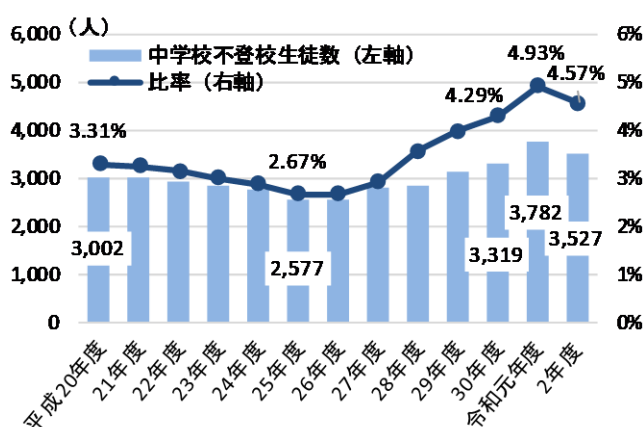
- 本市の市立小学校における不登校児童数は、平成20年度の1,038人から令和2年度には2,160人と約2.1倍に増加し、市立小学校の児童全体に占める割合は1.21%となっています。
- 市立中学校の不登校生徒数は、平成20年度の3,002人から令和2年度には3,527人と約1.2倍に増加し、市立中学校の生徒全体に占める割合は4.57%となっています。

図表 31 不登校の状況

【横浜市立小学校】



【横浜市立中学校】

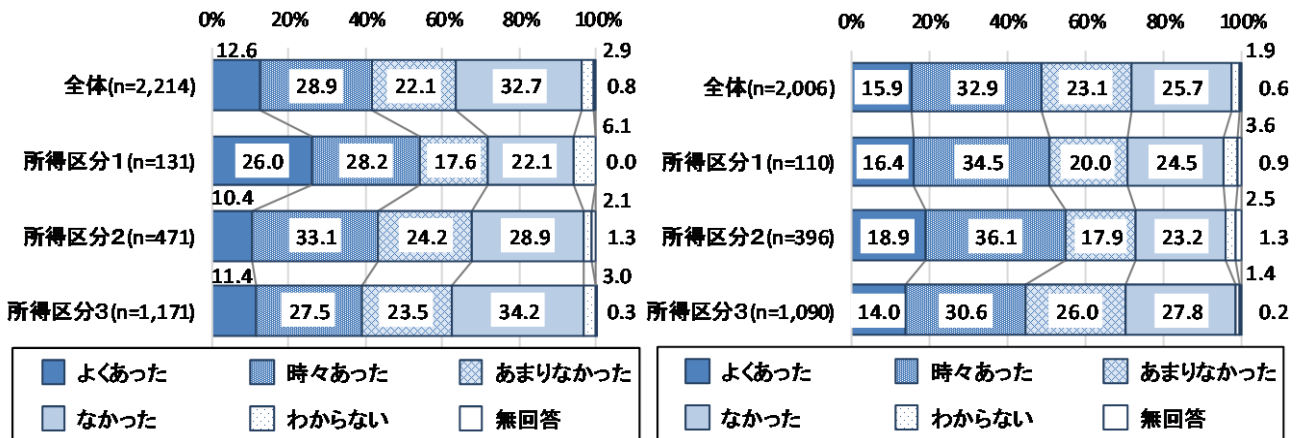


- 支援者等ヒアリングでは、不登校となった子どもの背景には、家庭の経済的困窮をはじめ、朝起きることができないなど基本的な生活習慣が整わないといった課題が指摘されています。また、そのような家庭の中には適切な養育が行われていない場合もあり、学習習慣や学習意欲が欠如しやすく、学業が遅れがちになることでさらに不登校の傾向が強まる可能性があるということも聞かれました。
- さらに、仕事が忙しいひとり親世帯や、保護者が精神疾患を抱えている家庭においては、子どもが家事やきょうだいの世話などを担っている場合があり、子どもが毎日登校できなくなっているといったことも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、学校に行きたくないと思ったことについて、小学5年生の12.6%、中学2年生の15.9%が「よくあった」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の26.0%、中学2年生の16.4%が「よくあった」と回答しており、小学5年生では大きな差が確認できます。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ21.4%、24.9%が「よくあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 32 学校に行きたくないと思ったこと（所得区分別）

【小学5年生 所得区分別】

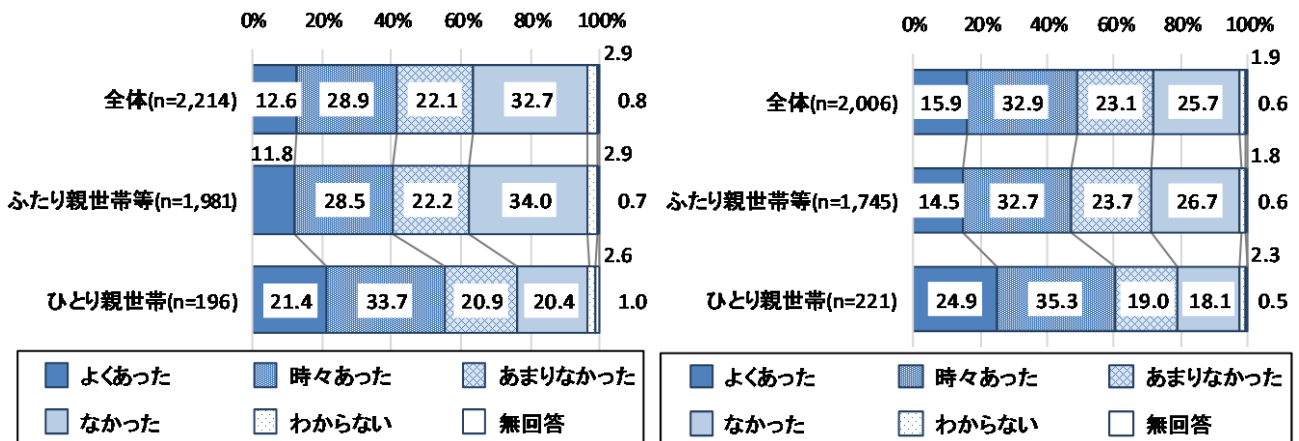
【中学2年生 所得区分別】



図表 33 学校に行きたくないと思ったこと（世帯類型別）

【小学5年生 世帯類型別】

【中学2年生 世帯類型別】



④ 子ども・若者のひきこもり等

- 「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)によると、本市の15~39歳の子ども・若者のうち、ひきこもり群の定義に該当する数は約1.5万人(1.39%)となっています。また、総務省の就業構造基本調査によれば、本市の15~24歳の子ども・若者のうち、家事や通学をしていない無業者は約9,400人(2.6%)となっています。
- 支援者等ヒアリングでは、ひきこもり等の背景には、いじめや学業不振による不登校といった負の体験や、虐待、発達障害・知的障害等、様々な課題が複合的に絡み合っているケースが多いことが指摘されています。また、保護者のもとで暮らすひきこもり状態の子ども・若者については、必ずしも経済的困窮状態にある方ばかりではありませんが、自身の悩みなどを相談できる相手や場所がないといった関係性の貧困に陥っており、中退や離職等の結果、経済的困窮に陥ってしまう場合があることが聞かれました。

図表 34 子ども・若者におけるひきこもり群の推計概要

横浜市子ども・若者実態調査 調査概要	
調査対象	市内に居住する満15歳以上39歳以下の男女個人
標本数	3,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・訪問及び郵送回収(希望者等は郵送回答)
調査時期	平成29年7月28日~11月30日
有効回答数	1,004人(33.5%)

内閣府「若者の生活に関する調査」による定義に基づき、「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)を実施し、本市におけるひきこもり群を推計

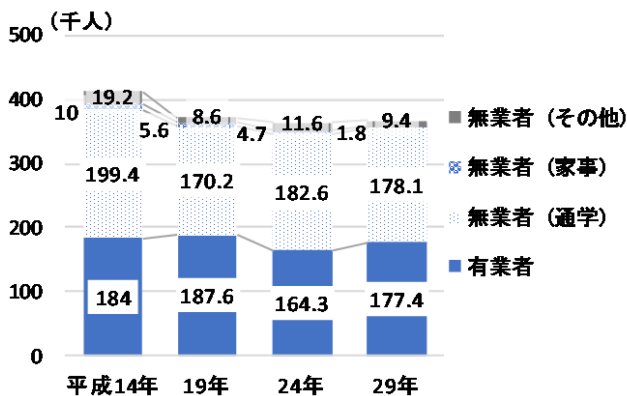
ひきこもり群の定義

ふだんは家にいるが、自分の趣味の用事のときだけ外出する
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
自室からは出るが、家からは出ない
自室からほとんど出ない

※上記の状態となって6か月以上と回答したもの
 ※上記の状態となったきっかけが自宅での仕事、妊娠、出産・育児、統合失調症、身体的な病気と回答した者、又は就業状況を尋ねる設問で専業主婦・主夫・家事手伝いをしていると回答した者、自宅にいるときによくしていることを尋ねる設問で家事・育児と回答した者を除く

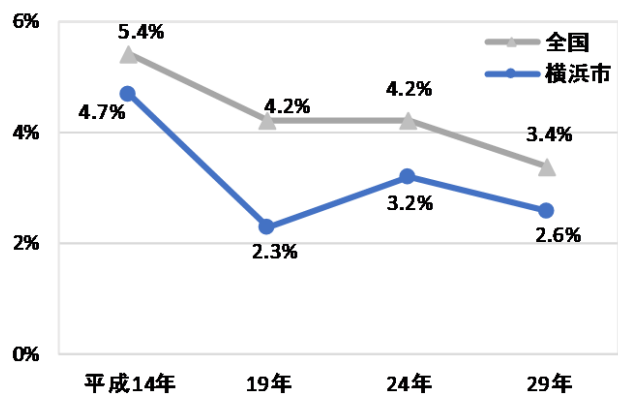
図表 35 若年無業者(15~24歳)の状況

【本市の有業者・無業者(15~24歳の推移)】



出所) 総務省「就業構造基本調査」

【家事や通学をしていない無業者の比率】



出所) 総務省「就業構造基本調査」

(3) 保護者の状況

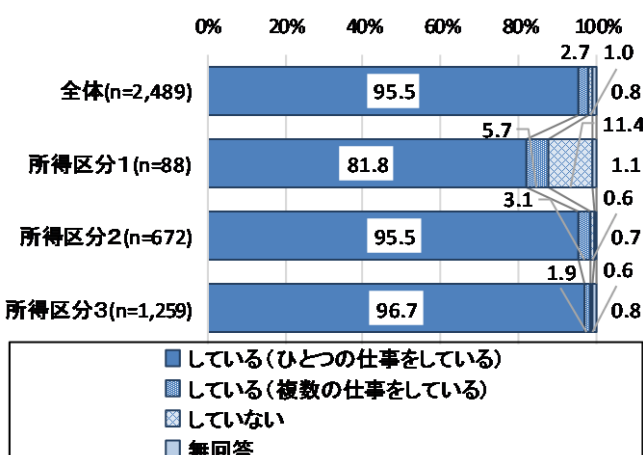
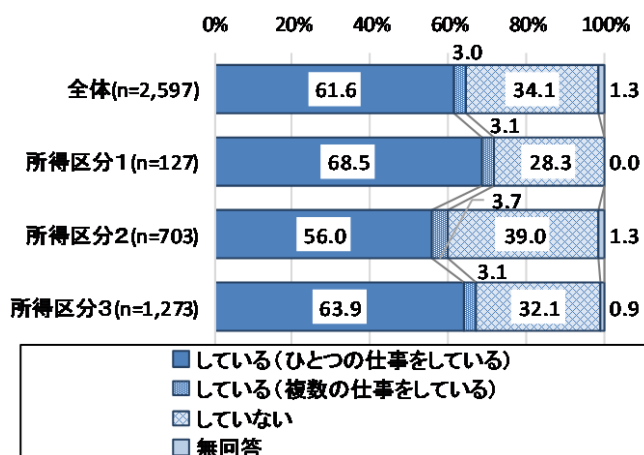
ア 就労に関すること

- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱える家庭の保護者の特徴として、健康面での問題や、精神疾患等により、働きたくとも働けない、また非正規雇用や就労が継続しないなどの不安定就労により、経済的基盤が脆弱であることが多いと指摘されています。
- また、ひとり親世帯など、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、勤務地や就業時間の制約を受けることも多く、そのことが正社員の職に就くことを困難にしている要因の一つとなっているとされています。
- このほか、生計を維持するために、早朝や収入の良い深夜の時間帯を含むダブルワークやトリプルワークなど、長時間労働をする方が少なくないことが聞かれました。
- このような状況は子どもの生活習慣の乱れをはじめ、子どもの孤立や、親が不在の間は上の子が下の子の面倒を見なければならないといった状況にもつながっていると指摘されています。
- 市民アンケート調査では、5歳児の母親の就業状況について、全体の64.6%が仕事をしている（「している（ひとつの仕事をしている）」「している（複数の仕事をしている）」の合計）と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では71.6%が「仕事をしている」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- 小学5年生・中学2年生の母親では、所得区分により「ひとつの仕事をしている」割合に大きな差は見られないものの、「複数の仕事をしている」割合は所得が低くなるにつれ高くなっています。
- また、就業形態については、5歳児の母親の48.7%、小学5年生の母親の29.1%、中学2年生の母親の28.5%が「正社員・正規職員・会社役員（以下「正社員等」という。）」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、5歳児の母親の27.5%、小学5年生の母親の24.5%、中学2年生の母親の23.2%が「正社員等」として回答しており、全体と比べて低くなっています。
- 父親の就業状況及び就業形態については、母親と同様、所得区分が低くなるにつれ、「複数の仕事をしている」割合が高くなっており、「正社員等」の割合が低くなっています。
- また、所得区分1に該当する世帯では、「仕事をしていない」割合が、他の所得区分に比べて非常に高いことが確認できます。

図表 36 母親・父親の就労の有無（5歳児の保護者）

【5歳児の母親】

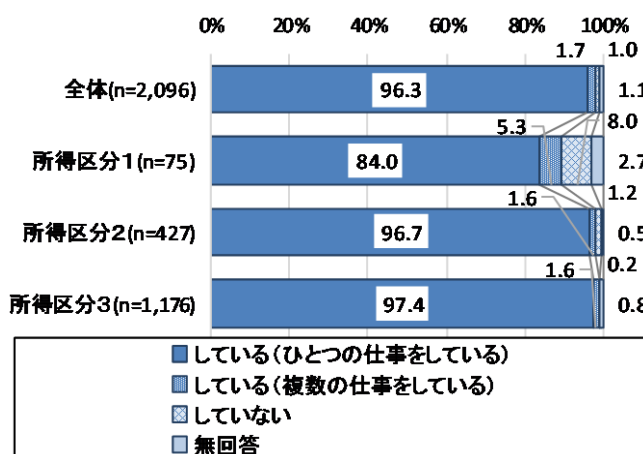
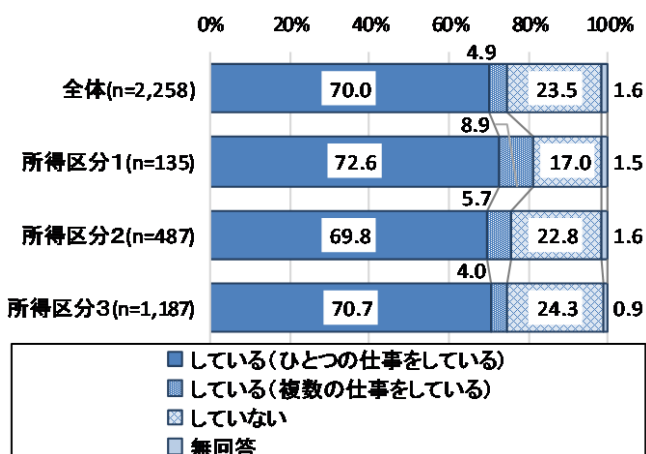
【5歳児の父親】



図表 37 母親・父親の就労の有無（小学5年生の保護者）

【小学5年生の母親】

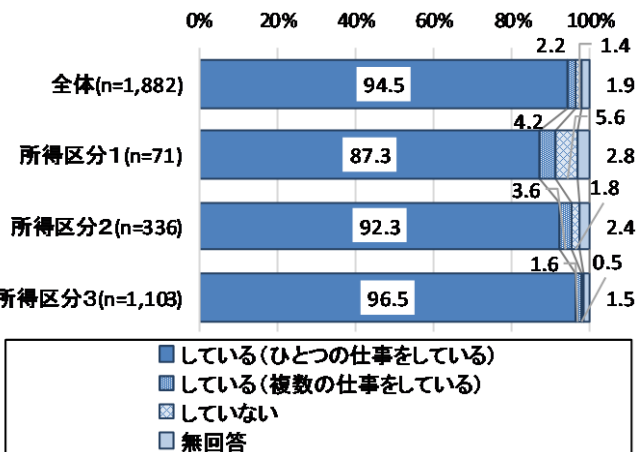
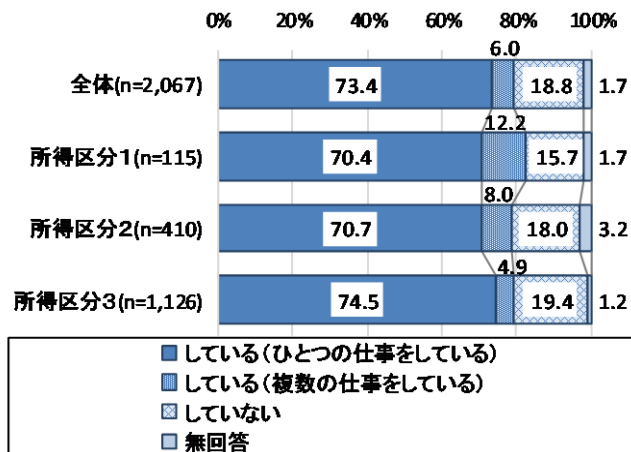
【小学5年生の父親】



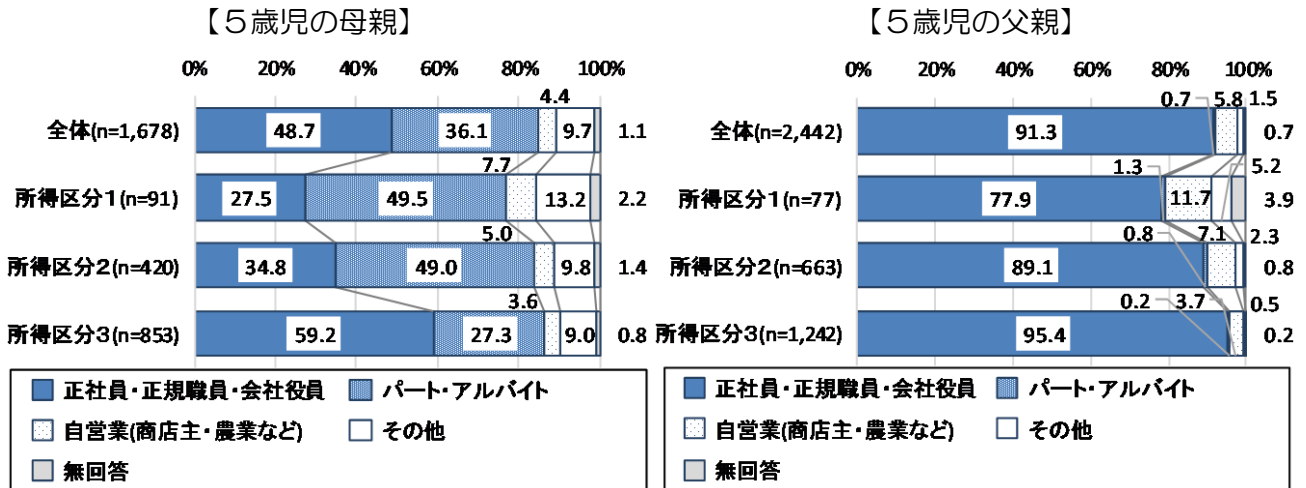
図表 38 母親・父親の就労の有無（中学2年生の保護者）

【中学2年生の母親】

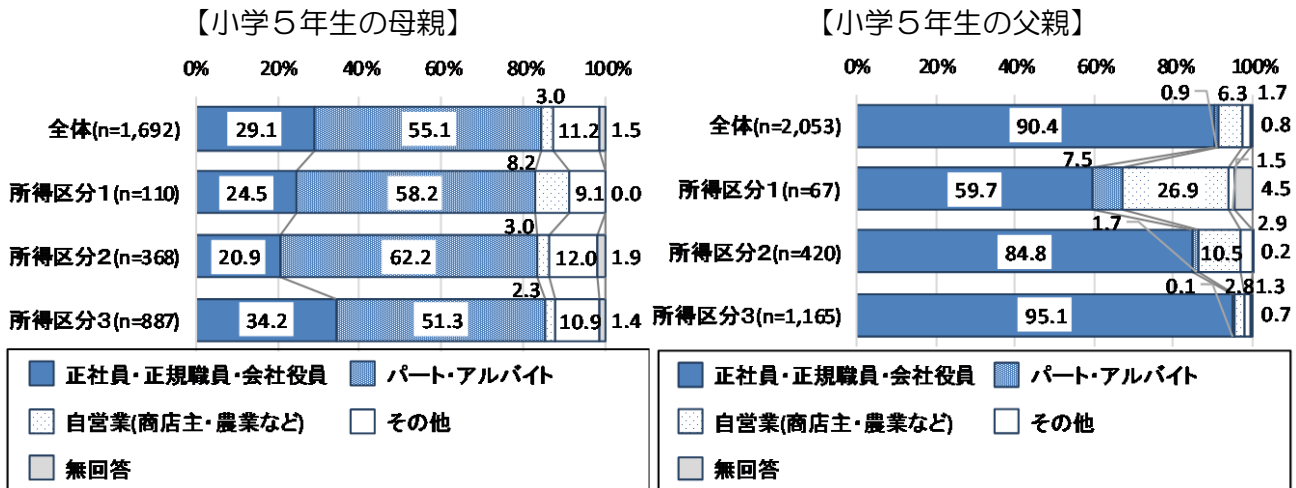
【中学2年生の父親】



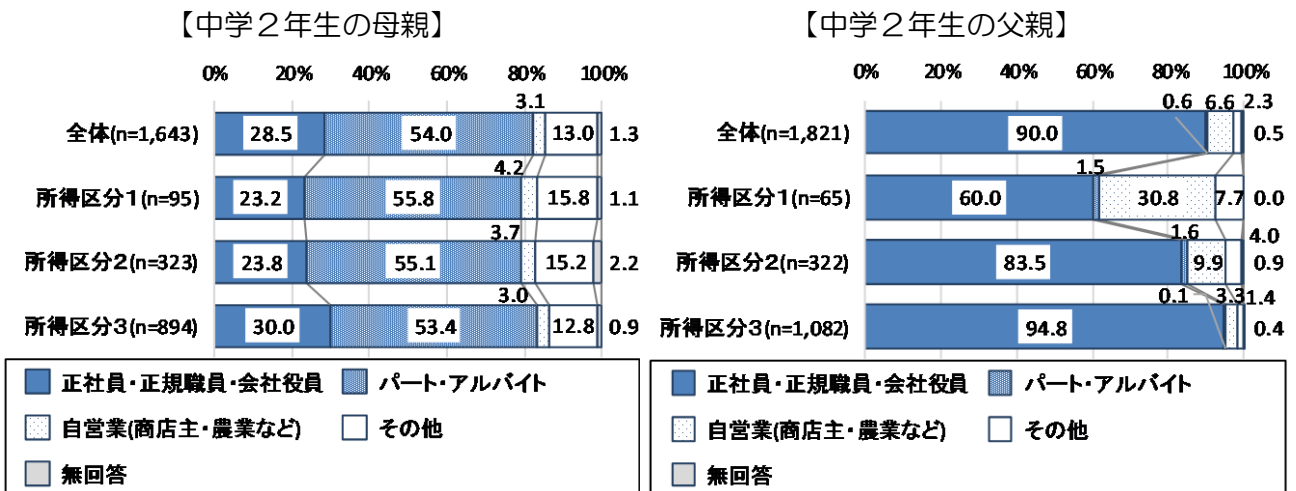
図表 39 母親・父親の就業形態（5歳児の保護者）



図表 40 母親・父親の就業形態（小学5年生の保護者）

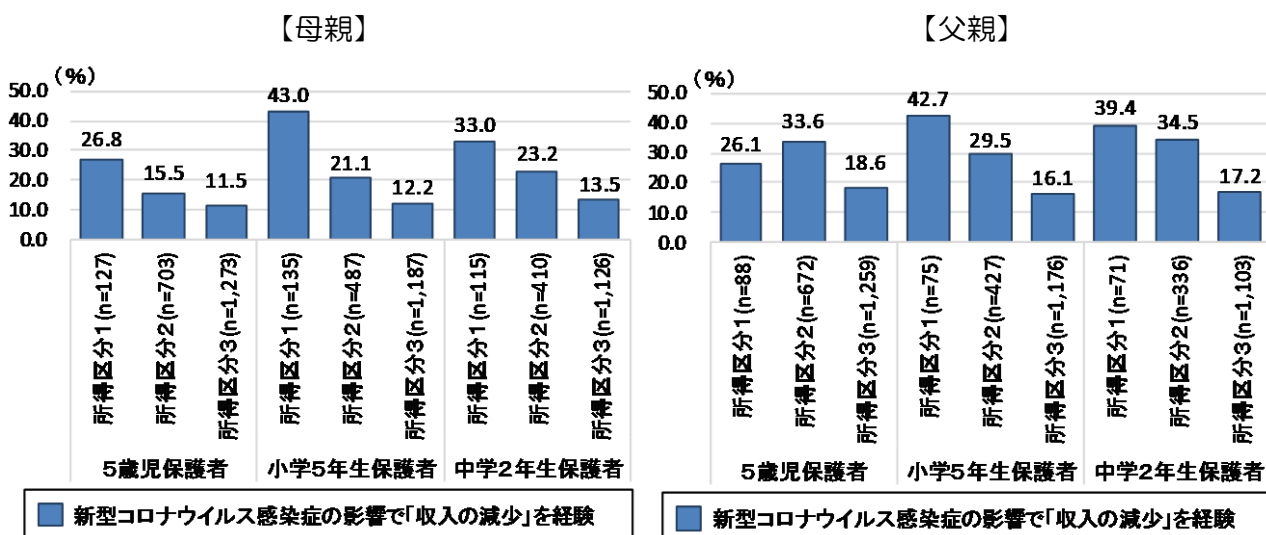


図表 41 母親・父親の就業形態（中学2年生の保護者）



- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、失職や勤務時間の減少に伴う収入減少のほか、感染を恐れて就労を先延ばしにするといった場合があることが指摘されています。
- また、家計のひっ迫による将来への不安から情緒不安定になってしまう保護者や、精神的なストレスを子どもに向けてしまう保護者の状況も聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症による収入の減少の状況が見られました。感染症の拡大による就業上の影響について、多くの世帯での「収入の減少」が確認できますが、特に所得区分1に該当する世帯においては、約3～4割の世帯で「収入の減少」が見られ、非常に厳しい状況となっています。

図表 42 母親・父親の収入の減少（新型コロナウイルス感染症の影響）

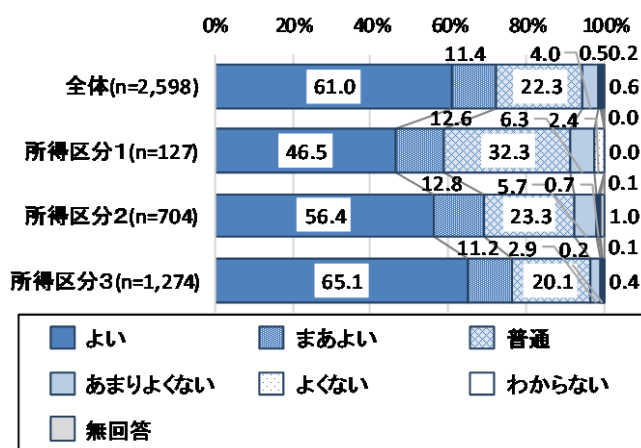


イ 健康状態等に関すること

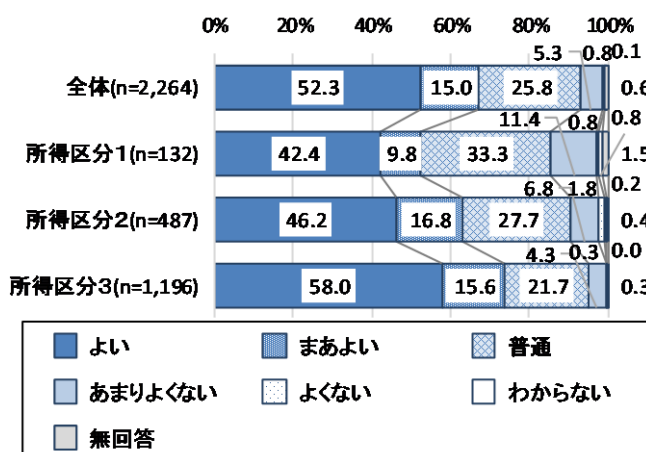
- 支援者等ヒアリングでは、身体的な障害や精神疾患を含む健康上の問題を抱えているケースが、困難を抱えている家庭の保護者に多いことが指摘されています。
- また、保護者が地域から孤立していたり、一部の家庭においては公的な支援に頼ることに抵抗があり、適切な支援につながっていない場合があることも聞かれました。
- さらに、障害等を抱える保護者のケアを子どもが担っているといった状況もあるとされています。
- 市民アンケート調査では、保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の健康状態について、5歳児の保護者の4.5%、小学5年生の保護者の6.1%、中学2年生の6.5%が「あまりよくない」「よくない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の8.7%、小学5年生の保護者の12.2%、中学2年生の保護者の12.9%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 43 保護者の健康状態（所得区分別）

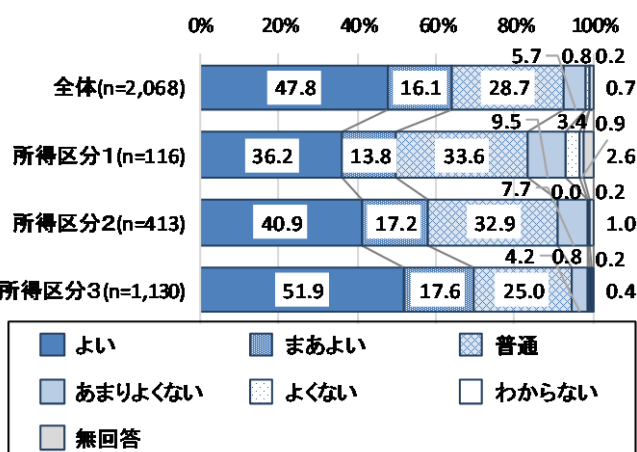
【5歳児の保護者 所得区分別】



【小学5年生の保護者 所得区分別】



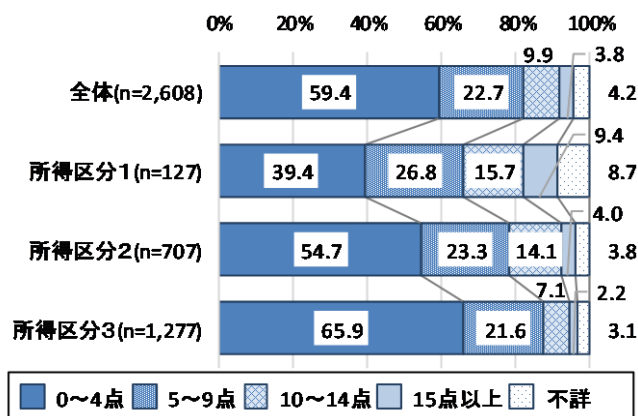
【中学2年生の保護者 所得区分別】



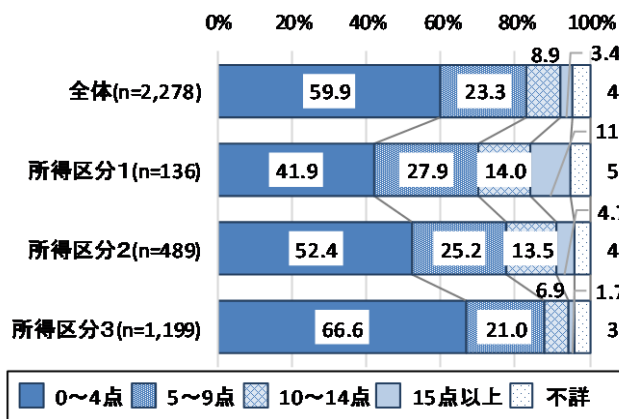
- 保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の抑うつ傾向については、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合（抑うつ傾向指標が10点以上の者・詳細は注5参照）は、5歳児の保護者で13.7%、小学5年生の保護者で12.3%、中学2年生の保護者で12.2%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者で25.1%、小学5年生の保護者で25.0%、中学2年生の保護者で31.1%と全体と比べて高くなっており、経済的困窮が心理面にも影響を与えていることが確認できます。

図表 44 抑うつ傾向指標（K6）⁵

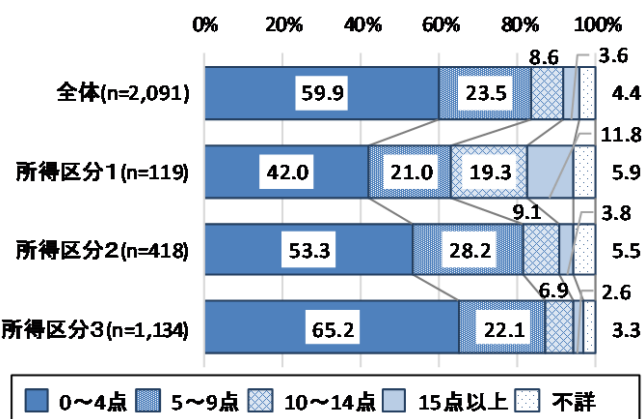
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】



5 厚生労働省「国民生活基礎調査」の用語集によれば、「K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。（中略）合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性がある」とされている。

「自分が神経過敏になっていると感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわしたり、落ちつきなく感じたりしましたか」「気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をしても骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6項目それぞれについて、「まったくない」を0点、「少しだけ」を1点、「ときどき」を2点、「たいてい」を3点、「いつも」を4点とし、全てを足し上げて0から24点の指標を作成した。なお、厚生労働省「国民生活基礎調査」では、10点以上を「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者」として取り上げている。

3 子どもや家庭を取り巻く課題

実態把握調査の結果等から見てきた「2 本市の子どもの貧困に関する状況」を踏まえ、子どもや家庭を取り巻く課題を次のとおり整理しました。

(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響

必要な食料や衣料が買えなかったなどの生活上の困難の経験は所得が低くなるにつれて多くなっており、生活面での様々な格差が浮き彫りになっています。

所得による経済的制約は、医療サービスを必要な時に享受できないこと等による健康格差にもつながるだけでなく、生活の選択肢を狭め、ゆとりを失わせるなど、保護者の精神的にも大きな影響を与えています。

家庭の経済状況は保護者の就業状況によって大きな違いがあり、家庭の経済的基盤を確立するには安定した雇用の確保が不可欠となりますが、特にひとり親家庭においては、不安定な就労等により生活困窮に陥るリスクが高くなっています。

全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応、育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

(2) 子どもの学力や進学機会の格差

経済的に困窮している世帯の子どもほど、家庭環境が整っていないことや保護者の養育力不足などにより、基本的な生活習慣が身についていない傾向にあります。

また、生活習慣は学習の土台となることから、生活習慣が整わないことで、学習習慣が形成されにくく、学力が低くなる傾向も見られています。

さらには、進学費用や教育費の問題から子どもの将来の進路が狭まってしまうといった課題も見えています。

子どもの育つ家庭環境の格差により、子どもの生活、学び、進路等への負の影響が生じること、生活困窮等の不利が世代間連鎖することが懸念されます。

全ての子どもに対し、学力や教育、進学を機会を保障するためには、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。

また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下

困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等により、逆境をはねのけ、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあることが聞かれています。

また、放課後に一人で過ごす子どもは、それ以外の子どもと比較して、自己肯定感が低いといった状況も見られています。

さらに、対人関係の希薄化から生まれる孤独感等から自殺企図や自傷行為につながっているケースがあるといった意見も聞かれました。

核家族化の進展により地域とのつながりが希薄になっている現在、家や学校以外で子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の重要性は高まっていると考えられます。

近年、いわゆる「子ども食堂」や子どもの体験活動など、地域の方々が主体となる支援活動が広がりを見せています。子どもたちはそこで出会う大人との関わりを通し、多様な価値観や生き方に触れ、ときに褒められ、ときに叱られながら、自己肯定感や将来を切り拓いていく力を身に付けることができます。

地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をしっかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。

(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らなかったり、手続きが分からないということがあります。

また、子どもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラーなど、家庭内のデリケートな問題であるといった理由や、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援につながりにくい場合があります。

さらに、経済的困窮により望まない職業についてしまうといった問題もみられます。

加えて、若年無業者のうちでも特に女性については、「家事手伝い」等と見なされ、統計上にも上がらず、支援の対象として認識しづらいといった課題も存在しています。

そのため、制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子どもや家庭を、日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく必要があります。

妊娠・出産・乳幼児期では、母子保健の取組や保育所、幼稚園、地域の子育て支援の場面で、学齢期にあっては、学校をはじめ、放課後の居場所や地域における様々な子どもの居場所において、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていかなければなりません。

また、困難を抱える家庭は、地域との関わりや制度を利用することを望まない場合もあります。支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があり、見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

子どもの貧困の背景には、子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。

ひとり親家庭では、不安定な就労による生活基盤の弱さに加え、子育てと生計をひとりの親が担っていることから、子どもが孤立しやすいといった状況が見られます。

児童虐待や家庭の養育力不足など、様々な理由により家庭で暮らすことができず、社会的養護を必要とする子どもにおいては、保護者からの経済的援助や精神的な支えがない中で、施設等退所後に自立していくことの難しさがあります。

近年増加している外国につながる子どもにおいては、言語や文化の違いから孤立しがちであったり、学習や進学に課題を抱えてしまう傾向が見られます。

また、不登校やひきこもりの背景には、いじめや学業不振、虐待や保護者の疾病、障害、など、様々な課題が複合的に存在している場合があるとの意見も聞かれました。

子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による希望しない転職や失職、労働時間の減少等に伴う収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。

また、家庭の経済状況等に関わらず、コロナ禍での生活が子どもの学力や生活習慣、精神状態にも影響を与えていることがわかりました。

感染症の影響が今後も長引くことになれば、子どもの貧困を取り巻く状況はますます厳しくなることが懸念されます。

本計画を基に、引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、随時、施策の検討や各取組の拡充等を行う必要があります。

第2章で整理した本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や、施策体系等を次のとおり整理しました。

1 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

2 施策展開にあたっての基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、次の基本的な考え方に立ち、施策・事業を組み立て、推進します。

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

【取組の視点】

① 貧困の連鎖を断つ

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、育ち・成長の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

② 妊娠・出産期からの切れ目のない支援が届く仕組みづくり

妊娠・出産期から、子どもの成長段階に応じ、家庭内の課題を早期に発見し、より困難な状況に陥ってしまわないよう、適切な支援につなげていきます。

③ 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実

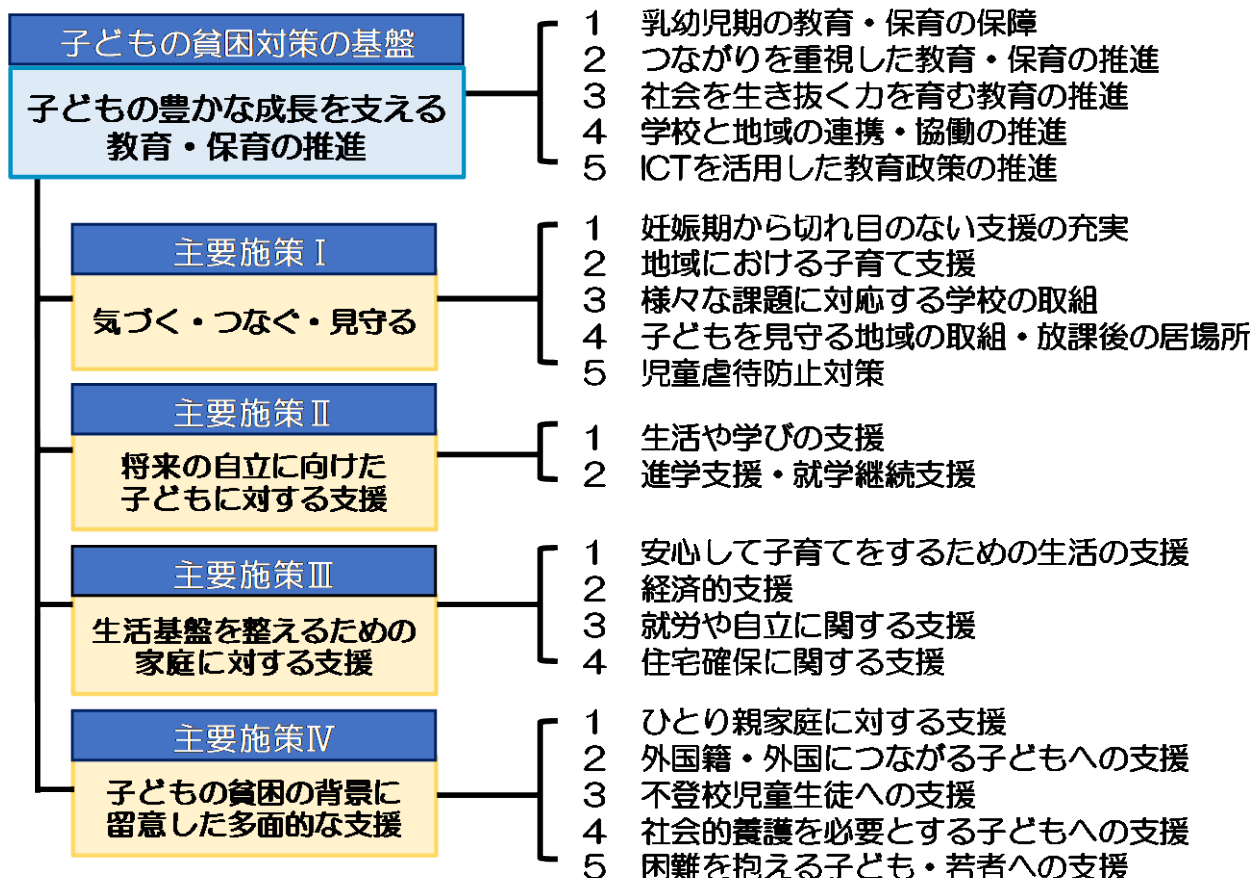
子どもの貧困は家庭の経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり等、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、多面的な支援を実施します。

④ 社会全体での子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の背景にある様々な課題を家庭のみの責任とはせず、学校や地域、企業など社会全体で取り組んでいきます。

3 施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤に据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。



4 計画の進捗状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、計画の基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、第2期計画においても子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値 (令和8年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠 11 週以下での届出の割合	96% (令和2年度)	96%以上
未就学期	保育所等待機児童数	16人 (令和3年4月)	0人 (毎年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との 円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小・中学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (令和2年度)	24か所
	放課後学び場事業実施校数	小学校 29校 中学校 59校 (令和2年度)	小学校 35校 中学校 147校
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により 児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業者数)	97% (令和2年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業者数/入学者数)	94% (令和2年度)	96%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業者数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成割合	54% (令和2年度)	70%
困難を抱える 若者	若者自立支援機関等の支援により、 状態の安定・改善がみられた割合	88% (うち、改善が みられた割合 32%) (令和2年度)	90%以上 (うち、改善が みられた割合 32%以上)
ひとり親	就労支援計画を策定した者のうち、就職した又は 就職に向けて取り組んでいる者の割合	86% (令和2年度)	90%以上

【子どもの貧困対策の基盤 – 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】

1 子どもの貧困対策の基盤について

- 教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。
- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

2 主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育の保障

保育・幼児教育の場の確保

多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、保育・幼児教育の場の確保に取り組んでいきます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

保育・幼児教育を担う人材の確保

保育所、幼稚園、認定こども園等における人材の確保を進めるため、「採用」と「定着」の両面から支援します。「採用」では、保育士就職面接会や見学会の開催、幼稚園就職フェアへの補助等を実施します。「定着」においては、住居に対する補助、処遇改善、コンサルタントの派遣等による保育者が働きやすい職場環境の構築、などを行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

保育・幼児教育の質の向上						
市内全ての保育・教育施設を対象とした職種や経験年数別等の研修の実施による専門性の向上や、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進等により、保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

幼児教育・保育の無償化の推進						
生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しました。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

（2）つながりを重視した教育・保育の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続						
幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校との円滑な接続を目指します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

小中一貫教育の推進						
全市立小中学校（小中一貫教育推進ブロック、併設型小中学校、義務教育学校）において、「9年間で育てる子ども像」やその実現に向けた計画を全ての教職員、家庭、地域が共有し、9年間を通じた児童生徒の資質・能力の育成を目指します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

（3）社会を生き抜く力を育む教育の推進

一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上						
1人1台端末や指導者用デジタル教科書等のICTを活用した学習、小学校低学年における「読みのスキル」の向上、小学校高学年における一部教科分担制などの取組を推進します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

人権教育の推進						
<p>「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指し、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

特別支援教育の推進						
<p>国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進						
<p>実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連携・協働して推進します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

(4) 学校と地域の連携・協働の推進

学校運営協議会の設置推進						
<p>地域のニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域・社会が一体となったより良い教育の実現に向けて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置をより一層推進していきます。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

地域学校協働活動の推進						
<p>学校と地域の橋渡しを担う学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動（放課後等の学習支援、体験活動等）を支援します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

(5) ICT を活用した教育政策の推進

GIGA スクール構想の推進						
ICT を活用しながら、児童生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、児童生徒間の学びにはじまり地域の方々との関わりを大切にした「社会とつながる協働的な学び」を実現します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】

1 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。
- 子どもや家庭に関わる様々な方が、地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

2 主な取組

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援						
区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。						
また、センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に、継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安・負担の軽減を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				
妊娠・出産相談支援事業						
予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●					
妊婦健康診査事業						
妊婦健康診査を定期的に受診することにより、出産前の不安や悩みを解消し、母子ともに安全・安心な出産を迎えられるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●					

母子訪問指導事業						
母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導・訪問指導を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

こんにちは赤ちゃん訪問事業						
地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

乳幼児健康診査事業等						
先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

(2) 地域における子育て支援

地域子育て支援拠点事業						
各区に1か所（サテライト設置区は2か所）ある、妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び・交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

親と子のつどいの広場事業						
主にNPO法人などの市民活動団体の運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

子育て支援者事業						
保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場						
子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

地域子育て支援スタッフの育成						
地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

(3) 様々な課題に対応する学校の取組

児童生徒支援体制の充実						
いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭の体制を強化するとともに、組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化

多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカーの活用を強化・推進します。また、各校を巡回し、学校のニーズへの適切な対応がより求められるスクールソーシャルワーカーの育成体制を強化し、支援の質の向上・平準化に取り組みます。さらに、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

スクールカウンセラーの活用

児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施します。また、高等学校においても、全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒や家庭の複雑・多様化する課題解決のための相談支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

(4) 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

放課後児童育成事業

全ての子どもたちが無償で「遊びの場」を提供するとともに、留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に、小学校施設を活用して実施する放課後キッズクラブや、地域の理解と協力のもとに民間施設等にて留守家庭児童等に「生活の場」を提供する放課後児童クラブなど、放課後の安全で安心な居場所づくりを通じて、子どもたちに自主性や社会性を育むとともに、その健全な育成を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●			

地域における子どもの居場所づくり

子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

プレイパーク支援事業

木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所であるプレイパークの活動を支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

青少年の地域活動拠点づくり事業

思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の青少年を対象に、安心して気軽に集える場を提供し、同世代・多世代との交流や様々な体験活動を通して、社会参画に向かう力を育成します。また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで、青少年が抱える悩みや課題が深刻にならないように予防的支援や早期支援を行います。さらに、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	●

民生委員・児童委員による見守りや相談活動等

養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

(5) 児童虐待防止対策

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区役所や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

「こども家庭総合支援拠点」機能の整備

区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭に対する相談及び支援を強化します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

児童相談所の機能強化

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。また、児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、児童相談所等の整備を進めます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、横浜市と神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市で「かながわ子ども家庭 110 番 LINE」を共同運用し、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

保育所等での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受け入れ体制を整えます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】

1 施策の方針

- 養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。
- 学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

2 主な取組

(1) 生活や学びの支援

寄り添い型生活支援事業						
保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨きなどの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

放課後学び場事業						
家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小学生・中学生を対象に、大学生や地域住民等が中心となり、放課後等に学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

寄り添い型学習支援事業						
貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	

地域における体験や学習機会の充実						
子ども食堂等の地域の居場所における食育体験・学習機会の提供やプレイパーク、青少年関連施設等における自然・科学・社会体験など、子どもたちが多様な体験や、様々な世代との交流を通じて、自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境の充実を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	●

就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援

就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●		

困難を抱える生徒への支援事業(ようこそカフェ)

横浜総合高校において、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援や、キャリア形成支援を行う「ようこそカフェ」を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	

市立定時制高校における「学び直し」による学習支援

市立高校定時制(横浜総合高校・戸塚高校)において、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語・数学・英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	

ヤングケアラーに対する支援

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、本市における実態を把握するための調査を実施し、関係機関の連携のもと、適切な支援につなげていくための取組を進めてまいります。また、リーフレットの作成や、理解促進のためのフォーラムの開催等、市民や学校、関係機関向けに広報・啓発を行うことで、社会的認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげていきます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

「生理の貧困」問題への対応

市立学校において、保健指導の一環として生理用品の無償提供等を保健室で行うとともに、養護教諭を中心に、児童支援・生徒指導専任教諭やスクールソーシャルワーカーなど組織的な連携を強化し、児童生徒からの相談に適切に対応します。

また、防災備蓄品の活用を含め、子どもの貧困問題に取り組む団体等と連携して、必要な支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	●

(2) 進学支援・就学継続支援

教育支援事業						
<p>区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	

高等学校奨学金事業						
<p>経済的理由により高校の修学が困難で、学業優秀な生徒に奨学金を支給します。また、市立高校の定時制課程に在学する有職生徒等に対し、教科書購入費を支給します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	

就学支援金・学び直し支援金						
<p>所得等要件を満たす世帯については、就学支援金が認定され、高等学校等に在学する生徒の授業料（の一部）に充てられます。また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金の認定を受ければ、同様の支援が受けられます。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	

高等教育の修学支援新制度						
<p>学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学等への進学・進級をあきらめることがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度が、国公立大学等の制度対象校にて実施されています。本市は、制度対象校である横浜市立大学の設立団体として、授業料等の減免に係る経費を負担しています。</p> <p>なお、国立大学及び私立大学については、制度対象校であれば当該校の授業料等の減免に係る経費を国が負担しています。制度対象校かどうかは、文部科学省のホームページ又は当該校のホームページ等で公表されています。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
						●※

※大学等に通う学生を対象とした取組です。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】

1 施策の方針

- 子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

2 主な取組

(1) 安心して子育てをするための生活の支援

多様な「保育・教育」ニーズへの対応						
<p>保育所等での一時保育や乳幼児一時預かり、病児・病後児保育など、多様な保育・教育の場の確保を通じて、保護者の様々な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもを養育する保護者を支援します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

横浜子育てサポートシステム事業						
<p>人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

産後母子ケア事業						
<p>心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しデイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

産前産後ヘルパー派遣事業						
<p>家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

育児支援家庭訪問事業

養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭や出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、継続的に訪問することで、適切な養育が行われ、児童の健やかな育ちを支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

横浜型児童家庭支援センター

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、区福祉保健センターや児童相談所と連携し、各区で相談支援や短期預かり等を一体的に行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

(2) 経済的支援

児童手当						
児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●		

就学奨励事業						
経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施します。小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

小児医療費助成						
子どもが病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（年齢により、所得制限や一部負担金あり）。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●		

一時保育事業や放課後児童育成事業等の利用料の減免						
一時保育事業や病児・病後児保育事業、放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ）等において、低所得世帯等に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

助産制度						
出産費用を負担できない方（所得制限あり）が、衛生で安全に出産できるよう分娩費用の助成を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●					

(3) 就労や自立に関する支援

生活保護						
生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

被保護者自立支援プログラム事業						
区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。 また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

生活困窮者自立支援事業						
区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポット、無料職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

(4) 住宅確保に関する支援

市営住宅申込時の優遇						
中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率を一般組より優遇します。また子育て世帯に限定した募集区分を設けています。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●		

子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業(子育てりぶいん)						
子育て世帯の居住の安定を図るため、民間事業者が所有する子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅として横浜市が認定した住宅に対し、家賃の一部を助成します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

住宅セーフティネット事業

民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組みます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)

離職や廃業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】

1 施策の方針

- 子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足、DVなどの様々な要因が影響しています。それらの課題が複合的に絡みあっていることを踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

2 主な取組

(1) ひとり親家庭に対する支援

母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親家庭等自立支援事業)						
ひとり親サポートよこはま(母子家庭等就業・自立支援センター)に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。						
また、就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行うとともに、離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど就労以外の相談についても、区役所と連携しながら対応します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	
自立支援教育訓練給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)						
職業能力開発のため、介護ヘルパー等の一般教育訓練や、看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)						
高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

高等職業訓練促進給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

日常生活支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化や病気、就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に対し、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学生に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学への不安や教育費の確保などの悩みへ対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●		

養育費確保支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

養育費の確保が困難なひとり親家庭に対し、調停申立や公正証書の作成等にかかる費用(収入印紙代や手数料等)の補助や養育費の立て替え払いの補助など、養育費の安定的な確保に向けた支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

保育所等や一時預かり事業等の利用料減免

保育所等や一時預かり事業等を経済的負担なく利用できる環境を整えるため、ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)に対する利用料の減免を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

ひとり親家庭等医療費助成						
ひとり親家庭等の子ども及び親等が医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（所得制限あり）。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

母子父子寡婦福祉資金貸付						
母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	●

（2）外国籍・外国につながる子どもへの支援

保育所等における外国につながる子ども・家庭への支援						
保育所や幼稚園等における外国人の子どもの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費を助成します。						
また、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応支援、日本語指導						
児童生徒、保護者のニーズに応じて、日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」における来日初期の集中的な支援や、学校に設置される国際教室、資格を持つ日本語講師、母語のできるボランティアなどにより学校への適応支援や児童生徒への日本語指導を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

多文化共生総合相談センター						
市内在住外国人等への一般生活に関する相談対応や、国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの市民活動についての情報提供等を行います。また、専門的な情報提供が必要であると判断した場合は、適切な専門機関を紹介するなどの対応を行っています。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

国際交流ラウンジ						
市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。市民活動団体、NPO法人、公益財団法人などにより運営され、多くの市民ボランティアが協力しています。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

(3) 不登校児童生徒への支援

ハートフルフレンド家庭訪問						
家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

ハートフルスペース						
週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

ハートフルルーム						
不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行います（原則として、ハートフルスペースへの通室を経たからの入室となります）。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

アットホームスタディ事業						
ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

特別支援教室等を活用した不登校傾向にある生徒への支援

在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導や ICT 教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●		

フリースクール等の民間教育施設との連携

民間教育施設への委託により、訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問してオンライン学習教材を活用した学習支援等を実施するとともに、浦舟複合福祉施設を活用した不登校児童生徒への支援を実施します。また、民間教育施設と連携し、協働事業等を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

不登校児童生徒支援コーディネーター

不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童生徒の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進します。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒアリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

(4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

里親・ファミリーホーム委託の推進

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

施設等退所後児童に対するアフターケア事業

施設等を退所した児童の孤立を防ぎ、自立につなげていくため、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施するとともに、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。

また、施設退所者等が気軽に立ち寄り、相談したり、情報提供を受けたりできる居場所である「よこはま Port For」を運営し、必要に応じて個別支援につなげていきます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	●

資格等取得支援事業

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●

自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●

(5) 困難を抱える子ども・若者への支援

青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

地域ユースプラザ事業

地域ユースプラザ（市内4か所）は、青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。

また、支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザの相談員が各区に出向いて、専門相談及びセミナー・相談会を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

若者サポートステーション事業						
働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者と その保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。 また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向け た資格取得に係る支援を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。なお、「サポステ・プラス」(愛称)として、40歳から49歳までの方も対象としております。

生活困窮状態の若者に対する相談支援事業						
若者サポートステーションを利用する若者のうち、生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える 若者に対する相談支援を行います。 また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図る支援 を行うため、学校との連携のもと、定期的に出張相談等を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

よこはま型若者自立塾						
長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、それぞれの状況に応 じて通所や宿泊等によるプログラムを提供し、低下した体力を回復するための体力づくりととも に、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

若年無業女性への支援						
若年無業の女性の中でも、特に就労や人間関係の構築に困難を抱える方に対し、就労支援を実 施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

第 5

計画の推進体制等について

章

1 計画の推進体制等

- 本市では平成 28 年度から、外部有識者等を含む懇談会形式の「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を設置し、子どもの貧困対策の取組に関する意見交換や、支援者間のネットワークづくりを行ってきました。
- また、子どもの貧困対策は教育、福祉、子育て支援等の幅広い分野に係る総合的な取組が必要であることから、こども青少年局、教育委員会事務局や健康福祉局などの関係局区間の情報や課題の共有等を目的とした庁内会議を開催しています。
- 第 2 期計画の推進にあたっては、上記の会議において事業の実施状況や課題などに関する議論を行い、計画の PDCA サイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めていきます。

2 様々な主体による計画の推進と人材育成等

- 子どもの貧困対策は、困難を抱える子どもや家庭に、日常の様々な場面で気づき、見守り、支援につなげていく方や、専門的な支援を担う方など、多くの方が役割分担をしながら支えていく取組です。
- また、行政だけでなく地域の皆様や企業、関係団体など様々な方がそれぞれの立場や視点から主体的に支援に参画していく必要があります。
- そのためには、支援に携わる方が子どもの貧困に関する共通認識を持ち、必要な地域資源につなげたり、活用するといった視点から、子どもの貧困に関する感度や支援のスキルを高めていくことが重要です。
- また、地域の皆様や NPO 団体などによる子ども食堂や学習支援などの、今般、活動が盛んになっている取組と連携し、困難を抱える子どもや家庭の状況を共有することにより、早期発見・早期支援につなげていくことも必要です。
- 一方、支援に携わる方の中には、日ごろの子どもや家庭との関わりの中で悩みや不安を抱えていたりする場合もあり、行政としてしっかりとサポートしていくといった視点も不可欠です。
- 計画推進にあたっては、上記視点を踏まえた人材育成や情報共有・ネットワークづくりにも取り組み、支援の充実を図ります。

3 国や県などの関係機関との連携

- 計画の推進にあたっては、国や県など関係機関との連携を図っていくことが重要です。
- 国においては、「子どもの貧困対策会議」を中心に、施策の実施状況や対策の効果等を検証するとともに、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、一体となって子どもの貧困対策を推進しています。
- 神奈川県においては、県市町村連絡会議を開催し、地域の実情に応じた取組の働きかけや情報交換等を実施しています。
- 社会全体で子どもの貧困対策を効率的かつ効果的に進めていくため、国や県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、子どもの貧困対策を推進していきます。

4 情報発信・情報提供の推進

- 本市では第1期計画に基づき、子どもの貧困に資する支援の充実に取り組むとともに、リーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、幅広く各施策の周知を行ってきました。
- 一方、令和2年度に実施した子どもの貧困に関する実態把握調査では、困難を抱えている子どもや家庭において、必要な支援制度を知らない、手続きがわからないといった状況が依然として見られました。そのような子どもや家庭を早期支援につなげられないことにより、より困難な状況となり、貧困に陥ってしまうことはあってはなりません。
- 必要な方に適切な支援が届くよう、第2期計画の推進にあたっては、子どもの貧困対策に関する取組について、制度の概要や相談先等を横断的にまとめた子どもや家庭向けの支援ガイド等を作成するとともに、SNS を活用した当事者の立場に立った分かりやすい情報発信・情報提供を行います。